

柏市地域防災計画

資料編（案）

平成24年度修正

柏市防災会議

[資料編]

目 次

1. 条例・要綱

資料 1-1	柏市防災会議条例	1
資料 1-2	柏市防災会議運営要領	4
資料 1-3	柏市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項	5
資料 1-4	柏市防災担当国会議設置要項	6
資料 1-5	柏市防災会議の構成	7
資料 1-6	柏市災害対策本部条例	8
資料 1-7	柏市災害対策本部の事務分掌	9
資料 1-8	柏市自主防災組織補助金交付要綱	13
資料 1-9	柏市自主防災組織一覧	14
資料 1-10	災害時に関する各種協定締結一覧表	18

2. 応急活動体制

資料 2-1	職員配備一覧表	22
資料 2-2	職員参集表	25
資料 2-3	勤務時間外（夜間・休日等）の非常災害時職員動員連絡表	26
資料 2-4	地区災害対策本部（市内20のコミュニティエリア地区）	27
資料 2-5	震度による被害状況等の程度	28
資料 2-6	消防団員の配置表	32
資料 2-7	消防団の受持区域	33

3. 情報収集・伝達

資料 3-1	被害の認定基準（災害総括報告）	34
資料 3-2	指定電話・連絡責任者一覧表	43
資料 3-3	県の報告様式	45
資料 3-4	広報文例	76
資料 3-5	☒ 柏市防災行政無線（固定系）	86
資料 3-6	柏市防災行政無線（固定系）屋外受信機設置場所一覧表	87
資料 3-7	柏市防災行政無線（固定系）屋内受信機設置場所一覧表	90
資料 3-8	☒ 柏市地域防災無線配置	91
資料 3-9	警察通信施設	92
資料 3-10	防災関係機関の有線電話	93

4. 医療救護

資料 4-1	救急告示医療機関	95
資料 4-2	柏市立柏病院災害用備蓄医薬品等リスト	96
資料 4-3	☒ トリアージ・タグ	97
資料 4-4	医療・助産活動関係書類の様式	98

5. 応援要請	
資料 5-1	新東京国際空港施設使用届 100
資料 5-2	自衛隊の災害派遣要請について(依頼 様式-2) 101
資料 5-3	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について(依頼 様式-4) 102
6. 避難対策	
資料 6-1	指定避難場所・広域避難場所一覧表 103
資料 6-2	避難場所等の指定箇所数 108
資料 6-3	指定避難場所及び避難所一覧表(対照) 109
資料 6-4	避難所入所記録簿の書式 113
資料 6-5	避難者名簿の書式 114
資料 6-6	物品の受け払い簿の書式 115
資料 6-7	避難所日誌の書式 116
資料 6-8	報道機関への避難勧告等発令情報様式 117
資料 6-9	主な災害時要援護者に関する施設 118
7. 輸送支援	
資料 7-1	京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画 130
資料 7-2	道路管理者に対する連絡方法 131
資料 7-3	市有車両一覧表 132
資料 7-4	緊急輸送関係の様式 135
資料 7-5	緊急輸送(通行)車両確認証明書等 139
8. 行方不明・遺体対応	
資料 8-1	防疫用資機(器)材の現況 143
資料 8-2	し尿処理施設の現況 143
資料 8-3	行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの各書式 144
資料 8-4	火葬場の所在地 155
9. 生活支援	
資料 9-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間 156
資料 9-2	家屋等被害調査票(住家・非住家1戸建用) 160
資料 9-3	倉庫別備蓄物資一覧表 161
資料 9-4	給水車として使用可能な車両一覧 164
資料 9-5	米穀等調達関係書類の様式 165
資料 9-6	公共下水道の現況 170
資料 9-7	ごみ処理施設の現況 172
資料 9-8	市営住宅の現況 173
資料 9-9	り災証明願 174
資料 9-10	義援金品領収書の書式 175
資料 9-11	激甚災害指定基準 176
資料 9-12	局地激甚災害指定基準 179

10. 水防

資料 10-1 災害処理票	181
資料 10-2 水防活動書類様式	182
資料 10-3 気象情報の種類と発表基準	195
資料 10-4 水防警報の種類、内容及び発表基準	196
資料 10-5 洪水予報の発表	197
資料 10-6 柏市船舶組合会則	199
資料 10-7 直轄河川重要水防箇所一覧表	201
資料 10-8 重要水防箇所評定基準	205
資料 10-9 過去の災害事例	206
資料 10-10 浸水想定区域内にある特に防災上配慮を要する者が利用する施設	214

11. 土砂災害危険箇所

資料 11-1 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）	215
------------------------------	-----

資料内図表の数値が空欄の箇所は、最新のものに更新いたします。

1. 条例・要綱

資料1-1 柏市防災会議条例

柏市防災会議条例

昭和37年9月28日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、柏市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柏市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 柏市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、柏市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから柏市長が委嘱する者 4人
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから柏市長が委嘱する者 4人
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから柏市長が委嘱する者 1人
- (4) 柏市長がその部内の職員のうちから指名する者 15人以内
- (5) 教育長 1人
- (6) 消防長及び消防団長 2人
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから

柏市長が委嘱する者 10人以内

(8) その他柏市長が必要と認め委嘱する者 7人以内

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、柏市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、柏市長が委嘱又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平 18 条例 8・旧附則・一部改正)

(任期の特例)

2 平成 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの間に防災会議の委員(第3条第5項第8号の委員に限る。)に委嘱される者(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 30 日までとする。

(平 18 条例 8・追加)

附 則(昭和 43 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 8 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料1-2 柏市防災会議運営要領

柏市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市防災会議条例(昭和37年柏市条例第32号)第5条の規定により、柏市防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(委任による処理)

第3条 会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、防災担当部課において処理する。

附 則

この要領は、昭和52年11月2日から施行する。

資料1-3 柏市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項

柏市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項

柏市防災会議運営要領第3条の規定により、次の事項は、会長において処理することができる。

- 1 災害が発生した場合において、情報を収集すること。
- 2 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 3 関係行政機関等に対する協力要請に関すること。
- 4 災害対策本部の設置に関すること。
- 5 その他軽易な事項。

資料1-4 柏市防災担当者会議設置要項

柏市防災担当者会議設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、柏市防災会議条例(昭和37年柏市条例第32号)第5条の規定により、柏市防災会議の運営を効率的に推進するため、柏市防災担当者会議(以下「担当者会議」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当者会議の事務)

第2条 担当者会議は次の事務を行う。

- (1) 柏市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務に関する資料の収集、調査研究に関すること。
- (2) 防災会議に提出する案件に関すること。
- (3) その他防災会議が必要と認める事項。

(組織)

第3条 担当者会議は、防災会議の委員が当該委員の属する機関の職員のうちから指名する委員をもって組織する。

- 2 前項の指名する委員は、防災会議の委員1人につき1人とする。
- 3 担当者会議に代表者を置き、担当者会議の互選によって定める。
- 4 代表者は、会務を総理し、担当者会議を代表する。
- 5 代表者に事故あるときは、代表者があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 担当者会議は、代表者が招集し会議の議長となる。

- 2 代表者が出席できない場合は、前条第5項の職務を代理する委員が代表者の職務を代理する。

(報告)

第5条 担当者会議の結果は、次の防災会議に報告するものとする。

(事務局)

第6条 担当者会議の事務局は、柏市役所防災担当課に置く。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、担当者会議の運営について必要な事項は、代表者が別に定める。

附 則

この要項は、昭和51年11月10日から施行する。

資料1-5 柏市防災会議の構成

表 柏市防災会議の構成

委員	機関の名称	職名
会長	柏市	市長
1号委員	農林水産省関東農政局千葉農政事務所 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所守谷出張所 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所北千葉導水路管理支所 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所柏維持修繕出張所	地域第三課長 出張所長 支所長 出張所長
2号委員	千葉県東葛飾県民センター 千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所 千葉県東葛飾農林振興センター	所長 所長 所長
3号委員	千葉県柏警察署	署長
4号委員	柏市	副市長 水道事業管理者 総務部長 企画部長 財政部長 市民生活次長 保健福祉部高齢者支援課 介護保険管理室長 保健所保健予防課長 児童家庭部長 環境部長 経済産業部長 都市計画部長 都市緑政部長 土木部長
5号委員	柏市教育委員会	教育長
6号委員	柏市消防局 柏市消防団	消防局長 消防団長
7号委員	東日本電信電話株式会社 東葛営業支店 東京電力株式会社 東葛支社 京葉ガス株式会社 供給保安部指令センター東葛グループ 東日本旅客鉄道株式会社 柏駅 東武鉄道株式会社 東部柏駅管区 首都圏新都市鉄道株式会社 守谷駅務管理所 柏市医師会 柏歯科医師会 柏市薬剤師会	支店長 副支社長 グループマネージャー 駅長 管区長 所長 会長 会長 理事
8号委員	陸上自衛隊松戸駐屯地需品学校 海上自衛隊下総教育航空群 柏市防火安全協会 柏市建設業会 利根土地改良区 千葉県手賀沼土地改良区	需品学校長 司令 会長 会長 理事長 理事長

※ 事務局 柏市総務部防災安全課

平成22年4月1日

資料1-6 柏市災害対策本部条例

柏市災害対策本部条例

〔 昭 和 3 7 年 9 月 2 8 日 〕
〔 条 例 第 3 3 号 〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、柏市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

全部改正(平成8年条例3号)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-7 災害対策本部の事務分掌

① 本部長、副本部長、本部長付及び本部員の主な任務

本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
本部長	市長	(1) 防災会議、本部会議の議長となること (2) 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと (3) 市民向け緊急声明を発表すること (4) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと (5) その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること (6) 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	副市長	(1) 本部長が不在もしくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること (2) 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと (3) 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交換要員となること
本部長付	教育長 水道事業管理者 代表監査委員	(1) 本部長及び副本部長を補佐すること (2) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき本部長、副本部長の職務を代理すること
本部員	部局長 理事	(1) 部長及び理事として、担当部の職員を指揮監督すること (2) 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること (3) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める

② 組織の編制及び事務分掌

部局名	担当	所掌事務
総務部	行政課 人事課 給与厚生室 資産管理課 営繕管理室 防災安全課 技術管理課	【総務業務】 (1) 柏市防災会議に関すること (2) 災害対策本部の設置及び運営に関すること (3) 気象情報及び災害情報、収集と伝達に関すること (4) 県災害対策本部との連絡に関すること (5) 県、市防災行政無線の運用統制に関すること (6) 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関すること (7) 記録の編集・保存に関すること (8) り災証明の発行に関すること (9) 被害状況調査の統括に関すること 【人事業務】 (1) 職員の動員に関すること (2) 災害対策従事職員名簿の作成及び給食に関すること 【管理業務】 (1) 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること (2) 災害時の配車計画及び車両借り上げに関すること (3) 市有財産の被害調査に関すること (4) 応急措置のための土地収用等に関すること

部局名	担当	所 掌 事 務
企画部	企画調整課 行政改革推進課 情報政策課	(1) 災害対策本部の記録に関する事 (2) 災害復興計画策定に関する事 (3) 国及び県への災害に係る要望、陳情に関する事 (4) 本部長の特命事項に関する事 (5) 他市への応援要請に関する事 (6) 各部局との災害対策に係る連絡調整に関する事 (7) 帰宅困難者対応に関する事
財政部	財政課 契約課 債権管理室 収納課 市民税課 資産税課	(1) 家屋及び土地の被害状況の調査に関する事 (2) 災害時の応急財政措置に関する事 (3) 国・県等の補助金に関する事 (4) 非常用備品等の購入に関する事 (5) 市税の減免に関する事
地域づくり推進部	協働推進課 男女共同参画室 地域支援課 各近隣センター アミューゼ柏 市民文化会館 秘書広報課	(1) 避難所の統括に関する事 (2) 地区災害対策本部の任務に関する事 (3) 避難場所・避難所(所管施設)の開設、維持管理に関する事 (4) 災害情報の広報に関する事 (5) 報道機関との連絡に関する事 (6) 災害時の記録、写真撮影に関する事 (7) 防災相談に関する事 (8) 本部長、副本部長及び本部長付の秘書に関する事 (9) 災害見舞い及び視察者の接遇に関する事
市民生活部	市民課 消費生活センター 保険年金課 沼南支所 総務課 窓口サービス課	【避難所業務】 (1) 避難所の開設及び運営に関する事 (2) 地域づくり推進部の応援に関する事 【支所業務】 (1) 庁舎及び機器の準備・人員配置に関する事 (2) 災害対策従事職員名簿の作成に関する事 (3) 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事 (4) 地区災害対策本部の任務に関する事 (5) 本庁各部局との連絡調整に関する事 (6) 市民生活部の任務に関する事
保健福祉部	保健福祉総務課 福祉政策室 指導監査室 高齢者支援課 介護基盤整備室 障害福祉課 生活支援課	(1) 医療関係機関との連絡調整に関する事 (3) 医療品等衛生材料の確保配分に関する事 (4) 医療救護活動の情報収集に関する事 (5) 災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 (6) 日本赤十字社千葉県支部との連絡に関する事 (7) 災害救助法の総括に関する事 (8) 死体の収容及び処理に関する事 (9) 福祉関係団体との連絡調整に関する事 (10) 災害時要援護者対策に関する事。 (11) 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事 (12) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関する事 (13) 義援金品及び救護物資の受入配分に関する事 (14) ボランティアに関する事

部局名	担当	所 掌 事 務
保健所	総務企画課 保健予防課 生活衛生課 地域健康づくり課 成人健診課 衛生検査課	(1) 応急救護班の編成に関する事 (2) 被災地区の保健衛生、防疫活動に関する事 (3) 衛生関係被害状況の調査、報告に関する事 (4) 感染症予防対策に関する事 (5) 被災動物の保護に関する事 (6) 保健福祉部の応援に関する事
こども部	児童育成課 各児童センター こども政策室 こどもルーム担当室 保育課 こども発達センター キッズルーム担当室	(1) 所管施設の維持管理に関する事 (2) 保健福祉部及び保健所の応援に関する事
環境部	環境保全課 放射線対策室 廃棄物政策課 環境サービス課 北部クリーンセンター 南部クリーンセンター 産業廃棄物対策課	(1) 被災地の防疫及び消毒に関する事 (2) 応急、仮設トイレの設置及び維持管理に関する事 (3) し尿の非常処理に関する事 (4) ごみの非常処理に関する事 (5) 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事
経済産業部	商工振興課 農政課 農業委員会事務局 公設市場	(1) 食糧、寝具、日用品等生活必需物資の調達供給に関する事 (2) 商工業関係被害状況の調査に関する事 (3) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 (4) り災企業に対する緊急融資に関する事 (5) 農業関係被害状況の調査に関する事 (6) り災農家に対する緊急融資に関する事
都市部	都市計画課 北部整備課 建築指導課 開発事業調整課 宅地課 住宅課 公園緑政課 公園管理課 区画整理課 中心市街地整備課	(1) 防災都市づくりに関する事 (2) 災害復興計画策定に関する事 (3) 災害危険地域の巡視及び応急処理に関する事 (4) 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 (5) 応急仮設住宅の建設に関する事 (6) 土地区画整理事業の対策に関する事 (7) 公園施設の被害状況調査及び保全に関する事
土 木 部	道路維持管理課 道路サービス事務所 交通施設課 道路交通課 新市道路整備課 下水道整備課 下水道維持管理課 排水対策課	(1) 災害時の道路占有及び通行制限に関する事 (2) 土木関係機関との連絡調整に関する事 (3) 災害危険地域の巡視及び応急処理に関する事 (4) 土木業者等関係業者への協力要請等に関する事 (5) 交通関係機関等との連絡調整に関する事 (6) 交通安全対策に関する事 (7) 道路障害物の除去に関する事 (8) 土木施設の被害調査及び復旧に関する事 (9) 都市計画道路の被害状況調査に関する事

部局名	担当	所 掌 事 務
		(10)家屋の浸水に対する応急措置に関すること (11)下水道施設の被害調査及び復旧に関すること (12)水防活動に関すること (13)樋管の管理に関すること (14)その他治水対策に関すること
議会事務局	庶務課 議事課	(1) 市議会議員との連絡調整に関すること (2) 総務部の応援に関すること
選挙管理委員会事務局		(1) 総務部の応援に関すること
監査事務局		
会計課		
生涯学習部	教育総務課 生涯学習課 中央公民館 沼南公民館 少年輔導センター 文化課 スポーツ課 図書館	(1) 教育関係機関との連絡調整に関すること (2) 教育委員会関係被害状況調査及び報告に関すること (3) 文化財の応急保護対策に関すること (4) 所管施設の応急対策に関すること (5) 避難場所・避難所（教育委員会所管施設）の開設及び維持管理に関すること (6) 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること (7) 学校教育部の応援に関すること
学校教育部	学校教育課 学校企画室 学校財務室 学校施設課 学校保健課 学校給食センター 指導課 教育研究所 各学校	(1) 児童・生徒の避難計画に関すること (2) 炊き出し設備の確保及び炊き出しの協力に関すること (3) 所管施設の安全確認に関すること (4) 所管施設の応急対策に関すること (5) 災害児童・生徒に対する学用品支給に関すること (6) 災害時の応急教育対策に関すること (7) 避難場所・避難所（教育委員会・所管施設）の開設及び維持管理に関すること (8) 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること
消防局 (消防署・分署) (消防団)	総務課 企画統制課 火災予防課 警防課 安全管理室 情報指令課 救急課 消防署 消防署分署 消防団	(1) 災害現場における消防活動に関すること (2) 危険地域の警戒に関すること (3) 消防関係の人員及び資機(器)材の輸送に関すること (4) 消防通信に関すること (5) 消防職団員の動員及び名簿の作成並びに給食に関すること (6) 被害状況調査報告及び災害記録に関すること (7) 消防の相互応援に関すること
水道部	総務課 給水課 配水課 浄水課	(1) 応急給水対策に関すること (2) 水道施設の応急修理及び復旧に関すること (3) 水道関係機関との連絡調整に関すること (4) 飲料水の確保、供給、水質検査に関すること (5) 水道施設被害状況の調査及び報告に関すること (6) 災害対策従事職員名簿の作成及び給食に関すること

資料1-8 柏市自主防災組織補助金交付要綱

柏市自主防災組織補助金交付要綱

制定 昭和58年6月1日

施行 昭和58年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自主防災組織の確立及び充実を図るための補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主的に防災活動を行う組織のうち、町会又は自治会等を単位におおむね100世帯以上で構成されているものをいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、対象事業及び金額は、次のとおりとする。

補助金の種類	補助対象事業	補助金額
設立補助金	自主防災組織の設立	1組織につき、100,000円以内とする。ただし、1組織を構成する世帯の数が100を超える場合は、その超えた数に100円を乗じて得た額に100,000円を加算した額以内とする。
運営補助金	自主防災組織（当該年度に設立されたものを除く）の運営	1組織につき年額30,000円以内

(交付の請求)

第4条 補助金の交付の決定通知を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年6月1日から施行し、昭和58年度の予算分に係る補助金から適用する。

(柏市自主防災組織補助金交付要綱の廃止)

2 柏市自主防災組織補助金交付要綱（昭和53年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

資料 1-9 柏市自主防災組織一覧

No.	組 織 名 称	結成年月	世帯数	役員数	隊員数	エリア名	
1	柏グリーンハイツ自治会防災組織	S53. 11	132	22	5	柏中央	
2	サルビア会防災会	S54. 7	188	8	33	豊四季台	
3	酒井根東町防災会	S55. 12	580	11	56	酒井根	
4	梅林町会防災会	S56. 2	903	7	95	高田・松ヶ崎	
5	松ヶ丘自主防災委員会	S56. 4	530	13	40	高田・松ヶ崎	
6	柏楽園町会防災部	S56. 4	986	8	986	藤心	
7	寿町防災委員会	S56. 6	620	10	33	高田・松ヶ崎	
8	南逆井協栄町会防災部	S56. 9	224	7	15	南部	
9	西原第五町会自主防災委員会	S56. 11	290	18	27	西原	
10	新栄町会防災部	S57. 4	1,150	120	40	南部	
11	永楽台第一自主防災会	S58. 4	564	10	36	永楽台	
12	永楽台第二自主防災会	S58. 4	763	10	54	永楽台	
13	あかね町防災会	S59. 4	336	7	26	新田原	
14	旭町防災会	S61. 12	2,597	17	40	旭町	
15	八ッ原町会自主防災協議会	S62. 12	486	19	480	豊四季台	
16	松葉町四丁目第二住宅自主防災組織	S63. 4	626	25	50	松葉	
17	メイツ柏自治会自主防災組織	H 2 9	145	9	144	豊四季台	
18	松葉町5-1自主防災組織	H 4. 2	687	43	43	松葉	
19	篠籠田町会自主防災組織	H 6. 2	1,573	11	150	豊四季台	
20	東山町会自主防災部	H 6. 4	667	17	17	光ヶ丘	
21	中新宿自主防災会	H 7. 4	1,220	18	22	光ヶ丘	
22	四季原町会自主防災委員会	H 7. 8	229	5	26	豊四季台	
23	東十余二町会庚塚中組防災委員会					田中	
24	東中新宿町会自主防災会	H 8. 6	1,603	29	37	光ヶ丘	
25	光ヶ丘第2エステート町会自主防災組織	H 8. 7	150	30	320	光ヶ丘	
26	柏市つくしが丘町会自主防災会	H 8. 8	1,433	19	119	光ヶ丘	
27	北柏ライフタウン松葉町五丁目第二住宅管理組合自主防災組織	H 9. 1	205	13	13	松葉	
28	あけぼの町会自主防災部会	H 8. 12	1,985	18	85	豊四季台	
29	ファミリーハイ増尾自主防災会	H 8. 10	220	18	18	南部	
30	富勢地区第一ブロック自主防災会(寺山町会)	H 8. 10	(68)	452	49	299	富勢
31	〃 (古谷町会)		(79)				富勢
32	〃 (土谷津町会)		(92)				富勢
33	〃 (荒屋敷町会)		(65)				富勢
34	〃 (新屋敷町会)		(55)				富勢
35	〃 (利根町会)		(93)				富勢
36	富勢地区第二ブロック自主防災会(布施新田町会)	H 8. 10	(676)	676	7	59	富勢
37	富勢地区第三ブロック自主防災会(宿連寺町会)	H 8. 10	(820)	1,175	24	104	富勢
38	〃 (前原町会)		(355)				富勢
39	富勢地区第四ブロック自主防災会(高野台町会)	H 8. 10	(1,805)	1,805	32	300	富勢
40	富勢地区第五ブロック自主防災会(根戸上町会)	H 8. 10	(305)	442	14	30	富勢
41	〃 (北柏台町会)		(137)				富勢
42	富勢地区第六ブロック自主防災会(根戸中町会)	H 8. 10	(330)	545	39	120	富勢
43	〃 (根戸下町会)		(175)				富勢
44	〃 (根戸グリーンタウン自治会)		(40)				富勢
45	富勢地区第七ブロック自主防災会(北柏1丁目町会)	H 8. 10	(740)	740	9	34	富勢
46	〃 (北柏2.5丁目町会)						富勢
47	〃 (北柏3.4丁目町会)						富勢
48	富勢地区第八ブロック自主防災会(布施新町柏住宅自治会)	H 8. 10	(759)	1,186	33	33	富勢
49	〃 (三井柏自治会)		(297)				富勢
50	〃 (日東住宅自治会)		(130)				富勢

No.	組 織 名 称	結成年月	世帯数	役員数	隊員数	エリア名
51	富勢地区第九ブロック自主防災会(ウインナーハム北柏ガーデン自治会)	H 8. 10	(161) 366	23	146	富勢
52	〃 (ウェルフェアグリーン柏自治会)		(68)			富勢
53	〃 (コブ野村北柏自治会)		(137)			富勢
54	松葉町一丁目第一町会自主防災組織	H 9. 3	150	9	2	松葉
55	柏ビレジ自治会防災部	H 9. 3	1,578	4	37	田中
56	松葉町7丁目自主防災会	H 9. 4	355	21	51	松葉
57	光ヶ丘東部町会自主防災会	H 9. 4	200	13	24	光ヶ丘
58	柏の葉一丁目自治会自主防災組織	H 9. 5	191	36	36	田中
59	藤心グリーン団地町会自主防災組織	H 9. 4	97	6	45	藤心
60	サンバセオ新柏自主防災組織	H 9. 4	316	18	1300	増尾
61	泉町会防災組織	H 9. 5	270	16	254	富里
62	柏ハイライズ自主防災組織	H 9. 5	183	12	32	西原
63	香取台自主防災会	H 9. 6	316	22	10	高田・松ヶ崎
64	今泉台町会自主防災組織	H 9. 4	109	15		豊四季台
65	柏の葉二丁目町会自主防災組織	H 9. 5	351	14	1030	田中
66	松葉町四丁目第一町会自主防災組織	H 9. 5	210	21	24	松葉
67	八幡ハイツ自主防災組織	H 9. 6	60	7	20	新田原
68	弥生町自主防災会	H 9. 4	290	14	306	新田原
69	西原町会自主防災会	H 9. 4	657	10	650	西原
70	南柏第一住宅自治会自主防災会	H 9. 7	150	20	500	新富
71	白鷺町会自主防災組織	H 9. 4	105	9	80	増尾
72	松葉町一丁目第一住宅自主防災組織	H 9. 6	345	47	47	松葉
73	ファミリーハイ逆井自治会自主防災会	H 9. 9	88	4	15	藤心
74	南増尾町会自主防災会	H 9. 5	1,620	24	123	南部
75	東三丁目町会自主防災会	H 9. 9	300	13	300	新田原
76	松葉町五丁目町会自主防災会	H 9. 11	104	4	93	松葉
77	シティプラス柏自主防災会	H 9. 4	240	10	34	西原
78	東二丁目町会自主防災会	H 9. 12	300	18	58	新田原
79	エステ・コート北柏自主防災組織	H 9. 12	234	11	68	松葉
80	光ヶ丘中部町会自主防災会	H10. 1	390	16	43	光ヶ丘
81	緑ヶ丘町会自主防災会	H 9. 11	480	37	60	富里
82	松葉町二丁目町会防災会	H 9. 4	246	20	246	松葉
83	松葉町六丁目町会自主防災会	H 9. 12	383	19	35	松葉
84	新並木町会自主防災会	H 9. 11	230	20	40	南部
85	富里町会自主防災組織	H 9. 10	1,142	21	82	富里
86	関場町会自主防災会	H10. 1	470			新田原
87	グランヴィル松葉自主防災組織	H10. 1	97	11	98	松葉
88	小新山町会自主防災会	H10. 1	480	30	60	南部
89	新富町町会自主防災組織	H 9. 6	1,815	17	159	新富
90	桜ヶ丘町会自主防災組織	H10. 2	150	20	18	南部
91	つばめ自治会自主防災会	H 9. 10	252	47	47	新富
92	豊四季町会自主防災組織	H10. 4	1,700	19	500	新富
93	富士見町町会自主防災組織	H10. 4	710	18	76	新富
94	豊上町会自主防災会	H10. 4	502	24	24	新富
95	千代田町会自主防災会	H10. 4	922	11		新田原
96	増尾東映第二自治会自主防災会	H10. 4	138	6	25	増尾
97	東武なかほら団地自治会自主防災会	H10. 4	68	5	5	増尾
98	柏市南部町会自主防災会	H10. 4	148	14	20	南部
99	野沢町会自主防災会	H10. 4	345	33	328	南部
100	逆井仲町町会自主防災会	H10. 4	359	12	24	南部
101	東花野井団地町会自主防災組織	H10. 4	221	19	205	田中
102	熊野台自主防災会	H10. 4	144	13	13	高田・松ヶ崎

No.	組 織 名 称	結成年月	世帯数	役員数	隊員数	エリア名
103	クレスト柏自主防災組織	H10. 5	76	5	10	高田・松ヶ崎
104	東豊住町会自主防災会	H10. 4	574	10	45	永楽台
105	柏ライフ管理組合自主防災組織	H10. 4	66	5	16	藤心
106	松ヶ崎自主防災会	H10. 4	1,960	12	1960	高田・松ヶ崎
107	十余二緑町町会自主防災会	H10. 4	296	20	23	西原
108	柏市常盤台町会自主防災組織	H10. 4	710	13	53	永楽台
109	第一住宅増尾団地自治会自主防災組織	H10. 7	330	7	48	増尾
110	柏の葉三丁目町会自主防災組織	H10. 4	309	16		田中
111	めじろ台自主防災会	H10. 4	109	9	110	高田・松ヶ崎
112	コープタウン北柏自主防災組織	H10.10	82	7	82	松葉
113	明原町自主防災会	H10. 5	1,180	38	140	豊四季台
114	新若柴町会自主防災組織	H10. 4	211	10	2	田中
115	豊町東町会自主防災組織	H10.11	1,849	32	150	富里
116	船戸町会自主防災会	H10. 4	334	30	30	田中
117	酒井根町会自主防災組織	H10. 4	1,820	20	120	酒井根
118	高田自主防災会	H10.12	888	14	210	高田・松ヶ崎
119	かやの町自主防災会	H10.11	250	14	70	豊四季台
120	逆井町会藤部自主防災組織	H11. 1		18	65	藤心
121	逆井町会南部自主防災組織	H11. 1	1,388	17	27	南部
122	東台町会自主防災会	H10. 4	1,188	11	35	柏中央
123	あざみ町会自主防災会	H11. 4	35	8	35	増尾
124	桜台町会自主防災会	H11. 4	480	5	28	柏中央
125	亀甲台町会自主防災組織	H11. 4	465	15	45	永楽台
126	ソフィア柏町会自主防災会	H11. 5	170	13	13	柏中央
127	豊四季台団地防災会	H11. 6	3,000	25	50	豊四季台
128	松の井町会自主防災会	H11. 4	254	16	20	南部
129	宮前防災会議	H11. 8	260	12	38	柏中央
130	オーベル柏自治会自主防災部	H11.10	124	4	30	高田・松ヶ崎
131	光ヶ丘団地自主防災会議	H11.11	900	12	40	光ヶ丘
132	北柏ライフタウン松葉町一丁目第三団地自主防災会	H11. 4	99	9	99	松葉
133	藤心第三町会自主防災会	H11.11	291	14	14	藤心
134	今谷上町町会自主防災組織	H12. 4	952	12	58	光ヶ丘
135	南柏町会自主防災組織	H12. 4	650	18	42	新富
136	南ヶ丘自治会自主防災組織	H12. 4	250	22	246	増尾
137	西柏台第二町会自主防災組織	H12. 4	270	21	21	西原
138	北柏ライフタウン松葉町一丁目第二団地管理組合自衛防災組織	H12. 5	50	9	50	松葉
139	柏ハイム自主防災組合	H12.12	117	18		新田原
140	東町会自主防災委員会	H13. 4	280	10	20	柏中央
141	西山町会防災会	H13. 5	593	24	62	酒井根
142	加賀町会自主防災会	H13. 9	1,040	9	25	増尾
143	八幡町会自主防災会	H14. 5	462	21	37	新田原
144	山高野町会自主防災組織	H14. 5	81	11	109	田中
145	柏市ひばりが丘町会自主防災組織	H14. 5	405	18	42	永楽台
146	増尾町会自主防災会	H14. 6	2,236	24	38	増尾
147	サンライフ柏台町会自主防災組織	H14. 7	100	12	12	藤心
148	仲町会自主防災会	H15. 4	610	18		柏中央
149	藤心第二町会自主防災会	H15. 7	252	18	252	藤心
150	逆井藤ノ台町会自主防災会	H15.10	229	14	14	藤心
151	末広町会自主防災部	H15.12	140	10	140	旭町
152	藤心葉貫台町会自主防災組織	H16.4	106	6	107	藤心
153	柏南町会自主防災会	H16.7	325	15	322	南部
154	下町会自主防災会	H16.9	450	12	264	柏中央

No.	組 織 名 称	結成年月	世帯数	役員数	隊員数	エリア名
155	中野台町会自主防災会	H16. 10	305	34	305	田中
156	中原町会自主防災組織	H17. 1	1,033	23	1033	光ヶ丘
157	大津ヶ丘第一住宅管理組合防災会	H 9. 9	236	40	230	風早北部
158	大津ヶ丘第二住宅管理組合防災会	H10. 1	250	9	25	風早北部
159	リバティヒル柏50自主防災会	H10.11	72	4	72	風早北部
160	大津ヶ丘第三住宅管理組合防災会	H10.12	280	11	35	風早北部
161	大津ヶ丘第四住宅管理組合防災会	H11.10	150	10	150	風早北部
162	グランシティ大津ヶ丘自主防災会	H12. 9	191	11	540	風早北部
163	柏南ファミリーハイツ高柳自主防災会	H12.12	96	8	96	風早南部
164	大津ヶ丘第五住宅管理組合防災会	H13. 5	272	10	272	風早北部
165	中ノ牧自治会防災会	H13.10	310	25	23	風早南部
166	しいの木台第一自主防災組織会	H14.12	1,663	3	17	風早南部
167	しいの木台第二自主防災組織会	H15. 3		4	10	風早南部
168	ブルムナード大津ヶ丘団地管理組合防災会	H15. 5	64	8	24	風早北部
169	しいの木台第三自主防災組織会	H16. 3		3	10	風早南部
170	しいの木台第四自主防災組織会	H17. 1		5	20	風早南部
171	逆井北町会自主防災会	H17. 7	107	29	107	藤心
172	サンバセオ新柏アネックス自主防災会	H18. 1	87	6	87	増尾
173	増尾東映自治会自主防災会	H18. 3	168	7	165	増尾
174	花野井町会自主防災組織	H18. 4	1,820		1820	田中
175	刈込町会自主防災組織	H18. 5	370	9	388	新田原
176	木戸前町会自主防災組織	H18. 4	100	10	100	増尾
177	カーサ豊四季団地管理組合法人自主防災（防火）組織	H18. 6	96	9	11	旭町
178	柏市西原第四町会自主防災会	H18. 8	1,200	35	100	西原
179	逆井南町会自主防災組織	H19. 5	498	18	37	南部
180	柏市新青田町会自主防災会	H19. 9	508	28	28	西原
181	萩の台町会自主防災会	H19. 7	400	19	45	西原
182	東柏町会自主防災組織	H19.12	117	9	47	新田原
183	豊町西町会自主防災組織	H20. 6	856	13	54	富里
184	増尾日立自治会自主防災会	H20.10	61	13	6	増尾
185	ライオンズステージ常盤平自主防災会	H21. 4	330	9	29	南部
186	大津ヶ丘一丁目町会自主防災会	H21. 9	375	9	380	風早北部
187	大津ヶ丘四丁目町会自主防災会	H22. 2	250	11	48	風早北部
188	大塚町会自主防災会	H22. 4	270	9	12	新田原
189	通一丁目町会自主防災組織	H22. 6	504	16	75	富里
190	藤心第一町会自主防災組織	H22. 7	814	13	51	藤心

注) 富勢地区の () 内の数字は、平成22年度町会・自治会長名簿世帯数

富勢地区の () 外の数字は、ブロック合計

東十余二町会庚塚中組防災委員会は活動休止中

資料1-10 災害時に関する各種協定締結一覧表

1 自治体間の相互応援協定

協定名	協定締結機関名	協定締結日
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	市川市, 船橋市, 松戸市, 野田市, 流山市, 我孫子市, 鎌ヶ谷市, 浦安市, 関宿町, 沼南町	昭和 50 年 7 月 24 日
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内各市町村	平成 8 年 2 月 23 日
災害時における相互応援に関する協定	水戸市	平成 9 年 2 月 25 日
災害時における相互応援に関する協定	つがる市	平成 17 年 7 月 23 日
災害時における相互応援に関する協定	綾瀬市	平成 17 年 7 月 23 日
災害時における相互応援に関する協定	只見町	平成 17 年 7 月 23 日
中核市災害相互応援協定	各中核市	平成 20 年 10 月 20 日

2 消防局の相互応援協定

協定名	協定締結機関名	協定締結日
千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県内各市町村	平成 4 年 4 月 1 日
柏市・取手市消防相互応援協定書	茨城県取手市	平成 7 年 2 月 15 日
松戸市柏市消防相互応援協定	松戸市	平成 10 年 3 月 20 日
柏市印西地区消防組合消防本部消防相互応援協定書	印西地区消防組合	平成 17 年 3 月 28 日
柏市我孫子市消防相互応援協定書	我孫子市	昭和 60 年 12 月 26 日
柏市鎌ヶ谷市消防相互応援協定書	鎌ヶ谷市	平成 17 年 3 月 28 日
柏市野田市消防相互応援協定書	野田市	昭和 60 年 12 月 27 日
柏市流山市消防相互応援協定書	流山市	昭和 62 年 4 月 1 日
災害時における消火水の運搬に関する協定書	市内生コン業者	平成 7 年 5 月 30 日
茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書	三郷市他	平成 21 年 3 月 21 日
鉄道災害時における鉄道軌道業者と消防機関との連携に関する協定書	鉄道軌道事業者	平成 21 年 3 月 31 日

3 その他目的別の各種協定

区分	協定締結機関名	連絡先担当者 (連絡先)	協定締結日
飲料水	千葉県下 65 水道事業管理者		平成 7 年 11 月 2 日
〃	朝日麦酒, ニッカウキスキー柏工場, 伊藤ハム, 柏市豆腐組合, 初石病院		昭和 60 年 5 月 1 日
〃	水道関連メーカー 9 社		平成 7 年 9 月 1 日
〃	(株)小泉東関東		平成 7 年 9 月 5 日
物資	柏そごう, 柏高島屋, 丸井柏店, 長崎屋柏店, イトーヨーカ堂柏店		昭和 52 年 11 月 1 日
〃	生活協同組合ちばコープ 生活共同組合エル 生活クラブ生活協同組合		平成 14 年 3 月 21 日
食糧	手賀農業共同組合		平成 7 年 11 月 30 日
〃	風早農業共同組合		平成 7 年 11 月 30 日
〃	合資会社大井青果市場		平成 7 年 11 月 30 日
〃	丸忠印沼南青果(有)		平成 7 年 11 月 30 日
〃	全国公設地方卸売市場協議会 関東・中部ブロック会		平成 21 年 5 月 30 日
燃料	千葉県 LP ガス協会柏支部		平成 19 年 6 月 1 日
航空機	朝日航洋		昭和 63 年 7 月 20 日
輸送	千葉県トラック協会		平成 17 年 4 月 8 日
防災行政無線	東京電力(株)柏営業所		平成 4 年 11 月 1 日
〃	日本電信電話(株)柏支店		平成 4 年 12 月 15 日
〃	京葉ガス(株)柏支店		平成 5 年 2 月 1 日
〃	千葉県		平成 20 年 3 月 31 日
医療・救護	柏地区医師会		昭和 56 年 3 月 5 日
〃	柏歯科医師会		平成 9 年 3 月 27 日

〃	柏市薬剤師会		平成 10 年 7 月 22 日
〃	社団法人千葉県接骨師会東葛支部		平成 12 年 7 月 25 日
廃棄物	千葉市, 船橋市, 市川市, 松戸市		平成 7 年 4 月 1 日
〃	県内各市町村		平成 9 年 7 月 31 日
〃	柏市一般廃棄物処理業協同組合 柏市再生資源事業協同組合		平成 10 年 5 月 1 日
〃	水戸市, 野田市, 流山市, 我孫子市, 鎌ヶ谷市, 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合		平成 13 年 12 月 1 日
〃	柏市浄化槽対策協議会		平成 10 年 5 月 1 日
〃	(株)関東広興		平成 7 年 9 月 1 日
復旧	柏市管工事協同組合他 1 社		平成 7 年 10 月 1 日
〃	昱(株)千葉支店・同社東葛営業所		—
〃	柏市建設業会		平成 11 年 10 月 8 日
〃	柏市造園業会		平成 20 年 3 月 26 日
応急措置	千葉土建一般労働組合柏支部		平成 19 年 11 月 27 日
その他	イオン(株)ジャスコ柏店		平成 18 年 8 月 23 日
〃	柏郵便局		平成 9 年 7 月 28 日
〃	柏郵便局, 白井郵便局及び沼南高柳郵便局		平成 10 年 10 月 26 日
〃	社会福祉法人千葉県厚生事業団、社会福祉法人望陽会、社会福祉法人豊珠会、社会福祉法人美野里会、社会福祉法人真和会、社会福祉法人三誠会、社会福祉		平成 16 年 4 月 22 日
〃	(株)ジェイコム関東東関東局		平成 17 年 7 月 4 日
〃	全日本冠婚葬祭互助協会		平成 17 年 8 月 29 日
〃	特定非営利活動法人日本救助犬協会		平成 20 年 2 月 19 日

〃	(株)日立製作所		昭和 63 年 3 月 22 日
〃	千葉県 (県立柏の葉公園)		平成 5 年 2 月 1 日
〃	利根川下流河川事務所		平成 21 年 3 月 31 日
〃	海上自衛隊下総教育航空群		平成 18 年 11 月 14 日
〃	学校法人廣池学園		平成 22 年 3 月 11 日
〃	柏市旅館業組合, 柏モーターリストホテル組合		平成 22 年 4 月 14 日
〃	学校法人二松學舎 (二松學舎大学, 二松學舎大学附属沼南高等学校), 学校法人日本橋女学館 (日本橋学館大学), 学校法人日本体育会 (柏日体高等学校), 流通經濟大学付属柏高等学校		平成 22 年 5 月 26 日

2. 応急活動体制

資料2-1 職員配備一覧表

職員配備一覧表

平成22年4月1日現在

部 課 名		注意	警戒	第一	第二	第三	計
総務部	行政課	2	1	8	2	3	16
	人事課・給与厚生室	2	2	9	4	2	19
	管財課	1	1	11	3	3	19
	防災安全課	5	12	0	0	0	17
	工事検査課	0	1	2	1	1	5
	監査事務局	0	0	5	3	0	8
	選挙管理委員会事務局	0	0	5	1	1	7
企画部	企画調整課・ホームタウン推進室・国体準備室	0	1	12	7	2	22
	行政改革推進課	0	0	6	1	1	8
	情報政策課	0	0	8	3	1	12
	秘書広報課・国際交流室	0	3	9	8	0	20
	庶務課・議事課（議会事務局）	0	0	10	3	2	15
財政部	財政課	1	1	8	3	1	14
	契約課	0	0	5	2	0	7
	収納課	0	3	23	7	5	38
	市民税課	1	2	23	5	6	37
	資産税課	1	3	24	7	5	40
	会計課	0	0	12	2	2	16
市民生活部	市民活動推進課	1	2	6	3	3	15
	男女共同参画室	0	0	2	1	0	3
	消費生活センター	0	0	7	1	0	8
	旭町近隣センター	0	0	2	0	0	2
	豊四季台近隣センター	0	0	7	0	0	7
	南部近隣センター	0	0	7	0	0	7
	田中近隣センター	0	0	5	0	0	5
	西原近隣センター	0	0	6	0	0	6
	永楽台近隣センター	0	0	2	0	0	2
	布施(根戸)近隣センター	0	0	3	0	0	3
	増尾近隣センター	0	0	5	0	0	5
	光ヶ丘近隣センター	0	0	7	0	0	7
	新富近隣センター	0	0	2	0	0	2
	富里近隣センター	0	0	2	0	0	2
	高田近隣センター	0	0	2	0	0	2
	新田原近隣センター	0	0	2	0	0	2
	松葉近隣センター	0	0	5	0	0	5
	藤心近隣センター	0	0	4	0	0	4
	酒井根近隣センター	0	0	2	0	0	2
	高柳近隣センター	0	0	4	0	0	4
	中央(アミュゼ柏)近隣センター	0	0	10	0	0	10
	市民文化会館	0	0	1	5	0	6
	市民課	0	1	29	10	3	43
	富勢出張所	0	0	2	1	0	3
	柏駅前行政サービスセンター	0	0	9	3	2	14
	保険年金課	1	1	34	11	10	57
	(沼) 総務課	1	1	6	2	1	11
	(沼) 窓口サービス課	1	1	17	2	2	23

部 課 名		注意	警戒	第一	第二	第三	計
保健福祉部	保健福祉総務課	1	1	8	5	1	16
	福祉政策室	0	0	2	1	1	4
	指導監査室	0	0	4	0	0	4
	高齢者支援課	0	1	12	7	4	24
	介護保険管理室	0	1	10	4	2	17
	福祉活動推進課	0	0	9	2	2	13
	ほのぼのプラザますお	0	0	1	1	0	2
	障害福祉課	1	0	23	6	7	37
	青和園(障害福祉課)	0	0	6	3	0	9
	朋生園(障害福祉課)	0	0	6	2	1	9
	こども発達センター	0	0	10	3	0	13
	キッズルームひまわり・こすもす	0	0	12	5	1	18
保健所	総務企画課	2	1	10	1	0	14
	保健予防課	0	1	7	3	2	13
	生活衛生課	0	1	9	3	5	18
	地域健康づくり課	0	0	30	10	3	43
	成人健診課	0	1	5	2	1	9
	衛生検査課	0	0	2	1	5	8
児童家庭部	児童育成課・こどもルーム担当室	0	1	17	5	5	28
	児童センター	0	0	4	1	2	7
	保育課	1	0	17	5	4	27
	桜台保育園	0	0	11	4	3	18
	若葉保育園	0	0	9	3	2	14
	あけぼの保育園	0	0	7	4	1	12
	富勢保育園	0	0	12	4	0	16
	東中新宿保育園	0	0	10	3	1	14
	豊四季保育園	0	0	4	4	2	10
	増尾保育園	0	0	7	4	0	11
	豊住保育園	0	0	6	6	0	12
	土南部保育園	0	0	9	3	0	12
	豊四季乳児保育園	0	0	13	4	3	20
	西原保育園	0	0	8	2	2	12
	豊町保育園	0	0	12	6	1	19
	富士見保育園	0	0	7	4	4	15
	酒井根保育園	0	0	16	4	3	23
	名戸ヶ谷保育園	0	0	6	6	6	18
	田中保育園	0	0	9	3	2	14
	旭町保育園	0	0	5	9	0	14
	東町保育園	0	0	7	3	2	12
	高野台保育園	0	0	8	4	1	13
	しこだ保育園	0	0	12	2	2	16
	松葉保育園	0	0	10	5	4	19
	高柳保育園	0	0	7	4	2	13
	高柳西保育園	0	0	8	3	2	13
	生活支援課	0	1	23	7	4	35
	環境部	環境保全課	0	1	11	1	2
廃棄物政策課		0	1	5	2	1	9
環境サービス課		1	1	16	5	5	28
北部クリーンセンター		0	1	16	14	28	59
南部クリーンセンター		0	1	45	13	14	73
産業廃棄物対策課		1	1	5	3	1	11

部 課 名		注意	警戒	第一	第二	第三	計
経済産業部	商工振興課	1	0	8	3	3	15
	農政課	0	1	7	3	2	13
	公設市場	0	1	4	2	1	8
	市場整備課	0	1	2	2	0	5
	農業委員会事務局	0	0	5	2	1	8
都市計画部	都市計画課	2	1	10	5	1	19
	交通政策課	1	1	4	1	0	7
	北部整備課	1	1	4	1	1	8
	建築指導課	1	1	13	5	3	23
	開発事業調整課	0	2	2	1	1	6
	宅地課	1	2	7	2	2	14
	建築住宅課	1	2	10	3	4	20
都市緑政部	公園緑政課	1	4	5	2	0	12
	公園管理課	1	1	9	7	0	18
	区画整理課	1	2	2	2	1	8
	北柏駅北口土地区画整理事務所	1	1	3	1	1	7
	再開発課	1	1	3	1	1	7
土木部	道路維持管理課	5	8	6	6	6	31
	道路サービス事務所	1	2	13	5	4	25
	交通施設課	1	3	5	4	2	15
	道路整備課	2	3	5	2	2	14
	新市道路整備課	1	3	4	1	0	9
	下水道整備課	3	6	5	4	4	22
	下水道維持管理課	4	7	6	5	4	26
	排水対策課	2	2	2	1	1	8
水道部	総務課	1	1	6	4	2	14
	給水課	0	2	8	4	4	18
	配水課	1	6	13	7	7	34
	浄水課	0	1	5	4	0	10
生涯学習部	教育総務課	0	1	6	3	2	12
	生涯学習課	1	0	5	2	1	9
	中央公民館	0	0	4	1	0	5
	沼南公民館	0	1	2	1	2	6
	少年補導センター	0	0	3	1	0	4
	文化課	0	1	11	2	2	16
	スポーツ課	0	1	7	2	1	11
図書館	1	0	14	3	2	20	
学校教育部	学校教育課	1	0	8	4	2	15
	学校企画室	1	0	6	1	1	9
	学校施設課	1	1	12	7	1	22
	学校保健課	0	1	10	2	2	15
	学校給食センター	0	0	1	1	1	3
	指導課	0	1	7	3	0	11
	市立柏高校	0	0	3	1	1	5
	教育研究所	0	1	7	4	0	12
	かしわ幼稚園	0	0	2	1	0	3
消防局	8	55	248	134	0	445	
他	柏市都市振興公社	0	0	2	2	0	4
	東葛中部地区総合開発事務組合	0	0	5	1	1	7
	柏市社会福祉協議会	0	0	2	1	0	3
	柏市みどりの基金	0	0	2	1	0	3
合 計	71	180	1441	578	277	2547	

資料2-2 職員参集表

表 職員参集表

()部(/)

平成()年()月現在

発災後の時間	合 計 (累計)	課	課	課	課	課	課
30分以内	人	人	人	人	人	人	人
0.5 ～ 1	()	()	()	()	()	()	()
1 ～ 2	()	()	()	()	()	()	()
2 ～ 3	()	()	()	()	()	()	()
3 ～ 4	()	()	()	()	()	()	()
4 ～ 5	()	()	()	()	()	()	()
5時間以上	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 課の数が6以上ある部については、(/)にページ数・枚数の順で記入する。

2 ()内には、累計を記入する。

勤務時間外(夜間・休日等)の非常災害時職員動員連絡表

部・室

課・署

所掌部班名 部 班

TEL: []

(部長)

TEL: []

(庶務担当課長)

TEL: []

(所属長)

TEL: []

(次長)

TEL: []

(主幹)

[]

注意配備 _____名

[]

警戒配備 _____名

[]

第一配備 _____名

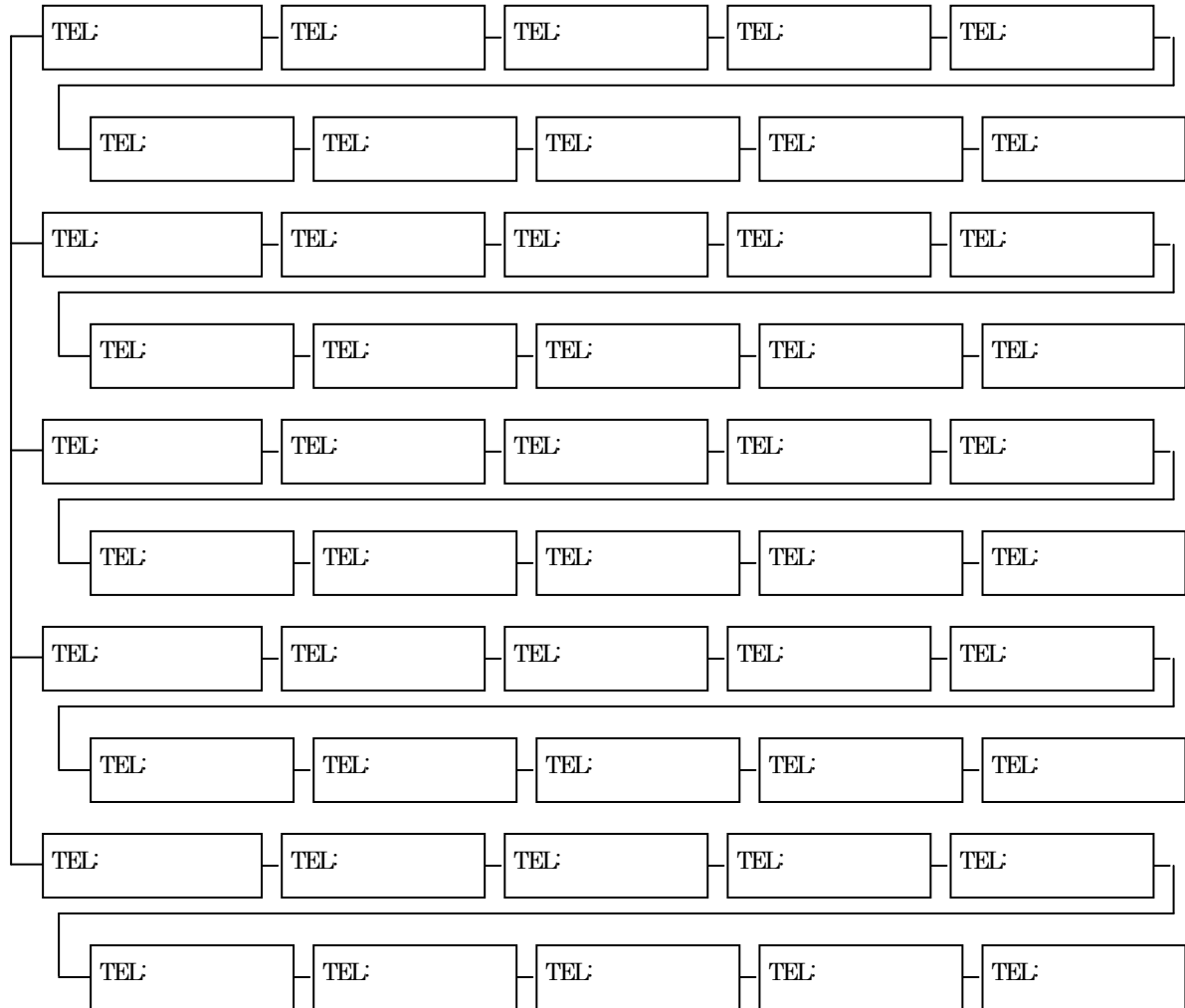
[]

第二配備 _____名

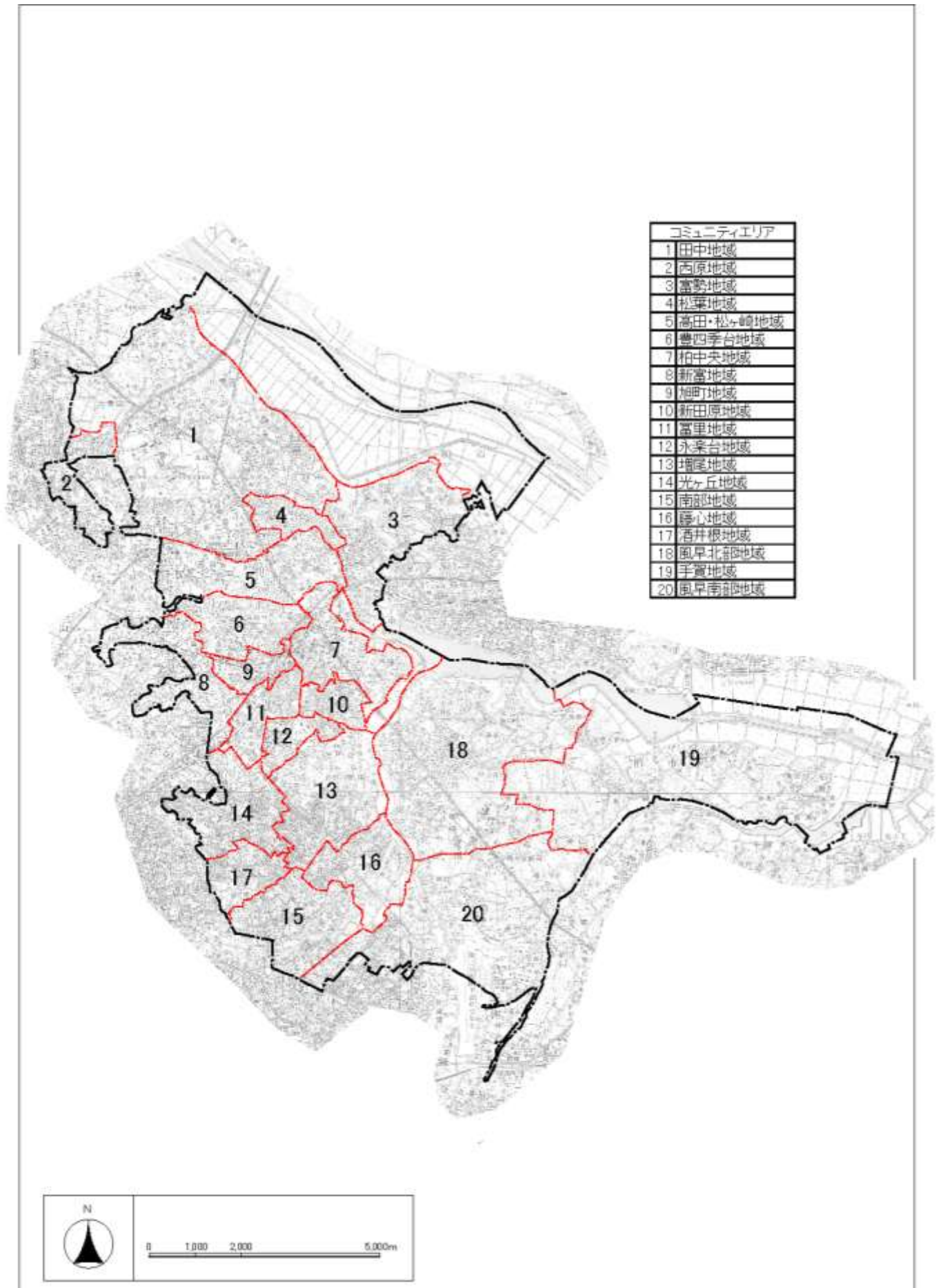
[]

第三配備 _____名

合計 _____名



資料2-4 地区災害対策本部（市内20のコミュニティエリア）



資料 2-5 震度による被害状況等の程度

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：気象庁震度階級関連解説表より

資料 2-6 消防団員の配置表

(平成21年4月1日現在)

		計	団 長	副 団 長	指 揮 隊 長	副 指 揮 隊 長	方 面 隊 長	副 方 面 隊 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	方 面 別 人 員
定 員		617	1	5	1	2	5	10	42	42	42	84	383	617
実 員		617	1	5	1	2	5	10	42	42	42	84	383	617
団 本 部		29	1	5	1	2	5	10					5	29
第 1 方 面	第1分団 船 戸	14							1	1	1	2	9	112
	第2分団 大 青 田	14							1	1	1	2	9	
	第3分団 十 余 二	14							1	1	1	2	9	
	第4分団 大 室	14							1	1	1	2	9	
	第5分団 花 野 井	14							1	1	1	2	9	
	第6分団 布 施	14							1	1	1	2	9	
	第7分団 土 谷 津	14							1	1	1	2	9	
	第8分団 根 戸	14							1	1	1	2	9	
第 2 方 面	第1分団 柏	14							1	1	1	2	9	140
	第2分団 戸 張	14							1	1	1	2	9	
	第3分団 松 ケ 崎	14							1	1	1	2	9	
	第4分団 高 田	14							1	1	1	2	9	
	第5分団 篠 籠 田	14							1	1	1	2	9	
	第6分団 呼 塚	14							1	1	1	2	9	
	第7分団 富 士 見 町	14							1	1	1	2	9	
	第8分団 豊 町	14							1	1	1	2	9	
	第9分団 新 富 町	14							1	1	1	2	9	
	第10分団 中 央	14							1	1	1	2	9	
第 3 方 面	第1分団 名 戸 ケ 谷	14							1	1	1	2	9	98
	第2分団 増 尾	14							1	1	1	2	9	
	第3分団 藤 心	14							1	1	1	2	9	
	第4分団 逆 井	14							1	1	1	2	9	
	第5分団 南 増 尾	14							1	1	1	2	9	
	第6分団 東 中 新 宿	14							1	1	1	2	9	
	第7分団 酒 井 根	14							1	1	1	2	9	
第 4 方 面	第1分団 高 柳	14							1	1	1	2	9	112
	第2分団 藤 ケ 谷	14							1	1	1	2	9	
	第3分団 藤ケ谷新田	14							1	1	1	2	9	
	第4分団 塚 崎	14							1	1	1	2	9	
	第5分団 大 井	14							1	1	1	2	9	
	第6分団 大 島 田	14							1	1	1	2	9	
	第7分団 五 篠 谷	14							1	1	1	2	9	
	第8分団 箕 輪	14							1	1	1	2	9	
第 5 方 面	第1分団 若 白 毛	14							1	1	1	2	9	126
	第2分団 岩 井	14							1	1	1	2	9	
	第3分団 鷺 野 谷	14							1	1	1	2	9	
	第4分団 泉	14							1	1	1	2	9	
	第5分団 金 山	14							1	1	1	2	9	
	第6分団 柳 戸	14							1	1	1	2	9	
	第7分団 片 山	14							1	1	1	2	9	
	第8分団 手 賀	14							1	1	1	2	9	
	第9分団 布 瀬	14							1	1	1	2	9	

資料2-7 消防団の受持区域

第1方面	大青田, 上利根, 小青田, 新利根, 新十余二, 船戸, 船戸山高野, 上三ヶ尾飛地, 下上三ヶ尾飛地, 西三ヶ尾飛地, 青田新田飛地, 伊勢原一丁目, 柏の葉一丁目～六丁目, 十余二の一部, 中十余二, 西柏台一・二丁目, 西原一丁目～七丁目, 松葉町一丁目, 三丁目, 五丁目, 六丁目, 七丁目, みどり台一丁目～五丁目, 若柴, 花野井, 大室, 正連寺, 宿連寺, 布施, 布施下, 布施新町一丁目～四丁目, 弁天下, 北柏一丁目～五丁目, 北柏台, 根戸, 松ヶ崎新田の一部, 呼塚新田の一部
第2方面	あかね町, 東一丁目～三丁目, 東上町, 大塚町, 柏, 柏一丁目～七丁目, 末広町, 関場町, 千代田一丁目～三丁目, 東台本町, 桜台, 戸張, 戸張新田, 八幡町, 東柏一・二丁目, 弥生町, 大山台一・二丁目, 十余二の一部, 根戸新田の一部, 松ヶ崎, 松ヶ崎新田の一部, 松葉町二丁目, 四丁目, 高田, 明原一丁目～四丁目, あげぼの一丁目～五丁目, かやの町, 篠籠田, 豊四季台一丁目～四丁目, 西町, 柏下, 柏中村下, 柏堀之内新田, 呼塚新田の一部, 豊四季, 常盤台, 日立台一・二丁目, ひばりが丘, 豊町一・二丁目, 新富町一・二丁目, 豊上町, 豊平町, 南柏一・二丁目, 吉野沢, 旭町一丁目～八丁目, 泉町, 中央一・二丁目, 中央町, 富里一丁目～三丁目, 緑ヶ丘, 向原町, 若葉町
第3方面	永楽台一丁目～三丁目, 亀甲台町一・二丁目, 新柏一丁目～四丁目, 名戸ヶ谷, 名戸ヶ谷一丁目, 加賀一丁目～三丁目, 中原, 中原一・二丁目, 増尾, 増尾一丁目～八丁目, 増尾台一丁目～四丁目, 逆井藤ノ台, 藤心, 藤心一丁目～五丁目, 逆井, 逆井一丁目～五丁目, 新逆井一・二丁目, 東逆井一丁目, 南逆井一丁目～七丁目, 南増尾, 南増尾一丁目～八丁目, 今谷上町, 今谷南町, つくしが丘一丁目～五丁目, 豊住一丁目～五丁目, 中新宿一丁目～三丁目, 東中新宿一丁目～四丁目, 光ヶ丘一丁目～四丁目, 青葉台一・二丁目, 酒井根, 酒井根一丁目～七丁目, 西山一・二丁目, 東山一・二丁目, 光ヶ丘団地
第4方面	高南台一丁目～三丁目, しいの木台一丁目～五丁目, 高柳, 高柳新田, 南高柳, 藤ヶ谷の一部, 藤ヶ谷新田の一部, 風早一・二丁目, 若白毛の一部, 塚崎, 塚崎一丁目～三丁目, 大井, 大井新田, 大津ヶ丘一丁目～四丁目, 緑台, 岩井の一部, 大島田, 鷺野谷の一部, 五篠谷, 箕輪の一部, 箕輪新田
第5方面	泉, 金山, 藤ヶ谷の一部, 箕輪の一部, 若白毛の一部, 鷺野谷の一部, 岩井の一部, 岩井新田, 染井入新田, 鷺野谷新田, 泉村新田, 金山, 藤ヶ谷新田一部, 柳戸, 曙橋, 片山, 片山新田, 水道橋, 手賀, 手賀新田, 布瀬, 布瀬新田, 千間橋,

3. 情報収集・伝達

資料 3-1 被害の認定基準（災害統括報告）

被害の認定基準（災害統括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
人的被害	共通	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確定な者とする。	被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確定な者とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。 	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。		人的被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
住家被害	共通	<p>住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 	
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもので、または住家の構造（ここでいう「構造」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの劣化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、著しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであつて、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が隣り合わせで接続している場合には各1棟として計上する。 層相互の相当部分が落ちた場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。 	住家被害詳細報告
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。</p>		
	一部破損	<p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>		
	床上浸水	<p>住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p>		
	床下浸水	<p>床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。</p>		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立教育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・産院・補綴施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含まれない。	社会福祉施設被害詳細報告 その他被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	商工被害詳細報告 その他被害詳細報告
り災世帯		1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部破損及び床上浸水の場合は計上しない。	香祭舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家被害詳細報告
	り災者	り災世帯の構成員とする。 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。		
その他被害	文教施設		一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。	文教施設被害詳細報告
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の取寄施設を有するもの）とする。		病院被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを称したものとす。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない）	公共土木施設被害詳細報告
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された構とする。	2 道路冠水は被害には含まれないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのももの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	冠水は被害に含まれないが、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な港湾交通施設とする。	漁港は「港湾」には含まない。	港湾施設等被害詳細報告
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	公共土木施設被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ			がけくずれ被害詳細報告
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。	鉄道被害詳細報告
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
他被害	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告	
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	水道被害詳細報告 (市町村、県水道)	
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。		
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	電気被害詳細報告	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含まない。	電話被害詳細報告	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含まない。	ガス被害詳細報告	
	ブロック 石壁	倒壊したブロック壁又は石壁の箇所数とする。		その他被害詳細報告	
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。			
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。			
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。			
	畑の冠水				
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。			火災発生状況報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告	
被災金額	共通	災害年度の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、査定定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。			
	公立文教施設	公立の文教施設とする。			
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁港整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものとは加算しない。）		
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港灣、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては1,20万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。）		
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。			
	公共施設 被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。			
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。			
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。			
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。			
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。			
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業部材料、商品、生産機械器具等とする。			

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	項目	基準	備考	災害詳細報告
活動体制	災害対策本部設置	<p>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <p>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</p> <p>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）</p> <p>3 また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。</p>	<p>確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。</p>	
	本部設置前の体制	<p>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <p>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</p> <p>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）</p> <p>また、体制を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>		
	活動人員	<p>報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。</p>		

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	項目	認定基準	備考	災害詳細報告
避難等	共通	避難の種類ごとに、「避難地区表」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。		
	指示	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他法令に基づくもの。	気象情報、警戒監視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認められる地域の居住者、潜在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難。 （上記勧告又は指示に該当しない呼びかけによる避難を含む）	気象予警報等により避難、家庭機器による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。	
	避難地区数	勧告又は指示においては、集会のおおむね地域又は区域の数を報告する。 自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	避難状況詳細報告
	避難の日時	最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	
	避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・収容所開設状況報告
	災害救助法	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。		

資料3-2 指定電話・連絡責任者一覧表

表 指定電話・連絡責任者一覧表

区分	機関の名称	連絡責任者	番号	
			指定電話	ファクシミリ
柏市	災害対策本部	防災安全課長	04-7167-1111	04-7163-2188
	保健所	総務企画課長	04-7167-1255	04-7167-1732
	水道部	総務課長	04-7166-2191	04-7167-1165
	消防局	警防課長	04-7133-0117	04-7133-4000
千葉県	総務部消防地震防災課	消防地震防災課長	043-223-2182	043-222-5208
	県土整備部河川環境課	河川環境課長	043-223-3159	043-221-1950
	東葛飾県民センター	県政情報課長	047-361-2175	047-367-4348
	松戸健康福祉センター（松戸保健所）	総務企画課長	047-361-2121	047-367-7554
	東葛飾地域整備センター柏整備事務所	維持管理課長	04-7167-1201	04-7167-1205
	柏警察署	警備課長	04-7148-0110	04-7148-0100
	東葛飾農林振興センター	次長兼総務課長	04-7143-4121	04-7144-8260
指定地方行政機関	関東農政局 千葉農政事務所地域第三課	課長補佐（総務）	043-484-1207	043-484-1226
	気象庁 銚子地方气象台	技術課長	0479-22-0074	0479-23-4460
	国土交通省千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	出張所長	04-7143-4230	04-7144-2063
	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	防災対策課長	0480-52-3956	0480-52-9529
	同 守谷出張所	出張所長	0297-48-2441	0297-48-1969
	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所	広域水管理課長	0478-52-6365	0478-52-9726
	同 北千葉導水路管理支所	支所長	04-7189-3211	04-7189-6144
	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	調査課長	04-7125-7317	04-7125-2947
	同 運河出張所	出張所長	04-7152-0102	04-7152-6961
	航空自衛隊柏送信所	送信所小隊長	04-7131-2896	(同左での切替)
指定地方公共機関	東日本電信電話(株)東葛営業支店	法人営業担当	04-7162-4600	04-7162-7998
	東京電力株式会社東葛支社	総務グループ	04-7113-2025	04-7167-8731
		当直指令室（休祭日・夜間）	04-7113-2093	04-7167-8748
	京葉ガス(株)導管部保安指令センター指令グループ	保安責任者	047-325-1049	047-325-4012
	京和ガス(株)	保安責任者	04-7155-1500	04-7155-1505
	東日本旅客鉄道(株)柏駅	駅長	04-7164-5135	(同左での切替)
	同我孫子保線技術センター	所長	04-7182-0413	
	東武鉄道(株)東武柏駅	駅長	04-7145-2211	
	首都圏新都市鉄道株式会社	守谷駅務管理所長	0297-46-3701	(同左での切替)
	NHK千葉放送局	企画総務	043-227-7311	
日本赤十字社千葉県支部	救護福祉課長	043-241-7531		
手賀沼土地改良区	総務課長	0476-42-2821	0476-42-7198	

柏市医師会		04-7163-7391	04-7164-2810
柏歯科医師会		04-7163-5260	04-7167-1027
柏市薬剤師会		04-7163-7376	04-7166-8370
柏市建設業会	会 長	04-7133-7667	04-7133-7813
社団法人千葉県バス協会		043-246-8151	043-241-0538
千葉県トラック協会	交付金事業課長	043-247-1131	043-246-7372

資料3-3 県の報告様式

様式1-1

災害緊急報告 [市町村]

第 報

月 日 時 分現在

災害種類				報告機関			
覚知日時	月	日	時	分	覚知	報告者	TEL
※支部への報告 未 済							
庁舎等の状況							
庁舎での執務	可	不可	備考				
防災無線使用	可	不可	電気	通常電源・非常電源・その他 []			
災害規模概況 (人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること)							
死傷者	<input type="checkbox"/> 死者 ()人		<input type="checkbox"/> 行方不明者 ()人		<input type="checkbox"/> 負傷者 ()人		
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 ()棟		<input type="checkbox"/> 半壊 ()棟		<input type="checkbox"/> 床上浸水 ()棟		
【判明事項】 火災発生： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、延焼(可能性)： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、津波の発生： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
応急対策の状況 (当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること)							
消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況							
県、他の市町村等への応援要請	未	済	要請内容				
			区域				
自衛隊の災害派遣要請	未	済	要請内容				
			区域				
ボランティアセンター設置状況	有	無					
ボランティアの活動状況							
その他関連事項							
措置情報							
災害対策本部設置 (本部設置前名称：)							
設置日時	月	日	時	分	出動人員	消防職員延べ 人	消防団員延べ 人
津波注意報・警報		①住民への伝達：市町村防災行政無線等 (時 分)、広報車 (台) ②沿岸パトロール：市町村車両 (台)、消防関係車両 (台)					
避難等	避難種別	指示 勧告 自主避難		理由			
	避難日時	月	日	時	分	避難先	
	避難地区名			世帯数	(人)		
	警戒区域の設定区域名			避難所	箇所開設、	世帯	人収容
	避難所状況						

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

災害種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> その他 ()	消防本部名	消防本部
報告日時	月 日 時 分	報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況		●執務： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不能 ●通信： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不能	
災害規模概況	発生場所	発生日時 月 日 時 分	
	火災の発生： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、延焼（可能性）： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、津波の発生： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 【概況】		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人
	負傷者	人	計 人
【判明事項】		住家	全壊 棟 半壊 棟
一損 棟		床上 棟	
応急対策の状況・措置情報	災害対策本部等の設置状況		
	【状況】		

緊急通信欄			
119番通報殺到状況	<input type="checkbox"/> 対応不能		<input type="checkbox"/> 対応不能になるおそれ
	<input type="checkbox"/> 対応可能		
通報殺到地域			
	通報内容	<input type="checkbox"/> 火災事案	<input type="checkbox"/> 救急事案
その他緊急通信	<input type="checkbox"/> 救助事案		
		
		
		

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

災害総括報告(その2)

月 日 時 分現在

災 害 名			報告機関		
			報告者	TEL	
報告の種別		定時報告		確定時報告	
公 共 施 設 被 害 額	区分	被 害 額	被 害 の 内 訳 等		
	公立文教施設	千円	国立分		
			県立分		
	農林水産業施設	千円	市町村立分		
			国管理分		
			県管理分		
公共土木施設	千円	市町村管理分			
		国管理分			
その他公共施設	千円	県管理分			
		市町村管理分			
小 計	千円				
産 業 別 被 害 額	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
小 計	千円				
被 害 総 額		千円			

備考

--

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

避難状況詳細報告

第 報
月 日 時 分現在

災害名		報告機関						報告者		TEL		
整理 番号	避難勧告又は指示		警戒区域の設定		避難の状況			避難の理由	避難先	帰宅日時	避難した 総世帯・ 人員数	通信欄
	種別	勧告指示 日時	有・無	設定日時	地区名	避難日時	世帯・人員					
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	

様式4

避難所・救護所開設状況報告

第 月 日 第 時 分現在 報

災害名	報告機関	TEL
	報告者	

整理 番号	避 難 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

整理 番号	救 護 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

人的被害詳細報告

_____月 _____日 _____時 _____分 第_____報
現在

災害名	報告機関				報告者					TEL
	被災者				被災の概要				通信欄	
整理番号	氏名	住所	年齢	性別	被災の程度	被災日時	被災場所	原因		
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				
						月 日 時 分				

51

(注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。
 2 「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

住家被害詳細報告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名					報告機関			
					報告者		TEL	
整理番号	被災世帯				被災の概要			通信欄
	世帯主	住所	年齢	り災人員	種別	被災日時	原因	[避難、応急措置等の状況]
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		

- (注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」……として報告すること。
 2 被災の概要の「種別」は、「全壊」・「全焼」・「半壊」・「半焼」・「一部破損」・「一部焼損」・「床上浸水」・「床下浸水」の別を記載する。(被害の認定基準参照)

人的・住家被害詳細報告(大字別)

第 報
月 日 時 分 現在

災害名				発生日時			
報告機関				報告者	TEL		

整理 番号	災害発生地域 (市町村大字)	死者	重傷者	全壊			半壊			一部破損			床上浸水			通信欄
		行方不明	軽傷者	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	
				うち全焼			うち半焼			うち一部焼損			床下浸水			

(注意)この様式は、システム端末に入力したうえで使用するものとする。

文教施設被害詳細報告

第 報
月 日 時 分 現在

災害名								報告機関					
								報告者	TEL				
No	学校種別	学校名	所在地	建物被害				人的被害				授業の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

※学校種別：①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨養護学校

公共土木施設被害詳細報告

第 _____ 報
月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関		
		報告者	TEL	

災害報告箇所別調書

施設区分		位置		被害延長及び右・左岸		被災原因		復旧(応急)工法(現在の状況)		管理区分		合計
										県管理分	市町村管理分	
番号	施設名	位置							復旧の見通(日時)	被害額(千円)	被災状況(土木施設及び一般施設) [道路の場合、迂回路(路線名を記入)]	
		市町村	大字									

- [記載上の留意事項]
- 1 本報告は、異常天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、国土交通大臣あてにその状況を報告するために県土整備部において各市町村及び各地域整備センターから報告を求める「災害箇所調書」を様式化したものであり、県土整備部でとりまとめたものを報告すれば足りるものとする。
 - 2 本報告は、施設区分ごとに、県管理施設、市町村管理施設及びその合計を別葉で報告するものとする。
 - 3 報告にあたって前記1の「災害箇所調書」を利用する場合は、「地域整備センター名」の欄に報告センター名等を記載する。
 - 4 [施設区分]の欄には、公共土木施設(河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁等)の区分を記載し、番号は、施設区分ごとに一連番号とする。
 - 5 河川、道路、橋梁については、「施設名」の欄に種別(一級河川、一般道路等)及び名称を記載する。

公共土木施設被害詳細報告 [国管理・公団管理・公社管理]

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名	報告機関	
	報告者	TEL

施設区分	
------	--

番号	施設名	位置		被害延長 及び 右・左岸	被災状況		交通規制状況				備考	
		市町村	大字		被災施設	被災状況	規制内容	規制開始日時	解除予定日時	規制解除日時		

[記載上の留意事項]

- 1 本報告は、異常天然現象によって県及び市町村管理以外の公共土木施設被害が発生した場合の被害報告を行うためのものである。
- 2 本報告は、管理者ごと、施設区分ごとに別葉で報告するものとする。
- 3 「施設区分」の欄には、公共土木施設(河川、道路、橋梁等)の区分を記載し、番号は、区分ごとに一連番号とする。
- 4 「被災状況」の欄には、被災施設及び被災の状況を記載する。
- 5 「交通規制内容」の欄には、全面交通止、片側交通規制等の規制内容を記載する。
- 6 「備考欄」は、迂回道路等を記載する。

がけくずれ被害報告

第 _____ 報
月 日 時 分 現在

災害名		報告機関											TEL								
		報告者																			
番号	場所			被害状況										がけの区分	保全家	発生		指定の有無	点検の有無	備考	
	市町村	大字	ふりがな 地区	崩壊の状況			人的被害(人)				建物被害(棟)					日時	原因				
				高さ	延長	土量	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部								
				m	m	m ³									m		月	日			
				m	m	m ³									m		月	日			
				m	m	m ³									m		月	日			
				m	m	m ³									m		月	日			
				m	m	m ³									m		月	日			
				m	m	m ³									m		月	日			
				m	m	m ³									m		月	日			
				m	m	m ³									m		月	日			

[記載上の留意事項]

- 1 「がけの区分」の欄は、自然崖、人工崖の区分を記載する。また、それぞれの崖高(m)を記載する。
- 2 「保全家」の欄は、地区全体の人家戸数を記載する。
- 3 「発生日時」の欄は、被害発生の月日及び時間を記載する。
- 4 「指定の有無」の欄は、急傾斜地崩壊危険区域指定地の指定の有無を記載する。
- 5 「点検の有無」の欄は、「急傾斜地崩壊危険箇所についての点検(年1回)」の有無を記載する。
- 6 特記すべき事項があれば、「備考欄」に記載する。

交通規制情報

第 _____ 報
月 日 時 分 現在

に伴う交通規制箇所

報告月日		年	月	日	調査日時	月	日	時	分	現在	報告機関	報告担当者	TEL	
現状	番号	路線番号	路線名	規制箇所	規制内容	規制原因	規制開始		解除予定		規制解除		備考	センター名等
							月	日	月	日	月	日		

[記載上の留意事項]

- 1 「現状」の欄は、交通規制の現状を記載する。例：規制中の場合＝「規」、解除が行われた場合＝「解」
- 2 「路線番号」の欄は、路線番号がない場合は記入しなくてもよい。
- 3 「規制内容」の欄は、交通規制の具体的な内容を記載する。例：「全面通行止め」「片側通行」「大型通行止め」
- 4 「規制原因」の欄は、交通規制を実施するに至った原因を記載する。例：「法面崩落」「路肩決壊」「道路陥没」
- 5 「規制開始」の欄は、規制を開始した日時を記載する。
- 6 「解除予定」の欄は、規制中の場合に規制が解除される予定日時を記載する。
- 7 「規制解除」の欄は、規制解除を行った日時を記載する。
- 8 「備考」の欄は、迂回路、被害の詳細等、特記すべき事項を記載する。
- 9 「センター名等」の欄は、当該道路の管理する地域整備センター名、事務所名等を記載する。

鉄道被害詳細報告

第 _____ 報
月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関		報告者		TEL				
整理番号	線路名	区分	区間		期間		原因	運休本数	影響人員	通信欄 (復旧見通し等)
			始点	終点	月 日	月 日				
					月 日	月 日				
					時 分	時 分				
					月 日	月 日				
					時 分	時 分				
					月 日	月 日				
					時 分	時 分				
					月 日	月 日				
					時 分	時 分				
					月 日	月 日				
					時 分	時 分				
					月 日	月 日				
					時 分	時 分				

水道被害詳細報告(市町村)

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名						報告機関							
						報告者	TEL						
整理番号	事業体名	被災地域	断水期間				断水戸数	被災施設	応急措置等の状況 (応急給水等)	復旧見通		通信欄	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	
			月	日	~	月	日	戸			月	日	
			時	分		時	分				時	分	

電気被害詳細報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関		報告者		TEL					
整理番号	被災地域	停電戸数	停電期間				原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄	
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		戸	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		

電話被害詳細報告

第 _____ 報
月 日 時 分 現在

災害名		報告機関		報告者		TEL			
整理番号	被災地域	り障回線数	り障期間		原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	
		回線	月 時	日 分 ~	月 時	日 分	月 時	日 分	

ガ ス 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名								報告機関				
								報告者				TEL
整理番号	被災地域	供給停止戸数	供給停止期間				原因	復旧見通し		応急措置等の状況	通信欄	
		戸	月	日	~	月	日		月	日		
		戸	時	分		時	分		時	分		
		戸	月	日	~	月	日		月	日		
		戸	時	分		時	分		時	分		
		戸	月	日	~	月	日		月	日		
		戸	時	分		時	分		時	分		
		戸	月	日	~	月	日		月	日		
		戸	時	分		時	分		時	分		
		戸	月	日	~	月	日		月	日		
		戸	時	分		時	分		時	分		
		戸	月	日	~	月	日		月	日		
		戸	時	分		時	分		時	分		
		戸	月	日	~	月	日		月	日		
		戸	時	分		時	分		時	分		

様式21

※地震災害時のみ

火災発生状況報告

第 _____ 報
月 日 時 _____ 分 現在

災害名	報告機関		報告者		TEL	

整理番号	出火場所	出火日時 (覚知)	鎮火日時	出火原因	人的被害				焼損 物件	程度	焼損面積	延焼の状況
					死者	行方不明	重傷	軽傷				
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	
		月 日 時 分	月 日 時 分		名	名	名	名			m ²	

68

通信欄

危険物施設等被害詳細報告

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名	報告機関					
	報告者				TEL	
事故の区分	1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故			2. 危険物に係る事故		3. その他の事故
事故の種別	1. 火災	2. 爆発	3. 漏えい	4. その他 ()		
発生場所						
事業所名						
発生日時	月	日	時	分	発見日時	月 日 時 分
(覚知日時)	月	日	時	分	鎮火 処理 日時	月 日 時 分
消防覚知方法				気象状況		
物質の区分	1. 危険物	2. 準危険物	3. 高圧ガス	4. 火薬	5. 毒劇物	6. RI等
	7. その他 ()					
施設の概要						
事故の概要						
死傷者	死者 氏名 性別 年齢				負傷者	
	計 人				重傷 _____ 人	
軽傷 _____ 人						
その他参考事項						

農林被害詳細報告(農地・農業用施設)

第 報
月 日 時 分 現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

市町村名															
種別	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)
農地	畦畔	m		m		m		m		m		m		m	
	田	ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha	
	畑	ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha	
	計	—		—		—		—		—		—		—	
農業用施設	ため池	—		—		—		—		—		—		—	
	頭首工	—		—		—		—		—		—		—	
	水路	m		m		m		m		m		m		m	
	揚水機	—		—		—		—		—		—		—	
	堤防	—		—		—		—		—		—		—	
	道路	m		m		m		m		m		m		m	
	橋梁	m		m		m		m		m		m		m	
	農地保全 施設	—		—		—		—		—		—		—	
	計	—		—		—		—		—		—		—	

商 工 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名								報告機関			
								報告者			
整理 番号	被災地域 (市町村名)	区分	建物被害				被害額	製品・仕掛品 被害額	その他 被害額	被害額 合計	
			全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水					
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	

通 信 欄

下水道施設被害詳細報告

第 _____ 報
月 日 時 _____ 分 現在

災害名				報告機関		
				報告者	TEL	
No	発生場所	発生日時	被害の概況	応急措置等の状況	復旧見通し	通信欄
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	
		月 日 時 分			月 日 時 分	

資料3-4 広報文例

災害時の広報文例集

[例文1] 地震時における自動放送文（震度震度5弱の場合）

発生後3回くりかえす

こちらは柏市役所です。
ただ今、地震がありました。
皆さん、落ちついて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて外に飛び出さないでください。

[例文2] 地震時における自動放送文（震度5強の場合）

発生後3回くりかえす

こちらは柏市役所です。
ただ今、強い地震がありました。
皆さん、落ちついて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて外に飛び出さないでください。
戸や窓をあけて出口を確保してください。
落下物やブロック塀などに気をつけて、落ちついて行動してください。
※（間をおいて）
もう一度火の元、ガスの元栓を確かめてください。
今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ちついて行動してください。

[例文3] 地震時における自動放送文（震度6弱以上の場合）

発生後3回くりかえす

こちらは柏市役所です。
ただ今、非常に強い地震がありました。
皆さん、落ちついて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて外に飛び出さないでください。
戸や窓をあけて出口を確保してください。
落下物やブロック塀などに気をつけて、落ちついて行動してください。
※（間をおいて）
もう一度火の元、ガスの元栓を確かめてください。
今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ちついて行動してください。
今後とも余震が続くと思われませんが、余震は本震ほど強くありません。地震で一番こわいのは火事です。隣近所と助け合い安全を確保してください。

[例文4] 緊急地震速報（千葉県北西部で震度5弱以上の地震が発生する恐れがある場合）
報知音及び放送文

3 回くりかえす
(報知音)
緊急地震速報です。強い揺れに警戒して下さい。

[例文5] 地震情報、余震情報、二次災害防止のための情報伝達
柏市域に震度6弱以上の地震が発生した場合 その1

発直後から10分位まで

こちらは柏市役所です。
ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。
電気器具のスイッチも切して下さい。
ふろ場に火の気はありませんか。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯のみを使って下さい。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、防災柏。

こちらは柏市役所です。
千葉地方の地震はおさまりました。皆さん おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。
ガスの元栓はしまっていますか。お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。火事が起きていたら、大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、防災柏。

こちらは柏市役所です。
千葉地方の地震はおさまりました。車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さ

い。エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。皆さん、おちついて行動して下さい。

くりかえして お知らせします。(……………)

以上、防災柏。

柏市域に震度6弱以上の地震が発生した場合 その2

10分後以降2時間以内

こちらは柏市役所です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震はまだ続いていますので、注意してください。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。余震に気をつけて下さい。やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。

以上、防災柏。

こちらは柏市役所です。

千葉地方の地震はおさまりました。皆さん おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。

消しわすれた火はありませんか。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめて下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

皆さん おちついて行動して下さい。

くりかえして お知らせします(……………)

以上、防災柏。

こちらは柏市役所です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震はまだ続いていますので、注意してください。

水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。

風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。

トイレの水は流さないでください。タンクの中の水は、のみ水や料理のための水に使うことができます。お年寄りだけの家や、大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。まず、火の元を消すように。ガスの元栓を閉めるようにして下さい。電気器

具のスイッチも切ってください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
皆さん おちついて行動してください。
くりかえして お知らせします (……………)
以上、防災柏。

柏市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合 その 3

発生後 2 時間～ 6 時間以内

こちらは柏市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いていますので、注意してください。
家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。また、小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。たとえ大丈夫そうに見えても小さい子どもたちは特に注意して見てあげる必要があります。
以上、防災柏。

こちらは柏市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。余震に気をつけて下さい。
近所の人たちを確かめて下さい。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。お年寄りだけの家や、大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。身のまわりがおちついたら、声をかけてあげて下さい。まず火の元を消すように。ガスの元栓をしめるようにして下さい。電気器具のスイッチも切ってください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、防災柏。

こちらは、柏市役所です。
千葉地方の地震はおさまりました。
柏市の震度は「震度〇」と発表されました。あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは以下のとおりです。

- 電話は使わない。
- 水はむだにしない。
- 見物にでかけない。
- 必要もないのに外に出ない。
- 照明スイッチをつけたり消したりしない。
- マッチ、ライター、そうそくは使わない。

○ タバコはしばらく、がまんして下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、防災柏。

[例文6] 被害の状況伝達により、冷静な行動をとってもらうための広報文

発生後6時間以降

こちらは柏市役所です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は○人です。そのうちわけは、○○地区で○人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は○棟です。そのうちわけは、○○地区で○棟、△△地区で△棟です。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、防災柏。

こちらは、柏市役所です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災会など地域の人たちとともに準備して下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

[例文7] 火災発生の状況を知らせ、安全な避難の方向を指示するための広報文

状況把握後直ぐに

こちらは柏市役所です。
○○町付近で火災が発生しています。○○町のおよそ△分の○が焼失し、現在も延焼中です。
以上、防災柏

こちらは柏市役所です。
現在○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
△△地区及び△地区にいる人は、直ちに○○方面へ避難してください。ラジオを持

っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

[例文 8] 安否情報伝達により、冷静な行動をとってもらうための広報文

安否情報

こちらは柏市役所です。
これまでにわかった安否情報をお知らせします。
〇〇地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
△△小学校は、生徒・職員全員の無事が確認されました。
〇〇株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。△△パンは、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のためのパンの製造に全力をあげています。
これからの放送で給食のための必要事項をお知らせします。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

[例文 9] 交通の状況に関する情報伝達により、冷静に行動してもらうための広報文

交通情報

こちらは柏市役所です。
これまでにわかった交通情報をお知らせします。
〇〇鉄道、△△鉄道は、すべて運転を停止しています。
現在線路などの点検を実施しています。運転再開までには、しばらく時間がかかるかもしれません。
これからの放送でひきつづき交通情報をお知らせします。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、防災柏

こちらは柏市役所です。
これまでにわかった道路交通情報をお知らせします。
現在市内のすべての道路（又は〇〇通り）は、（〇〇のため）一般車両の通行が禁止されています。自動車の使用はしばらく、やめて下さい。現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示にしたがって下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

[例文10] 気象情報の情報伝達

大雨洪水警報が発令された場合

こちらは柏市役所です。
さきほど千葉地方に「大雨洪水警報」が発令されました。
千葉県内では、これから宵のうちにかけて所々で強い雨が降り、所によっては、
1時間に〇〇mmをこえる強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や低い土
地での浸水が発生するおそれがあります。厳重に警戒して下さい。
ふる場の水、洗濯の水は捨てないようにご協力下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報にも気をつけて下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

[例文11] 避難準備の周知のための広報文

状況は把握後直ぐに

こちらは柏市役所です。
現在、〇〇町付近は、〇〇のため危険な状態になりつつあります。いつでも避難
できるように準備をして下さい。お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ
早めに避難させて下さい。
火の元を消して下さい。避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の
最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、防災柏

こちらは柏市役所です。
避難の用意をして下さい。〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
飛び火に注意して下さい。お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに
避難させて下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

[例文12] 避難準備（要援護者避難）情報の広報文（水防関係）

避難準備（要援護者避難）が必要となった場合

こちらは柏市役所です。
ただ今、○時○分に○○地区（○○町付近）に対して避難準備情報を発令しました。
（○○川の水位が避難判断水位に達するおそれがあります）
お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○小学校に避難してください。
その他の方も避難の準備を始めてください。
くりかえして お知らせします。（……………）
以上、防災柏

[例文13] 避難の指示、誘導のための広報文

状況把握後直ぐに

こちらは柏市役所です。
ただ今、○時○分、○町、○○町に対して、避難勧告（指示）が出されました。
○○のため危険な状態になりつつありますので、家族揃って早く避難して下さい。
避難先は△△小学校です。火の元を消して早く避難して下さい。
くりかえして お知らせします。（……………）
以上、防災柏

こちらは柏市役所です。
現在○○付近で水路から水があふれ、床上浸水の被害がでつつあります。大切なものは高い所にあげて、直ちに避難を開始して下さい。付近の消防団員は安全な誘導に注意して下さい。また近所の方は、お互いに助け合って避難して下さい。
○○町の方の避難先は△△小学校です。
火の元を消して早く避難して下さい。
くりかえして お知らせします。（……………）
以上、防災柏

こちらは柏市役所です。
ただいま○○町一带に避難勧告が出されました。
風向きが悪いため、○○付近も危険です。急いで△△に避難してください。警察官や消防団員の指示にしたがって、安全な避難をして下さい。
くりかえして お知らせします。（……………）
以上、防災柏。

[例文14] 避難勧告の広報文（水防関係）

避難勧告が必要となった場合

こちらは柏市役所です。
ただ今、○時○分に○○地区（○○町付近）に対して避難勧告を発令しました。
（○○川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあります）
直ちに○○小学校に避難してください。
なお、浸水により○○道は通行できません。
また、できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。
くりかえして お知らせします。（……………）
以上、防災柏

[例文15] 避難指示の広報文（水防関係）

避難指示が必要となった場合

こちらは柏市役所です。
ただ今、○時○分に○○地区（○○町付近）に対して避難指示を発令しました。
堤防が決壊し／○○川がはん濫危険水位に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれ、
大変危険な状況です。
避難中の方は直ちに○○小学校への避難を完了してください。
避難に十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。
なお、浸水により、○○道は通行できません。
くりかえして お知らせします。（……………）

[例文16] 救護対策の周知のための広報文

状況把握後 2 時間ごとに

こちらは柏市役所です。
負傷者の臨時救護所が○○、△△、……に設置されました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、○○、△△、……救護所へ連れて行って
下さい。
くりかえして お知らせします。（……………）
以上、防災柏。

[例文17] 被災者の避難収容場所周知のための広報文

状況把握後適宜

こちらは柏市役所です。
避難所の設置場所について、お知らせします。
被災者の避難所が、〇〇、△△、……に設置されました。
お困りの方は、直接避難所へおいで下さい。
又は、市役所災害相談所へおいで下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

[例文18] 防疫・保健衛生に関する周知のための広報文

状況把握後適宜

こちらは柏市役所です。
被災された地区の方にお知らせします。
飲み水は、安全のため、ハンカチなどの布でこして下さい。
また5分間沸騰させ消毒して下さい。
また食中毒にならないよう、必ず火を通したのか、食中毒にならないようなものを食べるようにして下さい。熱が出たり、下痢等身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。
食中毒症状の時は、保健所又は市災害相談所に連絡して下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

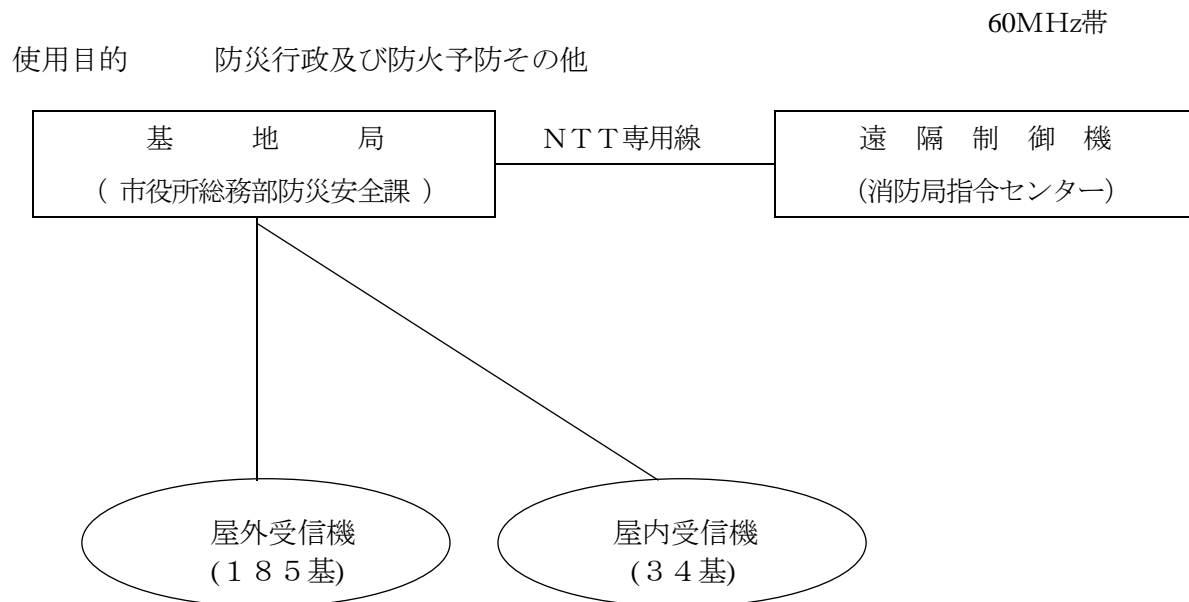
[例文19] 警戒宣言が発令された場合の広報文

こちらは柏市役所です。
ただいま、内閣総理大臣から「東海地震に関わる警戒宣言」が発令されました。
これは、駿河湾沖付近を震源域とする大地震が発生する恐れがあるためです。
この地震が発生すると、柏市では震度5強程度の揺れが予測されます。
テレビやラジオのスイッチを入れて、正しい情報のもとに、落ち着いて行動してください。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災柏

資料3-5 図 柏市防災行政無線（固定系）

（平成22年3月31日現在）

図 柏市防災行政無線（固定系）



資料3-6 柏市防災行政無線（固定系）屋外受信機設置場所一覧表

(平成22年3月31日現在)

番号	名称	設置場所	番号	名称	設置場所
1	野馬公園	しいの木台4-42	38	大井 大木戸	大井1866-1
2	白馬公園	しいの木台3-10	39	五條谷 前田	五條谷188-1
3	高柳西保育園	しいの木台5-31-2	40	箕輪 物見塚	箕輪377-1
4	高柳新田 中峠	高柳新田3-1	41	若白毛 下清水	若白毛929-3
5	稲荷峠2号公園	高南台3-9	42	若白毛 西山	若白毛667-1
6	高柳 中島込	高柳1562-1	43	若白毛 蔵下	若白毛74-4
7	高柳近隣センター	高柳1652-10	44	岩井 屋敷	岩井425
8	高柳 蟹打	高柳1143-3	45	鷺野谷 妙見内	鷺野谷2-1
9	高柳 新堀	高柳454-1	46	染井入新田 三王前	染井入新田110地先
10	高柳 干場	高柳1412	47	金山 根古	金山490
11	高柳 塚越	高柳927-1	48	泉 中城	泉414
12	高柳分署	高柳826-5	49	泉 宮ノ後	泉1359
13	高柳 須崎	高柳1264-2	50	柳戸 平台	柳戸641-5
14	高柳 高柳台	高柳675-3	51	柳戸 西下	柳戸419-2
15	高柳 槐原	高柳780	52	片山 辻ノ内	片山708-1
16	藤ヶ谷新田	藤ヶ谷新田3-1	53	手賀 柏作	手賀1419-1
17	藤ヶ谷 城之堀	藤ヶ谷680-1	54	手賀 下ノ坊	手賀712-1
18	藤ヶ谷 矢ノ橋台	藤ヶ谷1198-1	55	布瀬 駒形	布瀬1617-2
19	藤ヶ谷 平作	藤ヶ谷1790-3	56	布瀬 沖戸下	布瀬3128-4
20	藤ヶ谷 中木戸	藤ヶ谷565-6地先	57	布瀬 納屋	布瀬2290-2
21	沼南体育館裏	藤ヶ谷1908-1	58	布瀬 宮前	布瀬1403
22	塚崎市民プール	塚崎1451-6	59	緑台公園	緑台6-5
23	第二工業団地	風早1-13-8	60	大井 舟戸	大井2206-1
24	風早中学校	塚崎1319-1	61	岩井水源地	岩井802-4
25	塚崎 新屋敷	塚崎243	62	箕輪 枅方	箕輪163地先
26	塚崎 白幡	塚崎1084-6	63	岩井 於中山	岩井325
27	大島田 経塚	大島田543-1地先	64	鷺野谷工業団地協同組合	鷺野谷806-25
28	大津ヶ丘歩道橋脇	大津ヶ丘4-5-1地先	65	手賀の丘公園	片山849
29	大津ヶ丘南田公園	大津ヶ丘3-14	66	手賀東小学校	手賀479-7
30	大津ヶ丘中央公園	大津ヶ丘2-1	67	布瀬 木崎台	布瀬249-1地先
31	大津ヶ丘 向原公園	大津ヶ丘1-38	68	戸張ふるさと会館	戸張1308
32	大津ヶ丘中ノ橋公園	大津ヶ丘3-22	69	柏公園	柏565
33	大井 中ノ橋	大井109-4	70	増尾西小学校	増尾3-5-9
34	大井 八幡下沖	大井1376-1	71	柏第三小学校	若葉町4-54
35	沼南支所	大島田48-1	72	豊小学校	豊四季610-2
36	大井 大木戸出口	大井768-2	73	カゴメ倉庫	中新宿3-11-1
37	大井 宮ノ前	大井1742-1	74	開場町民有地	開場町4

75	土小中学校	増尾4-4-1	116	リフレッシュプラザ柏	南増尾58-3
76	光ヶ丘中学校	光ヶ丘4-23-1	117	くらばやし緑公園	東山2-5
77	藤心小学校	藤心880-1	118	南部近隣センター	新逆井2-5-13
78	土南部小学校	新逆井1-10-1	119	藤心葉貫台	藤心932-51地先
79	酒井根小学校	酒井根19-2	120	右大道第一公園	青葉台1-12
80	柏第八小学校	永楽台2-8-1	121	西山第二公園	西山1-6
81	廣池学園	光ヶ丘2-1-1	122	東中新宿保育園	東中新宿4-5-24
82	中原小学校	中原1821-1	123	アミューゼ柏	柏6-2-22
83	酒井根西小学校	酒井根662-1	124	東部消防署	中央2-10-3
84	桜台保育園	桜台9-6	125	戸張第4公園	戸張1568地先
85	常盤台第一公園	常盤台674-495	126	逆井北公園	逆井2丁目23
86	加賀第四公園	加賀1-1827-3	127	豊町ふるさと会館	豊四季951-10
87	なかまち第一公園	南逆井5-1584-9	128	田中中学校	大室249-9
88	酒井根第一公園	酒井根2-833-87	129	富勢小学校	布施925-1
89	柏第二中学校	弥生町6-6	130	富士見保育園	豊四季126-2
90	あかね第二公園	あかね町785-2	131	西原小学校	西原4-17-1
91	今谷上町第一公園	今谷上町42-53	132	市立柏高校	船戸山高野325-1
92	南ヶ丘第二公園	増尾7-51-20	133	小青田 駒形	小青田351-1
93	逆井第二公園	逆井869-2	134	第一方面第二分団器具置場	大青田1254-3
94	ふじ第一公園	藤心781-119	135	新青田第一公園	みどり台4-154-14
95	柏市役所	柏5-10-1	136	十余二学園	十余二175-66
96	南部中学校	南増尾6-16-1	137	長覚寺	若柴354-1
97	逆井中学校	逆井555	138	柏リサイクルプラザ	十余二348-202
98	逆井小学校	逆井452-2	139	香取神社	花野井1000-1
99	柏第五小学校	柏932-7	140	篠籠田西光院	篠籠田1320-1
100	並木第二公園	南逆井2-1692-1	141	柏第四小学校	松ヶ崎1182-9
101	鷺の山公園	増尾5-1047-9	142	松ヶ崎第一公園	松ヶ崎1115-4
102	第四水源地	南増尾4-9	143	根戸	根戸443-2
103	社会福祉センター	豊住3-6-10	144	あけぼの山農業公園	布施2005-2
104	柏第四中学校	名戸ヶ谷1-6-8	145	西町第二公園	西町786-29
105	ひばりが丘市民プール	ひばりが丘18-2	146	柏第二小学校	豊四季310
106	亀甲台公園	亀甲台1-26	147	西原中学校	西原6-13-1
107	名戸ヶ谷第3公園	新柏2-17	148	田中小学校	大室1193-3
108	酒井根近隣センター	酒井根653-4	149	松葉第一小学校	松葉町5-3
109	増尾城址総合公園	名戸ヶ谷805地先	150	松葉第二小学校	松葉町2-16
110	加賀第二公園	加賀3-31	151	県立東葛飾高校	旭町3-2-1
111	小山台公園	増尾2-23	152	旭小学校	旭町6-5-17
112	中新宿第3公園	東中新宿1-20	153	柏第一小学校	あけぼの1-7-6
113	酒井根中学校	酒井根1-3-1	154	富勢中学校	根戸467-1
114	増尾城址総合公園2	増尾553-6地先	155	柏第六小学校	豊四季台4-2-1
115	南部老人福祉センター	藤心293-1	156	梅林第四公園	高田1391

157	北柏第二公園	北柏3-9	172	大室ふるさとセンター	大室791
158	柏ビレジ第五公園	大室1874-65	173	円性寺	布施2278
159	花野井小学校	花野井1652-34	174	中十余二緑地	柏の葉4-5
160	布施第三公園	布施新町3-2550-115	175	向神山稲荷神社	豊四季104-1
161	柏西口第一公園	明原3-104	176	青少年センター	十余二313-92
162	八幡苑	篠籠田1387-5	177	寺山ふるさと会館	布施1488-2
163	豊四季第二公園	豊四季945-457	178	大日庵	花野井97-3
164	新富町第一公園	新富町1-429-27	179	あけぼの第二公園	あけぼの5-272-5
165	田中北小学校	大青田1536-1	180	旭東小学校	旭町5-3-9
166	西原保育園	西原1-4-20	181	富勢西小学校	布施84-2
167	御立山ふるさとセンター	西柏台2-3-2	182	松ヶ崎集会所	松ヶ崎319-2
168	利根ふるさと会館	布施270-128	183	柏市公設総合地方卸売市場	若柴69-1
169	布施近隣センター	布施1196-5	184	青葉橋	高田104-3
170	船戸会館	船戸1129-1	185	県立柏の葉公園	柏の葉4-1
171	大青田妙見神社	大青田1109-1			

再送信子局

番号	名称	設置場所
1	手賀の丘公園	片山849
2	高柳 須崎	藤心19-2

資料3-7 柏市防災行政無線（固定系）屋内受信機設置場所一覧表

（平成22年3月31日）

NO.	名称	所在地
1	特別養護老人ホームアネシス	手賀1682
2	手賀沼病院	箕輪700
3	沼南リハビリテーション病院	大井2651
4	特別養護老人ホーム沼風苑	箕輪585
5	沼南の里	藤ヶ谷1076-3
6	消防本部指令センター	松葉町7-17-1
7	光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地200-5
8	高田近隣センター	高田693-2
9	柏寿荘	船戸山高野535
10	水道部	千代田1-2-32
11	柏第七小学校	篠籠田733
12	高田小学校	高田376-3
13	名戸ヶ谷小学校	名戸ヶ谷474-1
14	光ヶ丘小学校	流山市向小金4-20-1
15	柏中学校	明原4-1-1
16	柏第三中学校	篠籠田987-1
17	柏第五中学校	高田919
18	土中学校	増尾1748
19	松葉中学校	松葉町3-14
20	県立柏中央高校	松ヶ崎884-1
21	柏日体高校	戸張944
22	気象大学校	旭町7-4-81
23	文京区柏学園	戸張909
24	あけぼの保育園	あけぼの3-4-18
25	豊四季保育園	豊四季台2-1-120
26	市立柏幼稚園	篠籠田119
27	増尾近隣センター	増尾3-1-1
28	東京電力(株)東葛支社	新柏1-13-2
29	柏郵便局	東上町6-29
30	北部クリーンセンター	船戸538
31	豊四季台近隣センター	豊四季台1-1-116
32	西原近隣センター	西原3-2-48
33	富里近隣センター	富里2-4-4
34	松葉近隣センター	松葉町4-11

資料3-8 図 柏市地域防災無線配置

図 柏市地域防災無線配置

平成22年4月1日現在

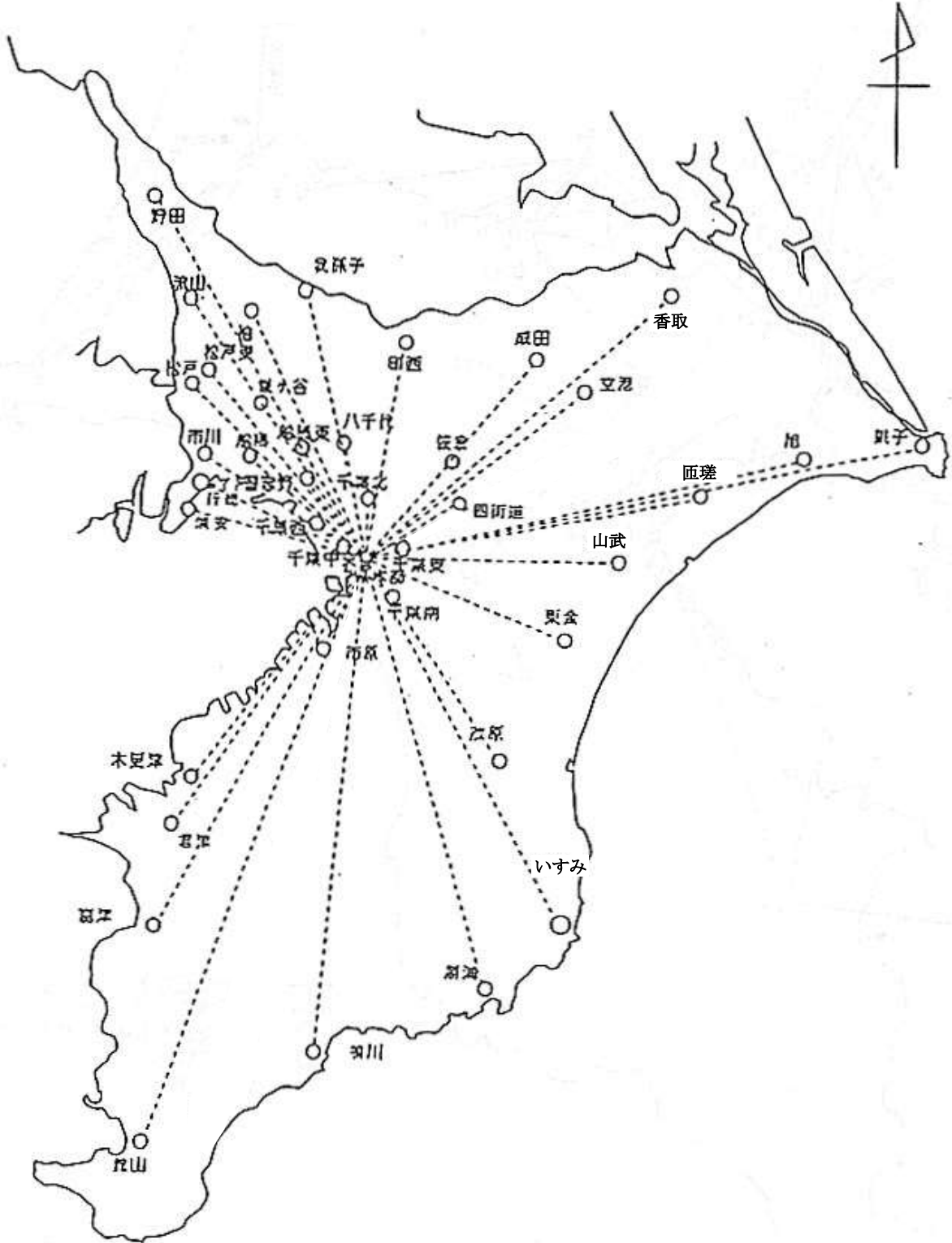
国土交通省 千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 基地局 (防災安全課) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;"> 中継局 スカイプラザ柏屋 (柏そごう) </div>	企画部	(遠)2		(車)1	
柏警察署		総務部	(半)3(遠)1	(地)1	(車)24	(可)27 (フ)1 (携)3
東葛飾地域整備 センター		財政部	(遠)2		(車)3	
東京電力		市民生活部	(遠)1	(地)25		
京葉ガス		保健福祉部	(遠)1	(地)3	(車)8	
NTT, KDDI 2		保健所	(遠)1	(地)2	(車)2	
病院等 9		児童家庭部	(遠)2	(地)23	(車)2	
東葛飾農林振興 センター		環境部	(半)1(遠)5	(地)4	(車)87	
JR柏駅		経済産業部	(遠)1	(地)1	(車)3	
東武鉄道, バス 2		あけぼの山 農業公園		(地)1		
柏商工会議所		都市計画部	(遠)1		(車)8	
大型店 5		都市緑政部	(遠)1		(車)4	
学校等 12		土木部	(遠)5	(地)1	(車)43	(可)1 (フ)2
その他 4		水道部	(半)1(遠)3	(地)2	(車)30	(可)5 (フ)2
(地) 42	学校教育部		(地)52	(車)4		
	生涯教育部		(地)4	(車)5		
	消防局		(地)2			
	計	(半)5(遠)26	(地)121	(車)224	(可)33 (フ)5 (携)3	

凡例：(半)→半固定局 (遠)→遠隔制御装置 (地)→地区可搬局 (車)→車載型無線機
(可)→可搬型無線機 (フ)→FAX (携)→携帯型無線機

注：遠隔制御装置・FAX及び水源地無線は含まない。

資料 3-9 警察通信施設

警察無線通信系統図



資料3-10 防災関係機関の有線電話

表 防災関係機関の有線電話

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
(柏市)			
柏市役所	柏5-10-1	04(7167)1111	04(7163)2188
柏市保健所	柏下65-1	04(7167)1255	04(7167)1732
柏市水道部	千代田1-2-32	04(7166)2191	04(7167)1165
柏市消防局	松葉町7-16-7	04(7133)0119	04(7133)0109
柏警察署	松ヶ崎722-1	04(7148)0110	04(7148)0100
(千葉県)			
千葉県東葛飾県民センター	松戸市小根本7	047(361)2175	047(367)4348
千葉県東葛飾地域整備センター 柏整備事務所	柏745	04(7167)1201	04(7167)1205
千葉県松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本7	047(361)2121	047(367)7554
千葉県東葛飾農林振興センター	高田990-1	04(7143)4121	04(7144)8260
(指定地方行政機関)			
農林水産省関東農政局 千葉農政事務所 地域第三課	佐倉市市川290-3	043(484)1207	043(484)1226
気象庁 銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431	0479(22)0074	0479(23)4460
国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	吉野沢3-9	04(7143)4230	04(7144)2063
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 守谷出張所	茨城県守谷市大柏 355-7	0297(48)2441	0297(48)1969
国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所 北千葉導水路管理支所	印西市発作 1207	04(7189)3211	04(7189)6144
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 運河出張所	流山市西深井 836	04(7152)0102	04(7152)6961
(指定地方公共機関)			
東京電力株式会社東葛支社	新柏1-13-2	04(7113)2025	04(7167)8731
京葉ガス株式会社導管部 保安指令センター指令グループ	市川市市川南2-8-8	047(325)1049	047(325)4012
京和ガス株式会社	流山市江戸川台東1-254	04(7155)1500	04(7155)1505
東日本電信電話株式会社 東葛営業支店	泉町1-31	04(7162)4600	04(7166)7998
東日本旅客鉄道(株)柏駅 及び我孫子保線技術センター	柏1-1-1 我孫子市本町2-1-1	04(7164)5135 04(7182)0413	(同左の切替)
東武鉄道株式会社 東武柏駅	末広町1-1	04(7145)2211	
首都圏新都市鉄道守谷駅務管理所	守谷市大字守谷甲2566-1	0297(46)3701	(同左の切替)
手賀沼土地改良区	印西市発作1235	0476(42)2821	0476(42)7198
千葉県バス協会	千葉市美浜区新港212-2	043-246-8151	043-241-0538
千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131	043-246-7372

柏市医師会	柏下73	04(7163)7391	04(7164)2810
柏歯科医師会	柏下73	04(7163)5260	04(7167)1027
柏市薬剤師会	柏下73	04(7163)7376	
柏市防火安全協会	松葉町7-16-7	04(7133)8792	04(7133)0109
柏市建設業会	松ヶ崎 95-34	04(7133)7667	04(7133)7813

4. 医療救護

資料4-1 救急告示医療機関

表 救急告示医療機関

平成22年5月1日現在

名称	所在地	電話番号	診療科目
柏市立柏病院	布施 1-3	7134 -2000	内、神内、呼、消、循、外、 整、泌、眼、リハビリ、放、 麻、
岡田病院	末広町 2-10	7145 -0121	内、小、外、整、婦、
深町病院	柏 4-10-11	7164 -0111	内、胃腸、外、肛、
柏厚生総合病院	篠籠田 617	7145 -1111	内、呼、消、胃腸、循、アレ ルギー、リウマチ、小、外、 整、脳、皮、泌、眼、耳、リ ハビリ、歯、歯口、麻
千葉・柏たなか病院	若柴 110	7131 -4131	内、神内、消、循、小、外、 整、形、脳、皮、泌、肛、婦、 眼、耳、リハビリ、放、歯、麻
名戸ヶ谷病院	名戸ヶ谷 687-4	7167 -8336	内、心療、精、消、循、小、 外、整、形、美、脳、心、小 外、皮、泌、肛、眼、耳、リハ ビリ、放、麻
森永胃腸科外科	豊住 4-4-30	7166 -3333	内、胃腸、外、肛
東京慈恵会医科 大学附属柏病院	柏下 163-1	7164 -1111	内、精、神内、消、循、小、 外、整、形、脳、心、皮、泌、 産婦、眼、耳、リハビリ、放、 麻、
おおたかの森病院	豊四季113	714 -1117	内、心療、神内、呼、消、循、 アレルギー、リウマチ、小、 外、整、脳、泌、肛、眼、リハ ビリ、麻

資料 4-2 柏市立柏病院災害用備蓄医薬品等リスト

柏市立柏病院災害用備蓄医薬品リスト

平成22年3月31日現在

No.	医薬品名・規格等	数量	備考
1	テラブチク筋注射液 1.5% 2ml×10A	10	
2	ドプラム注 2% 20ml×5V	4	
3	ソルコーテフ注射液 100mg 10V	20	
4	イノバン注射液 100mg 5ml×10A	10	
5	プロタノール L注 0.02% 1ml×10A	10	
6	ボスミン注射液 0.25% 1ml×10A	3	
7	大塚糖液 50% 20ml×50A	50	
8	ブドウ糖注 5% 500ml 1×20B	50	
9	ラクテック 500ml×20B	74	
10	ラクテックG 500ml×20B	7	
11	生理食塩液 SB 500ml×20	12	
12	生理食塩液 TN 100ml 10本×4	18	
13	アドナ注(静脈用)100mg×50	10	
14	トランサミン S 10% 10ml×10A	50	
15	ニトロペン錠 500T 入り 0.3 mg	1	
16	冷メテナリン注射液 0.2% 1ml×50A	1	
17	ペントシリン 1g 10V	40	
18	セファメジンα 点滴用キット 1g 10キット	30	
19	消毒用エタノール「ヨシダ」 プラボトル500ml 1本	80	
20	ヘキザック液 5% 500ml 1本	30	
21	滅菌アクリノール 0.1% 500ml	30	
22	フェノバル注射液 100mg 10% 1ml×10A	50	
23	ソセゴン 15mg×10A	50	
24	アタラックス P25mg 1×50A	10	
25	インテバン坐剤 50mg 50個	2	
26	ボルタレン坐剤 50mg 50個	8	
27	ブスコバン注 20ml 1×50A	10	
28	硫酸アトロピン 0.05% 1×50A	4	
29	キシロカイン注射 0.5% 筋注用溶解液 3ml×10A	30	
30	キシロカインポリアンブ1% 10ml 10本	10	
31	キシロカインゼリー 30ml 5本	6	
32	キシロカインポンプスプレー 8% 80g	10	
33	ジゴシン注 0.25mg 0.25% 1ml×10A	20	
34	ラシックス注射 20 mg 2ml×50A	4	
35	ニコリン注射注 500 mg 10ml×10A	10	
36	イソジン液 10% 250ml×1本	40	
37	滅菌精製水 500ml プラボトル 1本	72	
38	熱傷用ゲーベンクリーム 1% 50g 10本入	5	
39	リンデロンVG軟膏 50本入り	1	
40	ハクワセホワイト 500g	10	
41	アダラートカプセル 5mg 200cap	3	
42	PL顆粒 1kg (1g×1000包)	3	
43	ロペミン 1mg 500cap	1	
44	ビタミンCカプセル 5250cap	1	

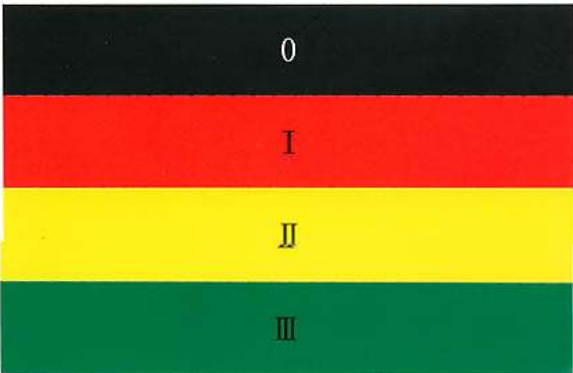
資料4-3 図 トリアージ・タグ

図 トリアージ・タグ

トリアージ・タグ 千葉県

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
トリアージ実施機関			医師 その他 ()
傷病名			
トリアージ区分 0 I II III			



トリアージ・タグ 千葉県

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

.....

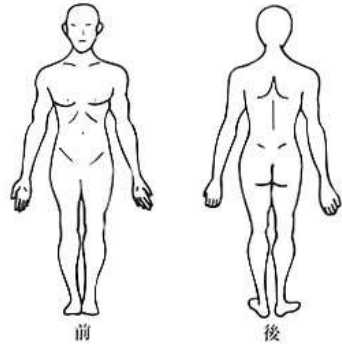
.....

.....


.....

.....

その他の応急措置の状況等



前 後



資料4-4 医療・助産活動関係書類の様式

医療・助産活動関係書類の様式
 様式 11
 救護班活動状況

救護班名 _____

班長：医師 氏名 _____ 印

月 日	市区町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
計						

(注) 「備考」欄に編成，活動期間を記入すること。

助 産 台 帳

市 町 村 名

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			月 日～ 月 日		
計					

5. 応援要請

資料5-1 新東京国際空港施設使用届

様式2

平成 年 月 日

新東京国際空港施設使用届

新東京国際空港公団運用局長 様

氏名 (名称) 印

住所

下記のとおり、貴施設を使用したいので許可願います。

記

- 1 使用日時
- 2 使用航空機の型式
- 3 国籍
- 4 登録番号
- 5 最大離陸重量
- 6 使用目的

資料5-2 自衛隊の災害派遣要請について（依頼 様式-2）

自衛隊の災害派遣要請について（依頼 様式-2）

様式-2

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料5-3 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼 様式-4）

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼 様式-4）

様式-4

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼理由
- 3 その他必要事項

6. 避難対策

資料6-1 指定避難場所・広域避難場所一覧表

表 指定避難場所一覧表

平成22年6月1日現在

場所 No.	避難場所名	所在地	電話	収容人数 (人)	有効面積 (㎡)
1	田中北小学校	大青田 1536-1	7131-4849	5,154	10,309
2	西原小学校	西原 4-17-1	7152-3557	4,837	9,674
3	十余二小学校	柏の葉 4-4-1	7133-2555	3,681	7,362
4	田中小学校	大室 1193-3	7131-5719	6,169	12,339
5	花野井小学校	花野井 1652-34	7133-8500	3,803	7,606
6	富勢西小学校	布施 84-2	7132-2244	4,925	9,851
7	富勢東小学校	布施 2176-2	7133-3741	4,590	9,180
8	富勢小学校	布施 925-1	7133-2077	4,833	9,666
9	松葉第一小学校	松葉町 5-3	7133-5602	5,937	11,874
10	松葉第二小学校	松葉町 2-16	7133-7500	6,063	12,126
11	柏第一小学校	あけぼの 1-7-6	7143-0138	3,051	6,103
12	柏第二小学校	豊四季 310	7144-3141	2,915	5,830
13	柏第三小学校	若葉町 4-54	7167-3161	9,780	19,561
14	柏第四小学校	松ヶ崎 1182-9	7143-2840	5,720	11,440
15	柏第五小学校	柏 932-7	7164-1585	2,832	5,664
16	柏第六小学校	豊四季台 4-2-1	7143-7437	4,930	9,860
17	柏第七小学校	篠籠田 723-1	7145-9338	5,058	10,117
18	柏第八小学校	永楽台 2-8-1	7164-1207	4,123	8,247
19	高田小学校	高田 376-3	7143-2644	8,631	17,263
20	旭小学校	旭町 6-5-17	7144-6400	5,955	11,911
21	旭東小学校	旭町 5-3-9	7145-4445	2,414	4,829
22	豊小学校	豊四季 610-2	7174-0755	3,983	7,966
23	名戸ヶ谷小学校	名戸ヶ谷 474-1	7163-0540	6,744	13,489
24	土小学校	増尾 4-4-1	7172-4805	2,698	5,397
25	光ヶ丘小学校	流山市向小金 4-20-1	7173-7130	3,533	7,066
26	中原小学校	中原 1821-1	7164-4335	5,032	10,065
27	増尾西小学校	増尾台 3-5-9	7174-8530	3,599	7,198
28	藤心小学校	藤心 880-1	7173-7941	5,109	10,218
29	逆井小学校	逆井 452-2	7174-8540	5,184	10,369
30	酒井根小学校	酒井根 19-2	7172-1108	5,881	11,762

31	酒井根西小学校	酒井根 662-1	7174-4192	3,712	7,424
32	酒井根東小学校	酒井根 1-2-1	7175-0336	4,051	8,103
33	土南部小学校	新逆井 1-10-1	7172-4709	3,620	7,240
34	風早南部小学校	高柳 780	7191-0440	5,393	10,786
35	風早北部小学校	大井 1854-1	7191-3796	2,569	5,139
36	手賀西小学校	泉 541	7191-1606	2,326	4,652
37	手賀東小学校	手賀 479-7	7191-9014	3,703	7,407
38	高柳小学校	高南台 3-14-12	7191-3499	3,655	7,310
39	大津ヶ丘第一小学校	大津ヶ丘 3-50	7192-1110	5,366	10,733
40	大津ヶ丘第二小学校	大津ヶ丘 4-8	7192-1120	5,557	11,114
41	高柳西小学校	しいの木台 3-2	047-384-5717	5,713	11,427
42	西原中学校	西原 6-13-1	7154-3232	5,733	11,466
43	田中中学校	大室 249-9	7131-5725	7,527	15,055
44	松葉中学校	松葉町 3-14	7133-5601	5,867	11,734
45	富勢中学校	根戸 467-1	7131-2309	7,555	15,110
46	柏中学校	明原 4-1-1	7146-1167	12,411	24,822
47	柏第二中学校	弥生町 6-6	7164-5770	7,806	15,613
48	柏第三中学校	篠籠田 987-1	7144-5686	7,039	14,078
49	柏第四中学校	名戸ヶ谷 1-6-8	7163-6401	7,362	14,724
50	柏第五中学校	高田 919-1	7143-2645	8,674	17,349
51	豊四季中学校	豊四季 287-7	7146-4766	5,486	10,973
52	土中学校	増尾 1-23-1	7172-4809	4,067	8,134
53	光ヶ丘中学校	光ヶ丘 4-23-1	7172-3648	6,369	12,738
54	逆井中学校	逆井 555	7175-0335	6,398	12,796
55	酒井根中学校	酒井根 1-3-1	7174-8520	7,230	14,461
56	南部中学校	南増尾 6-16-1	7173-7943	6,596	13,192
57	中原中学校	中原 1816-2	7166-5601	6,594	13,188
58	風早中学校	塚崎 1319	7191-2290	5,595	11,190
59	手賀中学校	柳戸 690	7191-1604	5,186	10,373
60	大津ヶ丘中学校	大津ヶ丘 1-25	7192-1130	8,247	16,495
61	高柳中学校	高南台 1-1-1	7191-4580	6,707	13,414
62	柏市立柏高等学校	船戸山高野 325-1	7132-3460	28,418	56,837
63	流通経済大学付属 柏高等学校	十余二 1-20	7131-5611	3,500	7,000
64	県立柏の葉高等学校	柏の葉 6-1	7132-7521	10,875	21,751

65	県立柏高等学校	布施 254	7131-0013	12,650	25,300
66	県立柏中央高等学校	松ヶ崎 884-1	7133-3141	13,630	27,260
67	県立東葛飾高等学校	旭町 3-2-1	7143-4271	11,198	22,396
68	県立沼南高等学校	岩井 678-3	7191-8121	11,389	22,778
69	県立沼南高柳高等学校	高柳 995	7191-5281	8,882	17,764
70	柏日体高等学校	戸張 944	7167-1301	13,228	26,457
71	県立柏南高等学校	増尾 1705	7173-2101	12,221	24,442
72	芝浦工業大学柏中学高等学校	増尾 700	7174-3100	9,341	18,683
73	気象大学校	旭町 7-4-81	7144-7185	7,000	14,000
74	県立柏陵高等学校	逆井 444-1	7174-8551	10,851	21,703
75	廣池学園	光ヶ丘 2-1-1	7173-3111	167,000	334,000
76	文京区立柏学園	戸張 909	7167-2409	20,530	41,060
77	富勢運動場	根戸 507	7131-7011	24,135	48,270
78	中十余二第一公園	柏の葉 1-10	—	1,624	3,249
79	中十余二第二公園	柏の葉 2-16	—	1,623	3,246
80	あけぼの山公園	布施 1940	—	29,233	58,466
81	北柏第二公園	北柏 3-9	—	3,227	6,455
82	柏西口第一公園	明原 3-1	—	4,239	8,478
83	柏公園	柏 565	—	11,207	22,415
84	南部公園	新逆井 2-5	—	15,045	30,090
85	布施第二公園	布施新町 2-4	—	2,254	4,508
86	北柏第三公園	北柏 2-9	—	1,364	2,729
87	永楽台近隣公園	永楽台 2-11	—	5,008	10,017
88	松葉第一近隣公園	松葉町 4-6	—	12,853	25,706
89	松葉第二近隣公園	松葉町 4-13	—	6,997	13,994
90	柏ビレジ近隣公園	大室 1311-6 他	—	10,029	20,058
91	日立台公園	日立台 1-2	—	4,000	8,000
92	名戸ヶ谷第五公園	新柏 3-2	—	1,500	3,000
93	松ヶ崎中央公園	大山台 1	—	6,525	13,050
94	柏ふるさと公園	柏下 4 他	—	15,000	30,000
95	並木第二公園	南逆井 2-2	—	1,981	3,962
96	北柏ふるさと公園	呼塚新田 207-1 他	—	15,000	30,000
97	戸張地区公園	戸張 994-2	—	4,400	8,800
98	北部緑地	船戸 1805	—	4,870	9,740
99	豊四季庚塚緑地	豊四季 224-3 他	—	3,393	6,787

100	酒井根下田の森緑地	酒井根 6-24	—	8,265	16,530
101	青少年センター	十余二 313-92	7131-5856	8,350	16,700
102	大津ヶ丘中央公園	大津ヶ丘 2-1	—	16,500	33,000
103	風早公園	風早 2-1	—	7,160	14,321
104	しいの木公園	しいの木台 2-11-1	—	6,153	12,306
105	関場町ゲートボール場	関場町 842-2	—	1,041	2,083
106	海上自衛隊下総航空基地	藤ヶ谷 1614-1	7191-2321	5,850	11,700
107	北千葉導水ビジターセンター	戸張新田 26	7189-3211	8,310	16,620
108	柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏	南増尾 58-3	7173-5900	20,677	41,355
109	二松學舎大学・附属沼南高校	大井 2590		9,698	19,396
110	日本橋学館大学	柏 1225-6		1,437	2,874
	合 計			950,939	1,901,918

- ※ ①廣池学園は、広域避難場所にも指定しています。
- ②学校の有効面積はグラウンドの面積、公園の有効面積は、公園管理課の管理面積としました。
- ③収容人数は、(有効面積÷2㎡/1人)で算出しています。

表 広域避難場所一覧表

平成22年6月1日現在

施設名	所在地	電話	面積 (㎡)
(株)日立製作所柏総合グラウンド	日立台 1-2	7164-4114	120,000
廣池学園	光ヶ丘 2-1-1	7173-3111	334,000
県立柏の葉公園	柏の葉 4-1	7134-3550	450,000
中原ふれあい防災公園	中原 1-28	—	47,965

資料6-2 避難場所等の指定箇所数

避難場所等の指定箇所数

平成22年6月1日現在

広域避難場所	(株)日立柏総合グラウンド
	廣池学園
	県立柏の葉公園
	中原ふれあい防災公園

指定避難場所	機関名	数	避難所	機関名	数
	小学校	41		小学校	41
	中学校	20		中学校	20
	市立高校	1		市立高校	1
	県立高校	8		県立高校	8
	私立高校	3		私立高校	2
	学園	1		大学等	3
	大学等	4		近隣センター	18
	公園・広場・運動場	30		福祉部機関	4
	その他	2		教育委員会機関	5
				その他	3
	合計	110		合計	105

資料 6-3 指定避難場所及び避難所一覧表

表 指定避難場所及び避難所一覧表

平成22年6月1日現在

番号	名 称	避難場所	避難所
1	田 中 北 小 学 校	○	○
2	西 原 小 学 校	○	○
3	十 余 二 小 学 校	○	○
4	田 中 小 学 校	○	○
5	花 野 井 小 学 校	○	○
6	富 勢 西 小 学 校	○	○
7	富 勢 東 小 学 校	○	○
8	富 勢 小 学 校	○	○
9	松 葉 第 一 小 学 校	○	○
10	松 葉 第 二 小 学 校	○	○
11	柏 第 一 小 学 校	○	○
12	柏 第 二 小 学 校	○	○
13	柏 第 三 小 学 校	○	○
14	柏 第 四 小 学 校	○	○
15	柏 第 五 小 学 校	○	○
16	柏 第 六 小 学 校	○	○
17	柏 第 七 小 学 校	○	○
18	柏 第 八 小 学 校	○	○
19	高 田 小 学 校	○	○
20	旭 小 学 校	○	○
21	旭 東 小 学 校	○	○
22	豊 小 学 校	○	○
23	名 戸 ケ 谷 小 学 校	○	○
24	土 小 学 校	○	○
25	光 ケ 丘 小 学 校	○	○
26	中 原 小 学 校	○	○
27	増 尾 西 小 学 校	○	○
28	藤 心 小 学 校	○	○
29	逆 井 小 学 校	○	○
30	酒 井 根 小 学 校	○	○
31	酒 井 根 西 小 学 校	○	○
32	酒 井 根 東 小 学 校	○	○
33	土 南 部 小 学 校	○	○
34	風 早 北 部 小 学 校	○	○
35	風 早 南 部 小 学 校	○	○
36	大 津 ケ 丘 第 一 小 学 校	○	○
37	大 津 ケ 丘 第 二 小 学 校	○	○

38	手 賀 東 小 学 校	○	○
39	手 賀 西 小 学 校	○	○
40	高 柳 小 学 校	○	○
41	高 柳 西 小 学 校	○	○
42	西 原 中 学 校	○	○
43	田 中 中 学 校	○	○
44	松 葉 中 学 校	○	○
45	富 勢 中 学 校	○	○
46	柏 中 学 校	○	○
47	柏 第 二 中 学 校	○	○
48	柏 第 三 中 学 校	○	○
49	柏 第 四 中 学 校	○	○
50	柏 第 五 中 学 校	○	○
51	豊 四 季 中 学 校	○	○
52	土 中 学 校	○	○
53	光 ケ 丘 中 学 校	○	○
54	逆 井 中 学 校	○	○
55	酒 井 根 中 学 校	○	○
56	南 部 中 学 校	○	○
57	中 原 中 学 校	○	○
58	風 早 中 学 校	○	○
59	手 賀 中 学 校	○	○
60	高 柳 中 学 校	○	○
61	大 津 ケ 丘 中 学 校	○	○
62	市 立 柏 高 校	○	○
63	流 通 経 済 大 学 柏 高 校	○	○
64	県 立 柏 の 葉 高 校	○	○
65	県 立 柏 高 校	○	○
66	県 立 柏 中 央 高 校	○	○
67	県 立 東 葛 飾 高 校	○	○
68	柏 日 体 高 校	○	○
69	県 立 柏 南 高 校	○	○
70	芝 浦 工 業 大 学 柏 中 学 高 校	○	
71	県 立 柏 陵 高 校	○	○
72	県 立 沼 南 高 校	○	○
73	県 立 沼 南 高 柳 高 校	○	○
74	気 象 大 学 校	○	
75	廣 池 学 園	○	○
76	文 京 区 立 柏 学 園	○	
77	富 勢 運 動 場	○	

78	中 十 余 二 第 一 公 園	○	
79	中 十 余 二 第 二 公 園	○	
80	あ け ぼ の 山 公 園	○	
81	北 柏 第 二 公 園	○	
82	柏 西 口 第 一 公 園	○	
83	柏 公 園	○	
84	南 部 公 園	○	
85	布 施 第 二 公 園	○	
86	北 柏 第 三 公 園	○	
87	永 楽 台 近 隣 公 園	○	
88	松 葉 第 一 近 隣 公 園	○	
89	松 葉 第 二 近 隣 公 園	○	
90	柏 ビ レ ジ 近 隣 公 園	○	
91	名 戸 ケ 谷 第 五 公 園	○	
92	松 ケ 崎 中 央 公 園	○	
93	柏 ふ る さ と 公 園	○	
94	並 木 第 二 公 園	○	
95	北 柏 ふ る さ と 公 園	○	
96	戸 張 地 区 公 園	○	
97	北 部 緑 地	○	
98	豊 四 季 庚 塚 緑 地	○	
99	酒 井 根 下 田 の 森 緑 地	○	
100	日 立 台 公 園	○	
101	大 津 ケ 丘 中 央 公 園	○	
102	風 早 公 園	○	
103	し い の 木 公 園	○	
104	柏 市 青 少 年 セ ン タ ー	○	○
105	関 場 町 ゲ ー ト ボ ー ル 場	○	
106	海 上 自 衛 隊 下 総 航 空 基 地	○	○
107	北 千 葉 導 水 ビ ジ タ ー セ ン タ ー	○	
108	沼 南 庁 舎		○
109	田 中 近 隣 セ ン タ ー		○
110	西 原 近 隣 セ ン タ ー		○
111	豊 四 季 台 近 隣 セ ン タ ー		○
112	永 楽 台 近 隣 セ ン タ ー		○
113	増 尾 近 隣 セ ン タ ー		○
114	南 部 近 隣 セ ン タ ー		○
115	布 施 近 隣 セ ン タ ー		○
116	光 ケ 丘 近 隣 セ ン タ ー		○
117	新 富 近 隣 セ ン タ ー		○

118	柏中央近隣センター (アミューゼ柏)		○
119	高田近隣センター		○
120	新田原近隣センター		○
121	松葉近隣センター		○
122	藤心近隣センター		○
123	酒井根近隣センター		○
124	北部近隣センター		○
125	高柳近隣センター		○
126	柏 寿 荘		○
127	豊四季台児童センター		○
128	豊四季台老人いこいの家		○
129	光ヶ丘児童センター		○
130	中央公民館		○
131	沼南公民館		○
132	市民文化会館		○
133	中央体育館		○
134	藤ヶ谷区民会館		○
135	柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏	○	○
136	二松學舎大学・附属沼南高校	○	○
137	日本橋学館大学	○	○
計		110	105

資料6-4 避難所入所記録簿の書式

避難所入所記録簿

(市民用)

番号	氏名	世帯主との続柄	性別	年齢	入所日	退所日	摘要
1			男・女		/	/	
2			男・女		/	/	
3			男・女		/	/	
20			男・女		/	/	

避難所入所記録簿

(市外居住者用)

番号	氏名	性別	年齢	入所日	退所日	摘要
1		男・女		/	/	
2		男・女		/	/	
3		男・女		/	/	
20		男・女		/	/	

資料 6-5 避難者名簿の書式

避難者名簿

太線枠内に記入してください。

記入日	年 月 日			計 人			
ふりがな		性別	国籍	生年月日	年齢		
家族代表者 氏 名							
住所	〒						
電話番号 携帯番号							
特技・資格							
緊急連絡先	第一順位			第二順位			
	氏名						
	住所						
	電話番号						
避難家族	ふりがな 氏 名	続柄	性別	国籍	年齢	生年月日	特技・資格
その他、負傷（疾病）の状況や特別な要望があれば記入してください							
安否確認のための情報開示							
①親族・同居者からの照会に対し情報を提供することを				希望する・希望しない			
②知人からの照会に対し氏名・負傷（疾病）情報を提供することを				希望する・希望しない			
③上記以外の者からの照会に対する回答又は公表について				同意する・同意しない			
避難所記入欄（退所状況等）							

※同居家族ごとに記入する

資料 6-8 報道機関への避難勧告等発令情報様式

避難勧告等発令情報

千葉県 市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（災害対策基本法第60条）
- 避難準備情報（地域防災計画等）

2 発令 月 日 時 分

3 解除 月 日 時 分

4 対象地域 千葉県

市・町・村

（おおよその対象世帯数： 世帯）

5 避難すべき理由

- 大雨により河川の氾濫の危険があるため
(河川名)
- 大雨により地滑りの危険があるため
- 地震により地滑りの危険があるため
- 地震により家屋崩壊の危険があるため
- 地震による津波警報が発せられたため
- その他 ()

発信者氏名・所属部署

電話 () FAX ()

資料 6-9 主な災害時要援護者に関する施設

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
特別養護 老人ホーム	望陽荘	(福)望陽会	柏市みどり台 1-3-1	76	(7137) 0333	デイサービス センター併設
	八幡苑	(福)豊珠会	柏市篠籠田 1390	100	(7143) 1011	デイサービス センター併設
	藤心八幡苑	(福)豊珠会	柏市藤心 293-2	75	(7175) 8181	デイサービス センター併設
	ひかり隣保館	(福)千葉県 厚生事業団	柏市十余二 175-42	56	(7131) 2914	デイサービス センター併設
	輝陽園	(福)美野里 会	柏市酒井根 45-1	60	(7171) 0611	デイサービス センター併設
	四季の里	(福)真和会	柏市松ケ崎 899-1	50	(7135) 2255	デイサービス センター併設
	マーガレット ヒル	(福)三誠会	柏市中新宿 1-8-6	50	(7171) 7500	デイサービス センター併設
	ハートかしわ	(福)敬愛会	柏市高田 1032-1	60	(7142) 8800	デイサービス センター併設
	柏きらりの風	(福)涼風会	柏市西原 2-9-1	70	(7154) 5201	
	マザーズガーデ ン	(福)マーナ ー・オーク ガーデンズ	柏市布施 1113-2	70	(7135) 1551	デイサービス センター併設
	アネシス	(福)清泉会	柏市手賀 1682	50	(7191) 9777	デイサービス センター併設
	沼風苑	(福)沼風会	柏市箕輪 585	112	(7160) 6800	デイサービス センター併設
	新柏ヴィヴァン ホーム	(福)新柏会	柏市中原 1815-5	50	(7168) 5001	デイサービス センター併設
養護老人 ホーム	ひかり隣保館	(福)千葉県 厚生事業団	柏市十余二 175-42	90	(7131) 6600	
ケアハウ ス	つるの家	(福)美野里 会	柏市酒井根 45-1	50	(7171) 0601	
	四季の里	(福)真和会	柏市松ケ崎 899-1	50	(7135) 3355	
	望陽荘	(福)望陽会	柏市みどり台 1-3-1	50	(7137) 0333	
	沼南の里	(福)大和会	柏市藤ケ谷 1076-3	50	(7160) 6688	
老人いこ いの家	豊四季台老人い こいの家	柏 市	柏市豊四季台 1-1-114		(7147) 1990	
老人福祉 センター	柏市中央老人 福祉センター	柏 市	柏市柏 5-8-12		(7163) 9356	
	柏市南部老人 福祉センター	柏 市	柏市藤心 293-1		(7176) 6151	
	柏市老人福祉セ ンター柏寿荘	柏 市	柏市船戸山高野 535		(7131) 9511	
	沼南老人福祉セ ンター	柏 市	柏市塚崎 1356		(7192) 1401	

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
介護予防センター	ほのぼのプラザ ますお	柏 市	柏市加賀 3-16-8		(7170) 5570	
	いきいきプラザ	柏 市	柏市柏 5-11-8		(7163) 3110	
介護老人 保健施設	回生の里	(医) 蛍水会	柏市名戸ケ谷 929-1	100	(7166) 7171	
	北柏ナーシング ケアセンター	(医) 天宣会	柏市柏下 265	120	(7169) 8001	
	さかき光陽	(医) よつ葉 会	柏市酒井根 40-1	100	(7174) 7028	
	蒼生の杜	(医) 昌擁会	柏市逆井 437-28	70	(7160) 0001	
	はみんぐ	柏 市	柏市布施 1-3	90	(7134) 0660	
	葵の園・柏	(医) 葵会	柏市松ヶ崎 897-1	100	(7135) 0031	
	葵の園・沼南	(医) 葵会	柏市箕輪 532-1	70	(7160) 8888	
認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム オアシス	(有) ツエル ン	柏市柏下 218	18	(7165) 1212	
	グループホーム 風早の里	(医) 聖山会	柏市塚崎 997-3	18	(7160) 8175	
	グループホーム さんぽみち柏	(有) グループホ ームさんぽみ ち	柏市布施新町 3-28-20	8	(7135) 3031	
	グループホーム 沼風苑	(福) 沼風会	柏市箕輪 588	27	(7160) 8500	
	グループホーム そよ風 Sun	特定非営利 活動法人ライ フポート永楽台	柏市永楽台 3-4-2	7	(7167) 8737	
	グループホーム なごみの家	特定非営利 活動法人な ごみの家	柏市花野井 611	9	(7132) 1448	
	グループホーム なごみの里	特定非営利 活動法人な ごみの家	柏市正連寺 380	18	(7132) 1448	
	グループホーム ぬくもりの家	特定非営利 活動法人グル ープホームぬく もり	柏市大室 244-1	9	(7108) 4194	
	グループホーム ハートかしわ	(福) 敬愛会	柏市高田 1032-1	6	(7142) 8800	
	グループホーム 光ヶ丘の里	フ ロ ッ ク (有)	柏市光ヶ丘 2-25-41	18	(7160) 0025	
	グループホーム 陽だまり	特定非営利 活動法人グル ープホーム陽だ まり	柏市高田 999-22	6	(7149) 5246	

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
認知症対応型共同生活介護	グループホーム 陽だまり寿の家	特定非営利 活動法人グル ープホーム陽だ まり	柏市十余二 254-136	6	(7107) 5215	
	グループホーム 増尾	(医)千葉医 心会	柏市増尾 749	18	(7170) 5033	
	グループホーム 遊宴・柏	(株)ジャパ ンケアサー ビス	柏市柏 1007-1	27	(7165) 8433	
	ニチイのほほえ み南柏	(株)ニチイ のほほえみ	柏市富里 3-3-42	18	(7141) 3751	
	マザアスホーム だんらん柏	(株)マザア ス	柏市酒井根 21-6	18	(7172) 6131	
	八幡苑グループ ホーム睡人亭	(社)豊珠会	柏市篠籠田 1389-2	9	(7141) 7611	
知的障害 児通園施設	十余二学園	柏 市	柏市十余二 175-41	50	(7131) 7833	
肢体不自 由児通園 施設	柏育成園	柏 市	柏市十余二 175-41	40	(7131) 7720	
知的障害 者通所授 産施設	青和園	柏 市	柏市十余二 175-41	50	(7131) 9360	
	朋生園	柏 市	柏市中原 1816-6	50	(7163) 6612	
	あすか園	(社)かたく り会	柏市高田 1039-4	40	(7141) 5675	
	わかたけ社会セ ンター	(社)高柳福 祉会	柏市高柳 668-1	20	(7192) 0324	
知的障害 児収容施 設	豊四季光風園	(社)柏光会	柏市十余二 584	40	(7143) 7603	
	桐友学園	(社)桐友学 園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	30	(7191) 5277	
知的障害 者通所更 生施設	一ツ木園	(社)かたく り会	柏市布施 1103	20	(7131) 7032	
	ひびき園	(社)かたく り会	柏市十余二 193-1	30	(7135) 6116	
知的障害 者入所更 生施設	桐友学園	(社)桐友学 園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	86	(7191) 3391	
身体障害 者福祉施 設	身体障害者福祉 センター (B型)	柏 市	柏市柏 5-8-12		(7163) 9359	
精神障害 者福祉ホ ームB型	生活援助センタ ー元気ハウス	(社)いづみ	柏市西原 7-6-2	20	(7152) 7600	

区分	名称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
精神障害者通所授産施設	生活援助センター工房スノードロップス	(社)いづみ	柏市西原 7-6-3	20	(7152) 3300	
精神障害者小規模福祉作業所	高柳福祉作業所	柏市手をつなぐ育成会	柏市高柳 1413	15	(7192) 0831	
	南部福祉作業所	柏市手をつなぐ育成会	柏市逆井 1443-2	15	(7171) 0124	
	豊四季台福祉作業所	柏市手をつなぐ育成会	柏市豊四季台 4-1-102-2	15	(7147) 5116	
知的障害者生活ホーム	グローハウス グローハウス船戸	個人	柏市船戸 2071-4	5	(7189) 8455	
	イーハトーブ	流山市手をつなぐ育成会	柏市豊四季 611-33	3	(7171) 1098	
	小島屋	ばおばふ	柏市西原 7-7-7	2	(7169) 7710	
	ふろしき	個人	柏市豊住 3-5-1	3	(7171) 2071	
	くーねる	個人	柏市十余二 574-10	4	(7100) 0976	
	ドレミ	個人	柏市大井 829-4	4	(7191) 4613	
精神障害者ふれあいホーム	ふれあいホーム 豊四季荘	(社)よつば	柏市豊四季 150-51	3	(7147) 6895	
共同生活住居	グループホーム 沼南荘Ⅰ	(社)よつば	柏市大井 718 ビュー大木戸1の104・203・204	5	090 (4533) 9698	
	グループホーム 沼南荘Ⅱ	(社)よつば	柏市大井 718 ビュー大木戸1の103	2	(7193) 5032	
	グループホーム 大津ヶ丘	(社)桐友学園	柏市大津ヶ丘 2-10-1	4	(7193) 3542	
	クリード北柏	(株)日本クリード	柏市北柏 4-4-8	20	(7165) 1526	
	フレンズ	(社)かたくり会	柏市逆井 5-24-15	5	(7174) 0350	
	わかたけ社会センターグループホーム	(社)高柳福祉会	柏市高柳 1478-18	6	(7193) 6675	
	グループホーム 根戸	(社)桐友学園	柏市根戸 483-91	6	(7199) 7856	
	ケアホーム「ぼちぼちいこか」	(社)彩会	柏市東中新宿 3-9-13	5	(7173) 1150	
	かたつむりハウス	特定非営利活動法人あじさいの会	柏市松ヶ崎 94-44	4	(7132) 4883	

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
児童デイサービス	リトルペガサス	特定非営利活動法人自閉症サポートセンター	柏市松葉町 6-11-8	10	(7105) 7116	
	自閉症サポートセンターペガサス	特定非営利活動法人自閉症サポートセンター	柏市花野井 720-124	10	(7105) 7230	
	児童デイサービスひだまりっこ	特定非営利活動法人障害児・者エンジョイサポートぶるーむ	柏市加賀 3-16-15	10	(7139) 1987	
	こども療育センターきりとも	(社)桐友学園	柏市大津ケ丘 2-19-5	10	(7191) 5277	
	デイサービスあかり	特定非営利活動法人権利擁護あさひ	柏市松ケ崎 1204-55	10	(7142) 8558	
短期入所	豊四季光風園	(社)柏光会	柏市十余二 584	6	(7143) 7603	
	障害者ショートステイ望陽荘	(社)望陽会	柏市みどり台 1-3-1		(7137) 0333	
	沼南育成園	(社)桐友学園	柏市大津ケ丘 2-19-5	12	(7191) 3391	
	ショートステイサービスヴィヴァン	(社)新柏会	柏市中原 1815-5		(7168) 5001	
	こども生活支援センターきりとも	(社)桐友学園	柏市大津ケ丘 2-19-5		(7191) 5277	
生活介護	ザザビー・ドゥ	(社)彩会	柏市加賀 3-19-18	24	(7172) 0300	
	いずみ園	(社)緑の会	柏市逆井 341	40	(7176) 8085	
	北柏デイサービスセンター	(財)柏市医療公社	柏市根戸 467-18	7	(7140) 8300	
日中一時支援事業 I 型	たんぽぽ	(社)緑の会	柏市逆井 341	4	(7176) 8085	
	ペガサス	特定非営利活動法人自閉症サポートセンター	柏市松葉町 6-11-8	10	(7105) 7230	
	こだま	特定非営利活動法人自閉症サポートセンター	柏市松葉町 6-11-8	4	(7105) 7299	

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
日中一時 支援事業 I型	豊四季光風園	(社)柏光会	柏市十余二 584	5	(7143) 7603	
	デイサービスあ かり	特定非営利 活動法人権 利擁護あさ ひ	柏市松ケ崎 1204-55	5	(7142) 8558	
	デイサービスた いよう	特定非営利 活動法人権 利擁護あさ ひ	柏市南増尾 3-23-15	5	(7173) 0115	
	沼南育成園	(社)桐友学 園	柏市大津ケ丘 2-19-5	10	(7191) 3391	
	ひだまり	特定非営利 活動法人障 害児・者エン ジョイサポ ートぶるー む	柏市加賀 3-8-10	5	(7139) 6987	
	ほっとほっとル ーム	特定非営利 活動法人い もむし	柏市箕輪 358-1	10	(7191) 2808	
	こども生活支援 センターきりと も	(社)桐友学 園	柏市大津ケ丘 2-19-5	5	(7191) 5277	
	地域生活支援セ ンター柏市ひま わり園	(社)かたく り会	柏市塚崎 1374	18	(7193) 3456	
	zazaby	(社)彩会	柏市増尾台 1-5-3	10	(7175) 6741	
日中一時 支援事業 II型	デイサービスた いよう	特定非営利 活動法人権 利擁護あさ ひ	柏市南増尾 3-23-15	5	(7173) 0115	
	デイサービスあ かり	特定非営利 活動法人権 利擁護あさ ひ	柏市松ケ崎 1204-55	10	(7142) 8558	
	トライアングル	特定非営利 活動法人自 閉症サポ ートセンター	柏市松葉町 6-11-8	10	(7105) 7230	
地域活動 支援セン ター	たんぽぽセンタ ー	(社)ワーナ ーホーム	柏市柏下 135-1	20	(7160) 1239	
	さくら樹	(社)緑の会	柏市逆井 341	15	(7176) 8085	

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
地域活動 支援セン ター	ホリデー	特定非営利 活動法人ホ リデー	柏市大室 1253-45	15	(7135) 5606	
	沼南育成園	(社) 桐友学 園	柏市大津ケ丘 2-19-5	15	(7191) 3391	
	スペース若柴	特定非営利 活動法人あ げぼの	柏市明原 1-11-11	15	(7145) 4366	
	生活工房こだま	特定非営利 活動法人自 閉症サポ ートセンター	柏市松葉町 6-11-8	13	(7105) 7299	
	ワクワクフレン ズ	特定非営利 活動法人い もむし	柏市箕輪 358-1	20	(7191) 2808	
	わたの実	特定非営利 活動法人自 立センター K 2	柏市今谷上町 45-18	18	(7139) 5613	
	zazaby	(社)彩会	柏市増尾台 1-5-3	10	(7175) 6741	
	あい・び～	特定非営利 活動法人か たつむり	柏市加賀 3-19-4	10	(7171) 6560	
	ひまわり園	柏 市	柏市塚崎 1374	30	(7193) 3456	
	ピアセンターあ かり	特定非営利 活動法人権 利擁護あさ ひ	柏市若葉町 3-3	15	(7166) 5470	
	クローバ沼南	(社)よつば	柏市大津ケ丘 3-5-1-205	19	(7192) 4561	
	はっぴー工房	特定非営利 活動法人自 立センター K 2	柏市今谷上町 58-1	10	(7108) 8800	
	オレンジ	特定非営利 活動法人障 害児・者エン ジョイぶる ーむ	柏市加賀 3-8-20	10	(7139) 6987	
	みらい	特定非営利 活動法人あ じさいの会	柏市布施 812-3	15	(7199) 2564	
	クローバ柏	(社)よつば	柏市高田 1354-5	19	(7146) 1267	
就労移行 支援	よつば就労セン ターユイマール	(社)よつば	柏市柏の葉 5-3	12	(7197) 2507	就労継続支援 B型

区分	名称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
就労移行支援	よつば就労センターよつば工房	(社)よつば	柏市柏の葉 5-3	20	(7133) 3046	
就労継続支援B型	青い鳥	(社)よつば	柏市大津ヶ丘 3-5-105	20	(7199) 8119	
自立訓練	皆来	特定非営利活動法人あじさいの会	柏市布施 812-3	20	(7132) 4883	
	自立支援塾クリード北柏	(株)日本クリード	柏市北柏 1-7-6	25	(7164) 5501	
保育施設 (認可施設)	桜台保育園	柏市	柏市桜台 9-6	160	(7167) 5924	
	若葉保育園	柏市	柏市若葉町 4-36	130	(7167) 7655	
	あけぼの保育園	柏市	柏市あけぼの三丁目 4-18	90	(7143) 7654	
	富勢保育園	柏市	柏市布施 834-1	150	(7131) 0012	
	東中新宿保育園	柏市	柏市東中新宿四丁目 5-24	130	(7173) 9087	
	豊四季保育園	柏市	柏市豊四季台二丁目 1-120	135	(7145) 3414	
	増尾保育園	柏市	柏市増尾六丁目 6-1	100	(7172) 1347	
	豊住保育園	柏市	柏市豊住三丁目 1-43	130	(7174) 7197	
	土南部保育園	柏市	柏市逆井 1305-2	130	(7173) 7811	
	豊四季乳児保育園	柏市	柏市かやの町 2-26	110	(7144) 7506	
	西原保育園	柏市	柏市西原一丁目 4-20	130	(7154) 7964	
	豊町保育園	柏市	柏市豊四季 698-28	165	(7174) 8484	
	富士見保育園	柏市	柏市豊四季 126-2	130	(7145) 1721	
	酒井根保育園	柏市	柏市酒井根四丁目 10-33	220	(7173) 1647	
	名戸ヶ谷保育園	柏市	柏市名戸ヶ谷 683-1	130	(7164) 8783	
	田中保育園	柏市	柏市正連寺 100	100	(7133) 3731	
	旭町保育園	柏市	柏市旭町五丁目 3-25	130	(7143) 8240	
東町保育園	柏市	柏市東二丁目 1-27	130	(7164) 5967		

区分	名称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
保育施設 (認可施設)	高野台保育園	柏市	柏市根戸 416-67	130	(7133) 6460	
	しこだ保育園	柏市	柏市篠籠田 1275-2	130	(7143) 8882	
	松葉保育園	柏市	柏市松葉町四丁目 11	150	(7132) 3200	
	高柳保育園	柏市	柏市高柳 1503-9	60	(7191) 1344	
	高柳西保育園	柏市	柏市しいの木台五丁目 31-2	85	(7108) 1000	
	ひかり隣保館保育園	(福)千葉県 厚生事業団	柏市十余二 175-42	60	(7134) 0115	
	おお田保育園	(福)千草会	柏市大青田 1509-2	60	(7131) 2795	
	花の井保育園	(福)千草会	柏市大室 1285-12	90	(7135) 7010	
	柏保育園	(福)柏光会	柏市南柏中央 6-5	81	(7171) 6700	
	あいみ保育園	(福)あいみ 福祉会	柏市大津ヶ丘三丁目 3-2	120	(7191) 8161	
	巻石堂さくら保 育園	(医)巻石堂 病院	柏市柏三丁目 10-28	60	(7166) 7374	
	柏の葉キャンパ ス保育園	(株)学研こ どもの森	柏市若柴 173-8 柏の葉キ ャンパス 151 街区 A 棟 1 階	90	(7134) 4774	
	みなみ高柳保 育園	特定非営利 活動法人み なみ高柳保 育園	柏市高柳 1337-2	60	(7192) 3745	
北柏駅前保 育園 わらび	学校法人 くるみ学園	柏市北柏 3-2-5	30	(7145) 4438		
保育施設 託児施設 (認可外 施設)	プチ・ナーサリ ーららぼーと柏の 葉	(株)学研こ どもの森	柏市若柴 175 ららぼーと 柏の葉 1F	35	(7168) 1627	
	ピノキオ幼児舎 南柏園	(株)ピノー コーポレー ション	柏市南柏 1-6-12	30	(7142) 7461	
	ニチエイリス キッズ柏保育園	(株)ニチイ 学館	柏市新柏 1-13-9 アイリ スケアプラザ柏 2F	30	(7163) 3659	
	ら・くれしゅ柏駅 前園	キュービッ クプランニ ング(株)	柏市旭町 1-6-1 サザンテ ナ柏 2F	32	(7141) 0036	
	吉田ベビーハウ ス	(個人)	柏市旭町 1-6-14	30	(7145) 5637	
	西口共同保育所	(個人)	柏市花野井 1490-1	58	(7134) 2491	

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
保育施設 託児施設 (認可外 施設)	駅前預かり保育 クニヒロ	(個人)	柏市逆井藤ノ台 32-7 ユ キワビル 1-1	17	(7172) 5517	
	チャイルド・ホーム	(個人)	柏市十余二 276-298	32	(7133) 8544	
	あすなろ託児所	(個人)	柏市みどり台 4-8-1	19	(7131) 3490	
	保育所ちびっこ ランド かしわ 駅前園	(個人)	柏市旭町 1-8-9 エリート イン柏 1 階	22	(7145) 3311	
	おもちゃ箱	(個人)	柏市南柏 2-8-14	15	(7140) 0030	
	ひかり保育園	(個人)	柏市南柏中央 2-10 アイ ディーコート南柏 1F	19	(7174) 3888	
	ベビー専門 い ちご保育園	(個人)	柏市千代田 1-5-45 グラ ンシャリオ 1 階 A 号	25	(7162) 6226	
	保育ルーム フ ェリーチェ柏園	(個人)	柏市明原 4-11-1 リライ アンス 101 号	30	(7147) 4575	
	びーくあぶー保 育園	(個人)	柏市松葉町 2-15-13 クキ タビル 1F	30	(7136) 8444	
	kidney Bean (キ ッズニービーン)	(個人)	柏市加賀 3-14-7	26	(7170) 5155	
	スマイルベビー ルーム	(個人)	柏市増尾 8-34-14	3	(7176) 2538	
	マツバ・ナーサリ ー	(個人)	柏市松葉町 4-7-1-201	3	(7133) 7313	
	kidney Bean (キ ッズニービーン) エンカレッジク ラス	(個人)	柏市加賀 3-19-6 増尾ビ ル 2F	20	(7170) 5155	
	ピン・ポン・パン 柏園	(有)キリオ ン	柏市千代田 1-2-48-3F	43	(7163) 2333	
	ミルクィーホーム 柏園	(株)サニー スタッフ	柏市中央町 5-16 第 2 穂 高ブラザース柏 304	29	(7163) 2182	
	小学館ドラキッ ズえいごクラブ &だっこルーム	(株)小学館 プロダクシ ョン HAS 事 業部	柏市大山台 2-3 モラー ジュ 柏 2F	10	(7136) 0023	
幼児ルー ム	豊四季幼児ルー ム	柏 市	柏市豊四季台一丁目 1-114	250	(7143) 8886	
	中原幼児ルーム	柏 市	柏市中原 1821- 1	250	(7168) 2222	
幼稚園	柏市立柏幼稚園	柏 市	柏市篠籠田 119	140	(7143) 1523	
	大津ヶ丘幼稚園	(学)渡来学 園	柏市大津ヶ丘一丁目 44	240	(7192) 0306	

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
幼稚園	加賀幼稚園	(学)加賀キンダーガールテン	柏市加賀二丁目 13-1	160	(7173) 7878	
	風早幼稚園	(学)幸陽学園	柏市大津ヶ丘四丁目 7	260	(7192) 1515	
	柏幼稚園	(学)柏学園	柏市中央一丁目 7-7	400	(7164) 2215	
	柏こぼと幼稚園	(学)柏こぼと学園	柏市十余二 287-270	200	(7131) 4513	
	柏さくら幼稚園	(学)東葛学園	柏市十余二 248	400	(7143) 0084	
	柏ひがし幼稚園	(学)ワタナベ学園	柏市布施新町一丁目 5-10	170	(7132) 3415	
	柏みどり幼稚園	(学)草土学園	柏市東中新宿三丁目 23-10	310	(7172) 0426	
	柏めぐみ幼稚園	(学)柏パプテスト学園	柏市若葉町 7-17	100	(7167) 8743	
	北柏幼稚園	(学)鴻ノ巣学園	柏市十余二 287-61	310	(7131) 6664	
	くりの木幼稚園	(学)岩崎学園	柏市豊四季 633-15	270	(7174) 0433	
	くるみ幼稚園	(学)くるみ学園	柏市豊四季台一丁目 1-113	210	(7144) 1647	
	さかいね幼稚園	(学)柏不二学園	柏市酒井根 11 番地 4	240	(7173) 5551	
	沼南幼稚園	(学)福寿学園	柏市高柳 1364	340	(7191) 0154	
	すみれ幼稚園	(学)すみれ学園	柏市みどり台一丁目 11-1	440	(7131) 3333	
	晴山幼稚園	(学)武田学園	柏市しいの木台四丁目 1-2	270	047(386) 3251	
	第二ますお幼稚園	(学)染谷学園	柏市増尾台四丁目 6-60	320	(7173) 7944	
	高柳台幼稚園	(学)伊藤学園	柏市高柳 623-4	190	(7191) 6765	
	田中幼稚園	(学)喜染学園	柏市大室 1263	370	(7131) 5453	
	手賀の丘幼稚園	(学)畏山学園	柏市五條谷 423-5	300	(7191) 3059	
	とみせ幼稚園	(学)柏鈴木学園	柏市根戸 351-2	400	(7131) 6871	
豊四季幼稚園	(学)柏芳学園	柏市旭町七丁目 4-58	480	(7169) 4152		
にしはら幼稚園	(学)鐺木学園	柏市西原二丁目 9-1	300	(7153) 1728		

区 分	名 称	設置団体	所在地	定数	電話	備考
幼稚園	柏陽幼稚園	(学)誠泉学 園	柏市新富町二丁目 1-11	270	(7145) 0509	
	ホザナ幼稚園	(学)ホザナ 学園	柏市東三丁目 2-5	270	(7167) 6790	
	ますお幼稚園	(学)初穂学 園	柏市増尾一丁目 10-7	300	(7172) 4606	
	松ヶ崎幼稚園	(学)松ヶ崎 学園	柏市松ヶ崎 225-3	370	(7132) 8622	
	松葉幼稚園	(学)柏学園	柏市松葉町五丁目 8	200	(7133) 8831	
	みくに幼稚園	(個人)杉山 敦子	柏市旭町一丁目 6-14	280	(7145) 2843	
	南柏幼稚園	(学)幸陽学 園	柏市今谷上町 19	355	(7174) 2606	
	百合園幼稚園	(学)百合園 学園	柏市南増尾二丁目 15-2	285	(7172) 4522	
	吉田幼稚園	(学)弥生学 園	柏市弥生町 4-6	270	(7164) 1150	
	麗澤幼稚園	(学)廣池学 園	柏市光ヶ丘二丁目 1-1	160	(7173) 3536	

(平成 20 年 9 月 1 日現在)

7. 輸送支援

資料 7-1 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

項目	内 容				
1 通行禁止区域	下記及び別図1のとおり、○印49箇所の車両通行止め規制線（県道守谷流山線・国道16号・国道464号・国道51号・国道409号・国道126号・国道128号及び江戸川）に囲まれる地域とする。				
2 緊急交通路	下記及び別図1のとおり、□印56箇所の交通検問所設置道路を第一次緊急交通路とする。				
3 実施方針	(1) 規制線上の検問場所において、被災地域への一般車両の流入を抑制する。 （規制線をう回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を抑制する） (2) 別図の緊急交通路上の交通検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。 (3) 上記検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。 (4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。				
4 配置場所 (詳細は別表を参照)	規制線の流入抑制	規制線	検問場所	配置人員等 箇所 人員	
		県道守谷流山線	○南T字路・○コマ食堂・○高田原交番・○セブソイルブロン前	4	20
		国道16号	○若紫・○呼塚・○大井・○大島田・○折立・○白井・○国道464号ランプ入口	7	35
		国道464号	○高橋方前・○天王前・○北総浄水場・○荒野交差点・○瀬戸十字路・○宗吾霊堂・○乃ぞ美の園先	7	35
		国道51号	○ブリジストンタイヤ東側・○富里インター入口	2	10
		国道409号	○とん八亭前・○住野交差点・○西村交差点	3	15
		国道126号	○丘山小学校入口・○バイパス陸橋東側	2	10
		国道128号	○大綱バイパス入口・○経田十字路・○藤田製作所前・○外房有料道路入口・○バイパス入口	5	25
		国道409号	○西町・○米沢交差点・○津田屋が「リンス」前・○高谷・○笠原製綿前・○横田「ジャパ」パン店前・○トキワ肉店・○清川交差点・長須加郵便局・○長須加派出所	10	50
	江戸川	○松戸野田有料道路入口・○流山8丁目交差点・○古ヶ崎五差路・○今井橋・○浦安橋・○舞浜交差点	9	45	
	計		49	245	
	緊急交通路の確保	道路名	検問場所	配置人員等 箇所 人員	
		京葉道路 千葉東金道路 東関東自動車道 東京湾横断道路 首都高速道路	市川IC等流入口的全箇所及び潮来料金所等の一部□印	46	184
		国道16号	□金野井大橋取付部・□中里駐在所前・□野田署脇・□コココーラ前・□島田台・□米本交番・□下市場・□長沼・□穴川・□広小路交差点	10	40
		△国道6号	△湖北台団地入口～△松戸遼道までの20か所	20	80
△国道14号		△本八幡駅前交差点～△登戸交差点までの15か所	15	60	
△国道16号		△寒川大橋南側～△桜井交差点までの8か所	8	32	
△国道51号		△車坂下交差点～△新水郷大橋際までの14か所	14	56	
△国道126号		△本町2丁目交差点～△松坂屋が「リンス」までの7か所	7	28	
△国道357号		△富岡立体～△県立衛生短大西側までの15か所	15	60	
計		□第一次緊急交通路 △第二次緊急交通路	56 79	224 316	
備 考	(1) 緊急交通路は、上記及び別図1のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第二次緊急交通路として別に指定するものとする。 (2) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし、略称とした。				

資料7-2 道路管理者に対する連絡方法

表 道路管理者に対する連絡方法

名 称	所 在 地	電 話	摘 要
国土交通省千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台5-27-1	043-287-0311	国 道
国土交通省千葉国道事務所柏維持修繕出張所	柏市吉野沢3-9	04-7143-4230	国 道
東葛飾地域整備センター 柏整備事務所	柏市柏745	04-7167-1201	県 道

資料 7-3 市有車両一覧表

庁用自動車台数								平成 22 年 6 月 1 日現在				
部 課 名	バン	乗用車	軽自動車	バス	トラック等	糞尿車	塵芥車	消防車	救急車	特殊車	バイク	計
総務部	4	13	2	2						2	15	38
管財課	3	9	2	2								16
防災安全課	1	4								2	15	22
企画部	2	2										4
ホームタウン推進室	1											1
国体準備室		1										1
秘書広報課	1	1										2
財政部		2	6								11	19
収納課		2	1									3
資産税課			5								11	16
市民生活部	21	5	9		1							36
市民活動推進課	2											2
近隣センター	11	1	6									18
アミューゼ柏	1											1
市民文化会館			1									1
消費生活センター	2											2
市民課	1											1
保険年金課	1	1	2									4
沼南支所総務課	1	3			1							5
窓口サービス課	2											2
保健福祉部	4	2	26	4	2					2		40
高齢者支援課	1		1	3								5
介護保険管理室			14									14
障害福祉課	1	2	2									5
青和園					1					2		3
朋生園	1				1							2
福祉活動推進課	1		9									10
キッズルームひまわり				1								1
保健所	13	1	9							1		24
総務企画課	7	1	2									10
生活衛生課	1									1		2
地域健康づくり課	4		5									9
成人健診課	1		2									3
児童家庭部	8	4	12		1							25
児童育成課			1									1
こどもルーム担当室	3											3
児童センター		1	1									2
保育課	3	1	2		1							7
生活支援課	2	2	8									12

部 課 名	バン	乗用車	軽自動車	バス	トラック等	糞尿車	塵芥車	消防車	救急車	特殊車	バイク	計
環境部	14	1	10		9	1	53			2		90
環境保全課	2		1									3
廃棄物政策課	1		1									2
環境サービス課	5		3		1		1					10
北部クリーンセンター	2		3		5	1	19			2		32
南部クリーンセンター	3		2		3		33					41
産業廃棄物対策課	1	1										2
経済産業部	6	2										8
商工振興課	2											2
農政課	2	1										3
公設市場	2											2
市場整備課		1										1
都市計画部	9	2	1									12
都市計画課	1											1
北部整備課		2										2
建築指導課	3											3
開発事業調整課	1											1
宅地課	2											2
建築住宅課	2		1									3
都市緑政部	8	4										12
公園緑政課	3											3
公園管理課	2	4										6
区画整理課	2											2
北柏駅北口土地区画整理事務所	1											1
土木部	21	3	2		13					8		47
道路維持管理課	5									2		7
道路サービス事務所	1				12					6		19
交通施設課		1	1		1							3
道路整備課	3											3
新市道路整備課	2	1										3
下水道整備課	5	1										6
下水道維持管理課	3		1									4
排水対策課	2											2
議会事務局		2										2
庶務課		2										2
選挙管理委員会事務局	1											1
農業委員会事務局			1									1
医療公社		1										1

部 課 名	バン	乗用車	軽自動車	バス	トラック等	糞尿車	塵芥車	消防車	救急車	特殊車	バイク	計
教育委員会 小計	20	8	9	5	2							44
生涯学習部	10	3	4		2							19
教育総務課	1	1										2
生涯学習課		1	1									2
中央公民館	1											1
沼南公民館	1											1
少年補導センター		1	1									2
文化課	4				1							5
スポーツ課	2		1		1							4
図書館	1		1									2
学校教育部	10	5	5	5								25
学校教育課	2		1									3
学校企画室		1										1
学校施設課	4		1									5
学校保健課	1	1										2
学校給食センター			1									1
指導課	1	1										2
市立高校	1	2	1	5								9
教育研究所	1		1									2
消防局 小計	1	3	4	2				97	12	5	5	129
消防局	1	3	3	1				51				59
総務課		1	1	1				1				4
企画統制課		1										1
予防課			1					3				4
警防課		1	1					2				4
安全管理室								2				2
救急課	1											1
消防団								43				43
西部消防署				1				16	4	3	1	25
西部消防本署								9	1	1		11
分署富勢				1				4	2	1	1	9
分署大室								3	1	1		5
東部消防署			1					15	3		2	21
東部消防本署								9	1			10
分署逆井			1					3	1		1	6
分署光ヶ丘								3	1		1	5
旭町消防署								6	2	1	2	11
旭町消防本署								4	1		1	6
分署西原								2	1	1	1	5
沼南消防署								9	3	1		13
沼南消防本署								6	2	1		9
分署高柳								3	1			4
総 合 計	132	55	91	13	28	1	53	97	12	20	31	533

資料7-4 緊急輸送関係の様式

緊急輸送関係の様式

車両、舟艇、航空機調達請求書

総務部		〇〇部	
部長	管財課長	部長	課長

平成 年 月 日

請求者所属職氏名印	
使用日時	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分
使用目的	応急対策用 待機用
引渡場所	
車(舟、航空機)種及び数量	
摘要	

(注) 目的が終了したときは、請求書は総務部(管財班)へ直ちに終了時間等について連絡すること。

燃料及び消耗品受払簿

品名		単位 呼称			
年月日	摘 要	受 払	残	備 考	
	計				

- 注 1 救助事務と本部事務と区分し、使用車両分をまとめて作成する。
- 2 摘要欄は購入先又は受け入れ先及び払い出し先(車両)を記入する車両名は、輸送記録簿に準ずる。
- 3 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。
- 4 品名ごとに作成する。

修繕費支払簿

年 月 日	目的	故障場所	故障車両		故障の 概要	修繕 年月日	修繕料	備考
			番号	所有者				

- 注1 救助事務と本部事務と区分して作成する。
 2 目的欄は、輸送記録簿に準ずる。
 3 故障の概要は、故障の経過、原因及び故障箇所を記入する。

登録車両番号

緊急

有効期限 年 月 日

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色
「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示
する部分を黒色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する
措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">千 葉 県 知 事 千 葉 県 公 安 委 員 会</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 60px;">印</div>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） <p>※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）</p>				
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">() 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	() 局 番
住所					
氏名	() 局 番				
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 発 地</td> <td style="padding: 2px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

8. 行方不明・遺体対応

資料8-1 防疫用資機（器）材の現況

表 防疫用資機（器）材の現況

区分	機 械 名	数量	所 属 課 (保管先)	備 考
防 疫 用 資 機 材	手堤式電動噴霧器	4	柏市保健所 保健予防課	液体 2 ^{リットル}
	手堤式電動噴霧器	130	環境サービス課 山高野浄化センター	液体 4 ^{リットル}
	背負式動力噴霧器	1	柏市保健所 保健予防課	液体 20 ^{リットル}
	背負式動力噴霧器	2	環境サービス課 山高野浄化センター	液体 20 ^{リットル}

資料8-2 し尿処理施設の現況

表 し尿処理施設の現況

設 置 場 所	設置者	処 理 能 力	処 理 方 法
船戸2115	柏 市	100k ^{リットル} ／日	標準脱窒素処理方式 ＋高度処理

表 し尿処理施設の現況

設 置 場 所	設 置 者	処 理 能 力	処 理 方 法
鎌ヶ谷市軽井沢2102-1	柏・白井・鎌ヶ谷 環境衛生組合	138k ^{リットル} ／日	高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理

資料8-3 行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの各書式

様式1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者		2 身元不明 の死体		3 死体引受人 のない死体		4 その他		受付番号
氏 名			性 別		年 齢	歳位	受付者氏名		
本 籍							届出人 (氏名)		
現住所							(住所)		
死体の 置場							(電話)		
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)									
種 別	1 行方不明者		2 身元不明 の死体		3 死体引受人 のない死体		4 その他		受付番号
氏 名			性 別		年 齢	歳位	受付者氏名		
本 籍							届出人 (氏名)		
現住所							(住所)		
死体の 置場							(電話)		
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)									

様式2 避難者名簿の書式

避難者名簿

太線枠内に記入してください。

記入日		年 月 日			計 人		
ふりがな		性別		国籍	生年月日	年齢	
家族代表者 氏 名							
住所		〒					
電話番号 携帯番号							
特技・資格							
緊急連絡先		第一順位			第二順位		
		氏名					
		住所					
		電話番号					
避難 家族	ふりがな 氏 名	続柄	性別	国籍	年齢	生年月日	特技・資格
その他、負傷（疾病）の状況や特別な要望があれば記入してください							
安否確認のための情報開示							
①親族・同居者からの照会に対し情報を提供することを				希望する・希望しない			
②知人からの照会に対し氏名・負傷（疾病）情報を提供することを				希望する・希望しない			
③上記以外の者からの照会に対する回答又は公表について				同意する・同意しない			
避難所記入欄（退所状況等）							

※同居家族ごとに記入する

様式4 死体の搜索状況記録簿

市町村名 _____

年月日	搜索人員	搜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費又は購入費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修理 月日	修繕費	修繕の 概要			
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄に市町村名を記入すること。
 2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式5 死体調査

		番号					
捜索収容者	代表者 捜索収容班 第 班		所属 氏 名				
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他						
死体発見日時	年 月 日 時 分						
死体発見場所							
死体の身元	本 籍						
	現 住 所						
	氏 名	身元不明者 の符号	性 別	男・女	年 齢	歳位	
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						
遺族その他の関係者	現 住 所	(電話)					
	氏 名	(死者との続柄)					
	死体の引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
	遺骨の引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
見 分 日 時 (検視)	月 日 時 分		見 分 者 (検視)				
検 案 日 時	月 日 時 分		(検案医師)				
火葬許可証	年 月 日		(死体発見現場の概略図)				
交 付 日							
火 葬 日	年 月 日						
(所持品の処理)							
(備考)							

※ 写真は裏面にはりつけてください。

様式6 死体処理台帳

市町村名

処理 年月日	死体 発見 の日時 及び 場所	死亡者 氏名	遺 族		洗淨等の処理			死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式8 埋葬台帳

市町村名：柏市 No. /

151

整理 番号	死亡 年月日	埋葬 年月日	死 亡 者		遺 族 住 所 ・ 氏名	埋 葬 を 行 っ た 者		場 所 納骨場所	埋 葬 費				備 考
			氏 名	性別 年齢		死亡者との 関係	住 所 ・ 氏 名		棺（付属品 を含む。）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	小計 合計								円 件	円	円 件	円	

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと

様式 10 遺骨及び遺留品処理票

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
死亡	死体番号	第 号
	氏名	
	住所	
備考		
遺留品保管所		

資料8-4 火葬場の所在地

表 火葬場の所在地

火 葬 場							
名 称	所在地	電 話	火葬炉数	燃料	処理時間	緊急時最大火葬件数	
ウイングホール柏斎場	柏市布施 281-1	04- 7131-6649	9基	都市 ガス	1体 約2時間	期間	件数
						2～3日間	36件/日
						10日間	20件/日

9. 生活支援

資料9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の開設	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資金力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,404,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者	1 1人1日当たり 1,010円以内 2 被災地から縁故先等に一時避難する場合3日分支給可	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人権費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額					期 間	備 考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼), 流失, 床上浸水等により, 生活上の必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失, 又は毀損し, 直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生日をもって決定する。					災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		2 下記金額の範囲内									
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯			5人世帯	6人以上一人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	17,500	22,600	33,300			39,900	50,500	7,400
			冬	29,000	37,500	52,300			61,300	77,000	10,500
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400				
	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300				
医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班...使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内					災害発生日から14日以内	患者等の移送費は別途計上			
助 産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず, 死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は, 慣行料金の100分の80以内の額					分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上			
災害にかかった者の救出	1 現に生命, 身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費					災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は, 以後「死体の搜索」として取り扱う 2 輸送費, 人件費は, 別途計上			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資金力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが、困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1 世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から 1 か月以内	
学用品の供与	住宅が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円以内 中学校生徒 4,300 円以内 高等学校等生徒 4,800 円以内	災害発生の日から（教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 199,000 円以内 小人（12 歳未満） 159,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 一時保存 ① 既存建物の借上費 ② 通常の実費 ③ 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれて生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁済	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 24 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる機関以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 9-2 家屋等被害調査票

家屋等被害調査票

整理番号 災害処理表と同じ番号を記載 現地で調査・依頼された分

住所	柏市 (連絡先) ()	世帯主	(フリガナ)
被害状況	<input type="checkbox"/> 被害あり <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 不在		
「家屋被害調査のお願い」を投函 「家屋被害調査票」の作成なし			
家屋形態	<input type="checkbox"/> 専用住家 <input type="checkbox"/> 併用住家(住家・店舗等) <input type="checkbox"/> 非住家		
住家部分		店舗等非住家部分	
浸水	<input type="checkbox"/> 床上浸水(床から.....c m) 又は <input type="checkbox"/> 床下浸水(地面から.....c m) <input type="checkbox"/> 地下室浸水(床面から.....c m)	浸水	<input type="checkbox"/> 店舗等のフローア-浸水 (フローア-から.....c m) <input type="checkbox"/> 床下浸水(地面から.....c m) <input type="checkbox"/> 地下室浸水(床面から.....c m)
破損	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊	破損	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊
所有区分	<input type="checkbox"/> 持家 (<input type="checkbox"/> 二世帯住宅) <input type="checkbox"/> 借家 ・所有者住所..... ・所有者氏名..... ・連絡先 ()	店舗等	・業種..... ・店名等..... ・事業(営業)状態(必須) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・店舗等の形態 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫その他() ・代表者氏名..... ・従業員数(必須).....人
家族	・家族.....人 (世帯主を含む) ・小学生.....人・高校生.....人 ・中学生.....人	その他	<input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 車の浸水 <input type="checkbox"/> ブロック・塀の破損 <input type="checkbox"/> ガレージ、庭等に冠水 <input type="checkbox"/> 動産等の被害(総数.....点) 動産被害内容(り災証明発行に必要)
その他	<input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 車の浸水 <input type="checkbox"/> ブロック・塀の破損 <input type="checkbox"/> ガレージ、庭等に冠水 <input type="checkbox"/> 動産等の被害(総数.....点) 動産被害内容(り災証明発行に必要)		
要望	・床下消毒の要望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・汲取り要望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・廃棄物要望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	人的	要望・特記事項等
人的	<input type="checkbox"/> 被害無し <input type="checkbox"/> 死者.....人 <input type="checkbox"/> 入院(.....日) <input type="checkbox"/> 負傷者.....人 <input type="checkbox"/> 入院(.....日)		
避難先	・住所..... ・氏名(名称)..... ・連絡先 ()		
※聴取した人に記載内容を確認して頂く。 ※出来る限り署名・続柄の記入をお願いします。		確認者	(フリガナ) 世帯主との続柄 ()
調査日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	調査者	課 氏名 課 氏名 課 氏名

資料 9-3 倉庫別備蓄物資一覧

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		リフレッシュプラザ柏防災備蓄倉庫	県立柏の葉公園防災備蓄倉庫	柏中学校防災備蓄倉庫	豊四季台近隣センター体育館防災備蓄倉庫	酒井根中学校防災備蓄倉庫	柏市役所防災備蓄倉庫	松葉町防災備蓄倉庫	増尾台防災備蓄倉庫	日立柏総合グラウンド防災備蓄倉庫	柏市第三小学校防災備蓄倉庫	西原中学校防災備蓄倉庫	関場町ゲートボール場防災備蓄倉庫	富勢東小学校内防災備蓄倉庫（教室）	花野井小学校内防災備蓄倉庫（教室）
		(1箱数量)	(箱数/総数)												
生活必需品	毛布														
	仮設トイレ														
	簡易トイレ														
	簡易トイレ用便袋														
	バーナーセット														
	移動式炊飯器														
	かまどセット														
食料品	アルファ米														
	サバイバルフーズ														
	白かゆ														
飲料水用品	浄水機														
	給水袋														
	ポリタンク														
	飲料水自動充填機														
復旧資機材等	発電機														
	投光器														
	電源コード (コードリール)														
	排水ポンプ														
	リヤカー														
	担架														
	ハンドマイク														
	水中ポンプ														
	消火器														
	テント														
	チェーンソー														
	道具箱セット														
エアテント															

		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
			松葉第一小学校内防災備蓄倉庫(教室)	名戸ヶ谷小学校内防災備蓄倉庫(教室)	柏第七小学校内防災備蓄倉庫(教室)	柏第六小学校内防災備蓄倉庫(教室)	旭小学校内防災備蓄倉庫(教室)	田中北小学校内防災備蓄倉庫(教室)	光ヶ丘小学校内防災備蓄倉庫(教室)	酒井根東小学校内防災備蓄倉庫(教室)	藤心小学校内防災備蓄倉庫(教室)	土小学校内防災備蓄倉庫(教室)	柏第五小学校内防災備蓄倉庫(教室)	柏第八小学校内防災備蓄倉庫(教室)	学校給食センター防災備蓄倉庫	高柳近隣センター防災備蓄倉庫
		(1箱数量)	(箱数/総数)													
生活必需品	毛布															
	仮設トイレ															
	簡易トイレ															
	簡易トイレ用便袋															
	バーナーセット															
	移動式炊飯器															
	かまどセット															
食料品	アルファ米															
	サバイバルフーズ															
	白かゆ															
飲料水用品	浄水機															
	給水袋															
	ポリタンク															
	飲料水自動充填機															
復旧資機材等	発電機															
	投光器															
	電源コード (コードリール)															
	排水ポンプ															
	リヤカー															
	担架															
	ハンドマイク															
	水中ポンプ															
	消火器															
	テント															
	チェーンソー															
	道具箱セット															
	エアテント															

		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
			大津ヶ丘中学校 校内防災備蓄倉庫 (教室)	大津ヶ丘中学校 防災備蓄倉庫	手賀中学校 防災備蓄倉庫	沼南体育館 防災備蓄倉庫	沼南庁舎 防災備蓄倉庫	手賀東小学校 防災備蓄倉庫	高柳西小学校 防災備蓄倉庫	風早中学校 防災備蓄倉庫	高柳中学校 防災備蓄倉庫	大津ヶ丘第一小学校 防災備蓄倉庫	風早南部小学校 防災備蓄倉庫	手賀西小学校 防災備蓄倉庫	北千葉導水ビクター センター 防災備蓄倉庫
		(1箱数量)	(箱数/総数)												
生活必需品	毛布														
	仮設トイレ														
	簡易トイレ														
	簡易トイレ用便袋														
	バーナーセット														
	移動式炊飯器														
	かまどセット														
食料品	アルファ米														
	サバイバルフーズ														
	白かゆ														
飲料水用品	浄水機														
	給水袋														
	ポリタンク														
	飲料水自動充填機														
復旧資機材等	発電機														
	投光器														
	電源コード (コードリール)														
	排水ポンプ														
	リヤカー														
	担架														
	ハンドマイク														
	水中ポンプ														
	消火器														
	テント														
	チェーンソー														
	道具箱セット														
	エアテント														

平成22年3月31日現在

資料9-4 給水車として使用可能な車両一覧

表 給水車として使用可能な車両一覧

平成25年1月31日現在

種 別	能 力	数 量	所 管
給 水 車	2,000ℓ	3 台	柏市水道部
化学消防自動車	1,300ℓ	1 台	〃
小型動力ポンプ付 水 槽 車	5,000ℓ	1 台	〃
水槽付ポンプ車	1,500ℓ	1 台	〃 富勢分署
〃	1,500ℓ	1 台	〃 大室分署
〃	1,500ℓ	1 台	〃 西原分署
〃	1,500ℓ	1 台	柏市東部消防署
〃	1,500ℓ	1 台	〃 光ヶ丘分署
〃	2,000ℓ	1 台	柏市沼南消防署
〃	2,000ℓ	1 台	柏市沼南消防署手賀分署
小型動力ポンプ付 水 槽 車	5,000ℓ	1 台	柏市沼南消防署
化学消防自動車	1,000ℓ	1 台	〃 高柳分署

資料9-5 米穀等調達関係書類の様式

様式第3号

「災害救助用米穀緊急引渡要請書」

災 害 救 助 用 米 穀 緊 急 引 渡 要 請 書

平成 年 月 日

関東農政局千葉農政事務所長 殿

千葉県知事 印

〇〇災害のため政府所有米穀の緊急引渡しを要請します。

- 1 緊急引渡しを必要とする事由
- 2 給食の対象者数及び期間、所要数

項目		災害地域			
被災者	人員				
	給食期間				
	基準量				
	所要量 (A)				
災害救助者	人員				
	給食期間				
	基準量				
	所要量 (B)				
所要量合計 (A) + (B)					

- 3 引渡しを希望する場所

- 4 引取人氏名

注1 3の(2)のアの場合

「関東農政局千葉農政事務所長」を「関東農政局千葉農政事務所地域第〇課長」に「千葉県知事」を「〇〇市町村長」と読み替える。

注2 3の(2)のイの場合

「関東農政局千葉農政事務所長」を「政府寄託倉庫の責任者」に「千葉県知事」を「〇〇市町村長」と読み替える。

災 害 救 助 用 米 穀 緊 急 引 渡 指 示 書

No. _____

平成 年 月 日

(倉庫業者)

殿

関東農政局千葉農政事務所
 地域第〇課長等 (保管指導担当者)
 (地域第〇課△△分室)

印

下記取引人に対し、下記物品を本書と引換えに荷渡しされたい。

記

引取人住所氏名										
種 類						年産		倉番指定		摘 要
類 別	包装	量目	1等	2等	3等		計	所在地	棟・倉番	
合 計								(証印)	(呈示年月日)	

上記物品を受領しました。

平成 年 月 日

実引取人氏名

印

トラックNo.

様式第3号

荷渡指図書

No. _____

保管者は、左記の買受人又は運送人から本書の提示を受けた場合には出庫倉番を決定（確認）記入し、証印の上、下記物品を本書と引換えに荷渡しされたい。
 倉庫名が政府倉庫又は政府サイロの場合には、標記の「荷渡指図書」は「出庫証」と読みかえるものとし、下記物品を本書と引換えに荷渡しします。

運送指示番号	仕向先
発行・交付年月日	現品引渡期日
コードNo	買受人又は運送人住所氏名

発行No	コードNo	倉庫名	種別	産年	分任物品管理官 関東農政局 千葉農政事務所長
------	-------	-----	----	----	------------------------------

銘	柄	包装	量目	等級	個	数量	重量 (キログラム)	倉番指定		摘要
								所	地・倉番	
合 計										
								(証印)		(呈示年月日)

(控)

分任物品管理官 殿 この原符と同一内容の荷渡指図書（出庫証）を受領しました。 平成 年 月 日（受領者） 印

災 害 救 助 用 米 穀 受 領 書

平成 年 月 日

(倉庫業者名)

殿

引取人住所氏名

印

平成 年 月 日に所長(地域第〇課長)からの指示 平成 年 月 日付け
災害救助用米穀緊急引渡指示(書)に基づく下記物品を受領しました。

記

種 類	産 年	類 別	包 装	量 目	1 等	2 等	3 等	計	倉 所	倉 番	備 考
											トラックNo. 立会者
合 計									(蓋印)		

(注) 3の(2)のイの場合は、災害援助用米穀緊急引渡指示(書)を災害援助用米穀緊急引渡要請書と読み替える。

災 害 救 助 用 米 穀 緊 急 引 渡 報 告 書

平成 年 月 日

関東農政局千葉農政事務所長 殿
(地域第○課長経由)

倉庫業者名

印

〇〇災害に際し、関東農政局千葉農政事務所災害対策要領第13条の4の(3)に基づき、〇〇〇〇(引取人、住所、氏名)に下記物品の緊急引渡しをしたので、報告します。

記

倉 庫			種 類	産 年	類 別	包 装	量 目	1 等	2 等	3 等	計	引 渡 月 日	備 考
倉庫名	倉所	倉番											
													指示 又は 要請月 日等
合 計													

上記のとおり相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

保管指導担当者

印

資料9-6 公共下水道の現況

表 公共下水道の現況

(1) 下水道普及状況

(各年3月31日現在)

年 度	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
整備面積 (ha)	3,360	3,993	4,072	4,153	4,242
処理人口 (人)	270,885	312,238	317,221	324,060	330,373
水洗化人口 (人)	255,652	296,816	307,458	314,981	299,339
普及率 (%)	82	83	83.9	84.8	85.6

(平成16年度より旧沼南町分含む)

(2) 下水道施設状況

区分 \ 事業	柏市第2号 公共下水道	柏市第3号 公共下水道	柏市第4号 公共下水道
事業内容	十余二処理区	手賀沼処理区	江戸川 左岸処理区
全体計画面積	106ha	7,259ha	317ha
全体計画人口		406,400人	20,000人
事業施工期間	S42~S46	S47~H22	S63~H22
認可処理区面積	98ha	4,992ha	244ha
認可計画人口		372,460人	18,150人
認可計画 管渠延長	汚水 5,082m 雨水 3,586m	汚水 92,590m 雨水 58,920m	汚水 3,900m 雨水 —
排除方式	分流式	分流式	分流式
一人1日 平均汚水量		310ℓ/人・日	310ℓ/人・日
処理場名	十余二 終末処理場	手賀沼 終末処理場	江戸川第1・2 終末処理場
処理場の位置	大青田字水砂	—	—
処理場面積	2.4ha	—	—
処理方法	標準活性汚泥法	—	—
処理能力	5,500m ³ /日	—	—
放流先	利根運河	—	—
供給処理開始年月	S45.10	S56.4	H3.1
貯留場	—	篠籠田字篠塚	—
沈殿能力	—	5,670m ³	—

(3) 流域下水道事業

項目	手賀沼流域	江戸川左岸流域
事業主体	千葉県	千葉県
関係市町村	7市 我孫子市, 柏, 流山, 松戸 鎌ヶ谷, 白井, 印西	8市 市川, 松戸, 流山, 野田, 柏 船橋, 浦安, 鎌ヶ谷
計画処理面積 (内柏分)	12,731ha (7,259ha)	21,036ha (317ha)
計画処理人口 (内柏分)	721,100人 (406,400人)	1,430,000人 (20,000人)
計画汚水量 (内柏分)	392,800m ³ /日最大 (222,640m ³ /日最大)	774,000m ³ /日最大 (9,800m ³ /日最大)
管延長	87.8km	115.6km
ポンプ場	1カ所	2カ所
終末処理場	我孫子, 印西	市川(2カ所)
処理場面積	40.0ha	48.2ha, 26.1ha
処理方法	標準活性汚泥法 +急速ろ過法	標準活性汚泥法 +急速ろ過法
放流先	利根川	東京湾

資料9-7 ごみ処理施設の現況

表 ごみ処理施設の現況

設置場所	設置者	処理能力	施設内容
船戸山高野 538	柏市	300t/日	焼却施設
〃	〃	50t/5時間	破碎(粗大)施設
南増尾56番地2	〃	250t/日	焼却施設
布施72番地1地先	〃	165,680m ³	最終処分場
若白毛757	〃	31,500m ³	最終処分場
十余二348番地202	〃	176t/5時間	資源品選別加工
新十余二7番地8	柏市廃棄物処理業協業組合	48t/日	プラスチック圧縮保管
藤ヶ谷1582番地	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	171t/16時間	焼却施設

資料9-8 市営住宅の現況

表 市営住宅の現況

団地名	所在地	種	戸数	備考
戸張団地	戸張 1307	木造平屋	1	1棟
東町団地	東 3-2	簡易平屋	2	1棟
根戸団地	根戸 467	鉄筋コンクリート4階	152	4棟
宿連寺団地	宿連寺 235-2	鉄筋コンクリート4階	32	1棟
高田団地	高田 63-4	鉄筋コンクリート3階	54	3棟
逆井団地	新逆井 2-7	鉄筋コンクリート3階	72	4棟
東十余二団地	十余二 297-134	鉄筋コンクリート3階	24	2棟
逆井第二団地	新逆井 2-7	鉄筋コンクリート3階	12	1棟
市営北柏	根戸 411-11	鉄筋コンクリート A棟10階, B棟7階, C棟7階, D棟4階	142	4棟
高野台改良住宅 団地	根戸 467	鉄筋コンクリート4階	96	4棟
市営北柏	根戸 467-18	鉄筋コンクリート7階	40	1棟
市営向原団地	向原町 3-30	鉄筋コンクリート4階	24	1棟
高柳第3団地	高柳 744-2	鉄筋コンクリート2階	48	10棟
塚崎団地	塚崎 1,325	鉄筋コンクリート 1号等~6号等及び9号棟3階 7号等及び8号棟4階	136	9棟
合計			835	46棟

資料9-10 義援金品領収書の書式

義 援 金 品 領 収 書 の 書 式

義 援 金 品 領 収 書

No. _____

金 額 ¥ _____

以上のとおり受領いたしました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____ 殿

柏市災害対策本部長

柏市長 印

資料9-11 激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復 旧事業等に関する特別 の財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上</p>
第5条	農地等の災害復旧事 業等に係る補助の特別 措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円 ……の県が1以上</p>
第6条	農林水産業共同利用 施設災害復旧事業費の 補助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用 される場合</p> <p>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係る ものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用 される場合</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。</p>
第8条	天災による被害農林 漁業者等に対する資金 の融通に関する暫定措 置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 0.5% ……の県が1以上</p> <p>ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、そ の被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、 災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>

<p>第 11 条 の 2</p>	<p>森林災害復旧事業に 対する補助</p>	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% ----- B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林 業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
<p>第 12 条 第 13 条</p>	<p>中小企業信用保険法 による災害関係保証の 特例 小規模企業者等設備 導入資金助成法による 貸付金の償還期間等の 特例</p>	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% ----- B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県 が 1 以上 ただし、 火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国 中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措 置を講ずることがある。</p>
<p>第 16 条 第 17 条 第 19 条</p>	<p>公立社会教育施設災害 復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復 旧事業に対する補助 市町村が施行する感 染症予防事業に関する 負担の特例</p>	<p>第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる 場合を除く。</p>
<p>第 22 条</p>	<p>罹災者公営住宅建設 等事業に対する補助の 特例</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸 ----- B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2) とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数につい ては、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条 第 9 条 第 10 条 第 11 条 第 14 条 第 20 条 第 21 条 第 25 条	<p>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</p> <p>土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</p> <p>共同利用小型漁船の建造費の補助</p> <p>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p> <p>水防資材費の補助の特例</p> <p>雇用保険法による求職者</p> <p>給付の支給に関する特例</p>	災害の実情に応じ、その都度検討する。

資料 9-12 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 ((3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。))。</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 ((3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。))。</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 ((3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。))。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額\gt 当該市町村の漁業所得推定額\times10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) \gt 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)\times1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p>

		<p>かつ</p> <p>(1)大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha</p> <p>又は</p> <p>(2)その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
<p>第12条</p> <p>第13条</p>	<p>中小企業信用保 険法による災害関 係保証の特例</p> <p>小規模企業者等 設備導入資金助成 法による貸付金の 償還期間等の特例</p>	<p>(4)中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>第24条</p>	<p>小災害債に係る 元利償還金の基準 財政需要額への算 入等</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>

10. 水防

資料10-1 災害処理票

災 害 処 理 票

災 害 処 理 票	住 所	柏市 (住宅地図P)	氏 名				
	受 信	年 月 日 時 分	受信者		所 管		
被 害 等 の 状 況	道路冠水 下排水のあふれ 床上 戸 床下 戸						
処 理							
							出 動 会社等

No. _____

(部 班用)

資料10-2 水防活動書類様式

水 防 活 動 書 類 様 式

水防状況報告

柏市水防本部長 様

年 月 日現在

水 防 状 況 報 告

附表第 5

水防隊

符 号	事 項	前 記 事 項 の 概 要
1	堤防等危険地点とその概況	
2	上記1に対する災害防除の応急措置	
3	浸水地区名及び床上浸水家屋の概数	
4	浸水地区名及び床下浸水家屋の概数	
5	原因別、地区別倒壊家屋の概数	
6	原因別、地区別半壊家屋の概数	
7	原因別死者の住所、職業、氏名、年令	
8	原因別地区別負傷者の性別人数	
9	避難者収容所収容別人数	
10	収容別収容者中傷病者数及びその程度	
11	停電地区	
12	通信施設	
13	道路、橋梁等交通不能地点	
14	浸水その他による自動車通行不能地点	
15	鉄道、軌道等交通機関	
16	田畑等冠水面積	
17	その他	

電話又は無線による報告の場合、符号ですること。

例えば「1なし」のように連絡する。

水防実施状況概要報告書

(様式1)

(作成責任者)

管理団体名					指定非指定別								
水防実施時の台風又は豪雨名						報告 年月日	平成 年 月 日						
水場 防 実 施 所					日時								
					管理団体 支 出 分		県支出分		合 計				
出 動 人 員 数	水防団員	消防団員	その他	計	所要経費	人件費	円		円				
						物件費							
						合 計							
水及 防 作 び 業 の 工 概 要 法	工法				水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	a	a		戸	m	m	人				
	被害	m	a	a		戸	m	m	人				
他団体よりの応援の状況													
居住者出動状況													
警察の援助状況													
現地指導官吏氏名													
水防関係者の氏名													
立退きの状況及びそれを指示した理由													
水防功労者の氏名と年令、所属及びその功績概要													
堤防その他の異常有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損害状況													
水防活動に対する自己批判													
備 考													

注1 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所毎に作成する。

2 各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所毎の報告書に集計表をつけて2部提出すること。

3 集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみを記入する。

(様式2)

水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理団体名	指定非指定別	台風名又は出水期の別	水防実施延人員					摘要
			水防団	消防団	その他	自衛隊	計	
		自 月 日 豪雨 至 月 日	()	()	()	()	()	
		台風の号	()	()	()	()	()	
合計			()	()	()	()	()	

注1 水防実施延人員欄の()書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数。

2 水防団員とは消防組織ではない水防法第5条に基づく水防団の団員とする。

3 その他とは、水防法第17条に基づく居住者等の水防従事者等を記載すること。

(様式3)

水防管理団体の水防所要経費調

台風及び出水別	水防管理団体名	所要経費				摘要
		使用資材	購入器材	人件費 (食糧費)	合計	
		円	円	円	円	
	計					

注1 台風及び出水ごとに分類して記載すること。

2 所要経費には都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

(様式4)

使用した主要水防資材量調

水防管理団体名	使用した主要水防資材量							摘要
	空俵(呎)	筵	縄	丸太	鉄線	竹	その他	
	枚	枚	kg	本	kg	本		

(様式 5)

水防効果（被害防止及び実被害）調

台風及び出水別	水防管理団体名	一 般 被 害						土 木 災 害			合計
		田 (ha)	畑 (ha)	家屋	工事 その他 公共施設 等被害額	その他	小計	河川 被害額	その他 土木 被害額	計	
合計											

注1 台風及び 出水ごとに分類して記載すること。

2 その他には人畜の被害等を記入のこと。

公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。（法第21）

公用負担権限委任証明書

第 ○ 号
身 分
氏 名
右の者○○の区域における水防法第21条第1項の権限行使を委任したることを証明する。
年 月 日
水防団長 水防管理者又は 消防機関の長
氏 名
印

公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは次のような証票を二通作成してその一通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 書			
住 所			
負 担 者	氏 名		
物 件 数 量	負 担 内 容	(使用収用処分等)	
	期 間	摘 要	
年 月 日			
命令者職名 氏 名			印

損失補償

右の権限行使によって損失を受けた者に対しては当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

(参考1)

(1) 予警報

用語	説明
気象情報	<p>気象の予報などについて、一般および関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。</p> <p>a) 注意報，警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>b) 注意報，警報が発表された後の経過や予想，防災上の注意を解説するもの。</p> <p>c) 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。</p> <p>d) 少雨，長雨，低温，梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり，解説するためのもの。</p> <p>e) 気象情報の種類としては，台風に関する情報，大雨に関する情報，記録的短時間大雨情報，低気圧に関する情報，少雨に関する情報，海氷情報，潮位に関する情報などがある。また，対象とする予報区により全般，地方，府県気象情報がある。</p>
警報	重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報。
注意報	大雨などによって，災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
発表する	注意報，警報および気象情報の公表には「発表」を用いる。「発令」，「宣言」ではない。
切り替える	注意報，警報などの継続などには「切り替え」を用いる。「更新」は用いない。

(2) 時

分類	用語	区分	説明
×	終日	→	一日中。
	きょう一杯		予報発表時から24時まで。
	あす一杯		あすの0時から24時まで。
×	～より～にかけて	→	～から～にかけて。
		備考	時，場所の起点には「から」を用いる。
×	一両日	→	きょうもあすも。
		備考	「ここ一両日」も同義。
	2～3日		今日を含めて2～3日を指し，状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。
		用例	ここ2～3日は気温が低かった。 ここ2～3日は気温が低い見込み。
		備考	できるだけ具体的な期間を用いる。

	数日		4～5日程度の期間。
		備考	できるだけ具体的な期間を用いる。
	しばらく		2～3日以上で1週間以内の期間を指し、状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。
		備考	a) 乾燥注意報の本文において用いられることがある。また、週間天気予報などでも用いる。 b) 季節予報の発表文には使用しない。 c) できるだけ具体的な期間を用いる。 d) 「ここしばらく」も同義。
×	当分	→	しばらく。
			今の時点からあと「しばらく」の期間。
		備考	a) 期間を明記するように努める。 b) 「ここ当分」も同義。
	未明		午前0時から午前3時頃まで。
	夜明け		日の出の前の空が薄明るくなる頃。
		備考	「薄明」も同じ意味だが、予報用語としては用いない。
×	夜明け前		日の出の前2時間くらい。
		→	明け方。
	明け方		午前3時頃から午前6時頃まで。
		備考	夜が明ける頃を指す用語であるが、予報用語としては上記の意味で用いる。
×	明け方前		「夜明け前」と同じ。
	早朝		一般の人が活動を始める前。季節、地域にもよるが「夜明け」からおおよそ1～2時間。
	朝		午前6時頃から午前9時頃まで
		備考	a) 「朝方」、「朝のあいだ」も同じ意味だが、これらは予報用語としては用いない。 b) 「朝の最低気温」と用いるときは0時から9時。
	午前中	備考	一般には午前0時から正午までだが、5時予報、11時予報の「今日」の予報では、発表時から正午までの期間に対して用いる。
×	昼	備考	a) 単独使用はしない。次項の複合語（昼頃、昼前、昼過ぎ）として用いる。 b) 「正午」「日の出から日没(昼間)」の二義があるが、後者の意味では対象時間が長いので用いない。
	昼頃		正午の前後それぞれ1時間を合わせた2時間くらい。
	昼前		午前9時頃から12時頃正まで。

	昼過ぎ		12 時頃から 15 時頃まで。
	午後		12 時から 24 時まで。
		備考	現象が夕方過ぎから始まるようなときには「午後」を用いず「夜のはじめ頃」、「夜遅く」など夜の時間区分に関する用語を用いる。
	夕方		15 時頃から 18 時頃まで。
		備考	日の暮れ頃を指す用語であるが、予報用語としては上記の意味で用いる。
	昼過ぎから夕方にかけて	用例	「…… 昼過ぎから夕方にかけて、にわか雨か雷雨」。
×	午後から夕方にかけて	→	昼過ぎから夕方にかけて。
		備考	「午後」は 12～24 時であり、「夕方」を含むので「午後から夕方にかけて」は不適当な表現である。
×	夕刻	→	夕方。
×	夕方前	→	夕方。
×	夕方過ぎ	→	夜のはじめ頃。
	夜のはじめ頃		18 時頃から 21 時頃まで。
	夜		18 時頃から翌日の午前 6 時まで。府県天気予報では日界が 24 時のため、18 時頃から 24 時まで。
		備考	対象とする時間が長いので、単独では用いないように努め、「夜のはじめ頃」などの用語や時刻を用いて時間を特定することが望ましい。
×	夜間	→	夜。
	夜遅く		21 時頃から 24 時頃まで。
×	夜更けて	→	「夜遅く」など時間に合わせて適切な用語を用いる。
		備考	対象時間が不明確な用語なので用いない。
×	夜半		0 時の前後それぞれ 30 分間くらいを合わせた 1 時間くらい。
		備考	日常的に使われることが少なくなっている用語なので用いない。
×	夜半頃		0 時の前後それぞれ 1 時間くらいを合わせた 2 時間くらい。
		備考	日常的に使われることが少なくなっている用語なので用いない。
×	夜半前		0 時の前、2 時間くらい。
		→	夜遅く。

×	夜半過ぎ		0時の後，2時間くらい。
		→	午前0時から午前2時頃まで。
×	晩	備考	単独では使用はしない。「日暮れからしばらくの間(夜のはじめ頃)」と「夜」の二義がある。予報用語では複合語として前者の意味に用いることがある(例、朝晩)。
×	一晩中	→	夜通し。
	朝晩		午前0時頃から午前9時頃までと，18時頃から24時頃まで
	朝夕		午前0時頃から午前9時頃までと，15時頃から18時頃まで
	日中		午前9時頃から18時頃まで。 予報で「明日(今日)日中の最高気温」と用いるときは9時から18時。
		用例	今日に対する予報「曇り日中時々晴れ」。
		備考	今日に対する予報では，5時予報，11時予報で使用する。

昨日、今日、明日の細分用語

×	昨夕	→	きのうの夕方。
×	昨夜(来)	→	××日の夜(から)。
		備考	日界をはさむ期間であり，誤解を招くおそれがあるので具体的な日時を用いる。 例えば，21日の明け方に発表する気象情報の中で「昨夜」を用いた場合，20日の日の出までの夜を指すのか，21日の日の出までの夜を指すのかが不明確になる。 「20日の夜(から)」を用いた場合は後者の夜を指す。
×	昨晚	→	××日の夜。
		備考	「昨夜」と同じ理由で不明確なので，具体的な日時を用いる。
×	昨日来	→	きのうから。
	けさ	備考	(今朝)と書いてもよい。
×	今夕	→	きょうの夕方。
×	今晚	→	今夜。
×	明朝	→	あすの朝。

時刻の用語

×	24 時	→	0 時。
		備考	<p>a) 気象庁における予報，注意報・警報，気象情報では，24 時制を用いる。</p> <p>b) 新聞，テレビなどの報道では「午前・午後」を用いている。したがって，報道用として用いる場合は次の例のように言い換える。ただし，午後 0 時に対しては正午を用いる。また，午前 6 時 20 分前のような用い方はせず，午前 5 時 40 分とする。</p> <p>例， 13 時 → 午後 1 時 0 時 → 午前 0 時 12 時 20 分 → 午後 0 時 20 分</p>

時間経過などを表す用語

	一時		現象が連続的に起こり，その現象の発現期間が予報期間の 1/4 未満のとき。
		備考	時刻の 1 時とまぎらわしいので，「… 午後一時雨」とはせず「… 午後には一時雨」とする。
	時々		現象が断続的に起こり，その現象の発現期間の合計時間が予報期間の 1/2 未満のとき。
		備考	<p>a) 府県天気予報でいう現象の「連続的」と「断続的」は，次のように取り決める。</p> <p>「連続的」…… 現象の切れ間がおよそ 1 時間未満。</p> <p>「断続的」…… 現象の切れ間がおよそ 1 時間以上。</p> <p>ここでおよそ 1 時間とは，気象官署以外での現象の確認の難しさを考慮したものである。ただし，季節予報では 1 日またはそれ以上の期間を単位とする。</p> <p>b) 現象が「一時」現れるとき，および連続現象が予報期間の 1/4 以上 1/2 未満のときはその発現時間帯を指定するように努める。例えば，「曇り午後には一時雨」，「曇り日中晴れ」。</p>
	のち		予報期間内の前と後で現象が異なるとき，その変化を示すときに用いる。

		備考	<p>「… のち …」は大局的な傾向を表す用語であるから可能な限り用いないで、具体的な時間帯を示すように努める。</p> <p>例えば「晴れのち曇り」は「晴れ昼すぎから曇り」などとする。ただし、以下の3点については例外とする。</p> <p>a) 時間帯を示す用語が2つになる時は一方に「のち」を用いる。その際の時間指定は降水現象を優先する。例えば「晴れ昼すぎから曇り夕方から雨」とはせずに「晴れのち曇り夕方から雨」などとする。</p> <p>b) 明後日予報などで具体的な時間帯を示す精度がない場合は「のち」を用いてもよい。</p> <p>c) 風、波の予報では「のち」を用いてもよい。</p>
	次第に		ある現象が（順を追って）だんだんと変わるときに用いる。
		用例	風が次第に強くなる。
	続く	用例	いま降っている雨は夕方まで続き、夜には次第に止む。
		備考	ある現象の持続することが、情報価値のある場合は「続く」を用いる。
	はじめ（のうち）		予報期間の初めの1/4ないし1/3くらい。週間天気予報では予報期間の初めの1/3くらい。
		備考	<p>a) 今日、明日、明後日に対する予報では、朝の9時くらいまで。今夜に対する予報では、19時くらいまでとなる。ただし、今日に対する予報では、「朝」を、今夜に対する予報では、「夜のはじめ頃」を用いることが望ましい。</p> <p>b) 週間天気予報で使用する場合は、日付を併記することが望ましい。</p>
	いま	用例	いまは晴れているが、次第に曇ってくる。 いまの気温は20度。
	現在	用例	××時現在の台風の位置。
		備考	観測の成果を発表するときに用いる。
×	今期間	→	（週間天気予報では）向こう一週間。
	中頃（半ば）		季節、週間天気予報では、予報期間の中間の1/3くらい。
		備考	使用する場合は日付を併記することが望ましい。
	終わり		季節、週間天気予報では、予報期間の終わりの1/3くらい。
		備考	使用する場合は日付を併記することが望ましい。 上記用語の1/3、1/4の数値は一応の目安である。
	前半（後半）		季節、週間天気予報では、予報期間の前（後ろ）半分。
×	期末	→	期間の終わりのころ。
△	週末		土、日曜日。

		備考	週間天気予報文の中では、期間の終わりとまぎらわしいので用いない。
×	旬末	備考	「××日頃」のように日付けを明記する。
	周期的		期間中に何回か繰り返される天気変化のこと。
		用例	気圧の谷が周期的に通る。
	～の日がある		a) 週間天気予報では、記述した現象の発現期間が予報期間内で1～2日あるとき。 b) 季節予報では、記述した現象の発現期間が予報期間の1/2未満のとき。
		備考	暖・寒候期予報には用いない。
	～の時期がある		記述した現象が連続的に起こり、その現象の発現期間が予報期間の1/2未満のとき。
	～の日が多い		記述した現象が予報期間の1/2以上発現するとき。
		備考	平年に比べていうときは、その旨明記する。
△	急に	備考	意味が曖昧なので発表文には用いない。
△	しばしば	備考	意味が曖昧なので発表文には用いない。

予報期間

	きょう（今日）		5時、11時発表の天気予報では「発表時刻から24時まで」。
	こんや（今夜）		17時発表の天気予報では「発表時刻から24時まで」。
	あす（明日）		天気予報では「明日の0時から24時まで」。
	あさって（明後日）		天気予報では「明後日の0時から24時まで」。

季節を表わす用語

△	盛夏		おおよそ梅雨明けから8月いっぱい期間。 ただし北海道ではおおよそ7月から8月いっぱい期間
	暖候期		4月から9月までの期間。
		備考	暖期予報では、3月から8月までを予報期間としている。
	寒候期		10月から3月までの期間。
		備考	寒候期予報では、10月から2月までを予報期間としている。
	春		3月から5月までの期間。
	夏		6月から8月までの期間。
	秋		9月から11月までの期間。
	冬		12月から2月までの期間。

	半旬		<p>連続する5日の期間で、区切り方により通年半旬と暦日半旬がある。</p> <p>通年半旬：毎年1月1日から始まる5日毎の期間。</p> <p>暦日半旬：毎月1日から5日毎に区切った期間。</p>
--	----	--	---

注) 天気予報や注意報・警報など気象庁が発表する各種情報は、電話、ラジオによる音声を主体にしたもの、テレビ、FAX、インターネットによる画像・文字を主体にしたものと多様化している。このように様々な形で提供される天気予報などが誰にでも正確に伝わるよう、気象庁では、天気予報などに使う予報用語を「明確さ」「平易さ」「聞き取りやすさ」「時代への適応」の4つの観点から定めている。

注) 分類の欄の記号の意味

無印：気象庁が発表する各種の予報，注意報，警報，気象情報などに用いる予報用語

△：気象庁が発表する報道発表資料，予報解説資料などに用いる解説用語

×：使用を控える用語

区分の欄の記号の意味

用例：用語の使い方の例，使用する際の注意事項，用語の運用の取り決め，音声伝達の利用語

備考：その他のただし書き

→：使用を控える用語（使用しない用語）に対して言い換える用語があることを示す

資料 10-3 気象情報の種類と発表基準

表 気象官署が発表する基準/柏市の場合

発表官署	銚子地方気象台	
注意報の発表基準	強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上で13m/sec以上
	風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴う平均風速が、陸上で13m/sec以上
	大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量が30mm以上 土壌雨量指数が88以上
	洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量が30mm以上
	大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが5cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が30%以下で、実効湿度が60%以下。
	濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合、おおむね次の条件に該当する場合である。 視程が、陸上100m以下。
	霜	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。 4月1日～5月31日の期間に最低気温4℃以下。
	低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16℃以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で-3℃以下。 冬季の最低気温が、千葉で-5℃以下。
警報の発表基準	暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/sec以上
	暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴う平均風速が、陸上20m/sec以上
	大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量が50mm以上 土量雨量指数が111以上
	洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量が50mm以上 利根川の流域雨量指数が63以上で1時間雨量が40mm以上
	大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、20cm以上

資料 10-4 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	<p>1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。</p>
準 備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出 動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>はん濫注意情報（洪水注意報）等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</p>
警 戒	<p>増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防からあふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの</p>	<p>はん濫警戒除法（洪水情報）等により、またはすでにはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき</p>
解 除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>はん濫注意水位（警戒水位）以下に加工したとき、またははん濫注意水位（警戒水位）以下であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</p>
<p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて警報を発表する</p>		

資料10-5 洪水予報の発表

洪水予報の発表

(1) 洪水予報の種類

はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）、はん濫危険情報（洪水警報）、はん濫発生情報（洪水警報）及びはん濫注意情報解除（洪水注意報解除）の5種類を発表する。

(2) 洪水予報発表の基準

- (イ) はん濫注意情報（洪水注意報）は、予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
- (ロ) はん濫警戒情報（洪水警報）は、予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
- (ハ) はん濫危険情報（洪水警報）は、予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき速やかに発表する。
- (ニ) はん濫発生情報（洪水警報）は、はん濫が発生した後速やかに発表し、利根川上流部洪水予報区域および利根川中流部洪水予報区域においてははん濫水の予報を発表する。
- (ホ) はん濫注意情報解除（洪水注意報解除）は、はん濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

(3) 洪水予報の更新

洪水予報は、洪水の状況に応じて逐次更新するものとし、更新の内容は次のものがある。

- (イ) はん濫注意情報（洪水注意報）から新たなはん濫注意情報（洪水注意報）に更新される場合
- (ロ) はん濫注意情報（洪水注意報）からはん濫警戒情報（洪水警報）に更新する場合
- (ハ) はん濫警戒情報（洪水警報）から新たなはん濫警戒情報（洪水警報）に更新される場合
- (ニ) はん濫警戒情報（洪水警報）からはん濫危険情報（洪水警報）に更新する場合
- (ホ) はん濫危険情報（洪水警報）から新たなはん濫危険情報（洪水警報）に更新される場合

水警報)に更新される場合

(ハ)はん濫注意情報(洪水注意報),はん濫警戒情報(洪水警報),もしくははん濫危険情報(洪水警報)からはん濫発生情報(洪水警報)に更新する場合

(ト)はん濫危険情報からはん濫警戒情報(洪水警報)に更新する場合

(チ)はん濫警戒情報(洪水警報)からはん濫注意情報(洪水注意報)に更新する場合

(リ)はん濫注意情報(洪水注意報)からはん濫注意情報解除(洪水注意報解除)に更新する場合

(イ)から(リ)までに掲げる各場合において,洪水の状況に応じてその内容の全部または一部を更新することができるものとする。

(4) 解除

(イ)はん濫注意情報解除(洪水注意報解除)は,洪水による危険が去ったものと認められるとき速やかに発表する。

(ロ)はん濫警戒情報(洪水警報)は,いったんはん濫注意情報(洪水注意報)に更新してから解除することを原則とする。

資料10-6 柏市船舶組合会則

柏市船舶組合会則

(名称)

第1条 本会は、柏市船舶組合と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民の福祉向上を促進するため、会員の連携を図るとともに、関係諸団体と協力し、災害の復旧に当たることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船舶操作の研修
- (2) 水害による救護物資の輸送
- (3) 水害による救助及び捜索
- (4) 水難による救助及び捜索
- (5) 関係団体との連絡提携
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 本会は、柏市内に住所を有する者で、柏市在籍船の所有者をもって組織する。

2 会員になろうとする者は、組合員の推薦により組合員の過半数の承認を得なければならない。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の命を受けて本会の出納その他会計事務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時会は、会長が必要と認めたとき及び会員の半数以上の要請があったとき開催する。

(会費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31に終わる。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、平成5年5月1日から施行する。

平成 22 年度 直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	河川名	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
		種別	階級	地先名	杆杭位置 (K, m)			
利根川上流 河川事務所	利根川	堤防高	B	柏市船戸	96.5 下 100 96.5 下 200	100	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	積み土嚢 籠止め工法
		(重点) 堤防高 漏水	B B		96.0 上 200 96.0 上 150	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 漏水が発生するおそれが大きい	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
		(重点) 堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注		96.0 上 150 96.0 上 100	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 漏水が発生するおそれが大きい 旧川跡	積み土嚢 籠止め工法
		堤防高 堤防断面 旧川跡	B B 要注		96.0 上 100 95.5 下 60	660	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面, 天端幅が計画以下で 1/2 以上 旧川跡	積み土嚢
		工作物	B		95.0 上 31	1 箇所	常磐高速自動車道 利根川橋	積み土嚢 築きまわし
		堤防高 堤防断面	B B		95.0 下 180 94.5 下 150	470	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面, 天端幅が計画以下で 1/2 以上	積み土嚢 築きまわし 木流し
		(重点) 堤防高 堤防断面 新堤防	A B 要注	柏市小青田	94.5 下 150 94.5 下 200	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面, 天端幅が計画以下で 1/2 以上 新堤防 (H20.1 完 川端排水樋管改築工事)	積み土嚢 築きまわし
		新堤防	要注		94.5 下 200 94.0 上 230	70	新堤防 (H20.1 完 川端排水樋管改築工事)	積み土嚢
		堤防高 堤防断面	B B		94.0 上 230 94.0 上 95	135	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面, 天端幅が計画以下で 1/2 以上	積み土嚢 築きまわし
		堤防高 堤防断面 漏水 旧川跡	B B B 要注	柏市大室	93.5 上 55 93.0 下 95	650	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面, 天端幅が計画以下で 1/2 以上 旧川跡	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
		堤防高 堤防断面 漏水 旧川跡	B B B 要注		93.0 下 200 92.5 上 250	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面, 天端幅が計画以下で 1/2 以上 旧川跡	積み土嚢 籠止め工法

事務所名	河川名	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
		種別	階級	地先名	杆杭位置 (K, m)			
利根川上流 河川事務所	利根川	堤防高 堤防断面	B B	柏市大室	92.5 上 250 92.5 下 160	410	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
		堤防高 堤防断面	B B	柏市花野井	92.0 上 25 91.5 下 190	335	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上	積み土嚢 籠止め工法
		堤防高 堤防断面	B B	柏市布施	91.5 上 70 91.0 下 230	840	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
		堤防高 堤防断面 漏水 旧川跡	B B B 要注	柏市弁天下	90.5 上 230 90.0 下 230	960	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上 旧川跡	積み土嚢 籠止め工法
		工作物	B	柏市布施	90.5 上122	1箇所	楨大利根橋	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法
		(重点) 堤防高 堤防断面 漏水 旧川跡	A B B 要注	柏市弁天下	90.0 下 230 89.5 下 30	300	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上 旧川跡	積み土嚢 籠止め工法
		堤防高 堤防断面 漏水 旧川跡	B B B 要注		89.5 下 30 89.0	470	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上 旧川跡	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法 木流し
		堤防高 堤防断面	B B		89.0 88.5 上 160	340	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上	積み土嚢 築きまわし
		堤防高	B		88.5 上 160 88.5 上 100	60	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	積み土嚢 籠止め工法 木流し
		堤防高 堤防断面	B B		88.5 上 100 88.5 下 190	290	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 現況堤防断面，天端幅が計画以下で1/2以上	積み土嚢 築きまわし 籠止め工法 木流し

事務所名	河川名	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
		種別	階級	地先名	杆杭位置 (K, m)			
江戸川 河川事務所	利根運河	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	柏市 船戸山高野	6.5 上 350 6.0 上 400	450	流下水位余裕高不足 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
		堤防高 堤防断面	B B		6.5 上 200 6.5 上	200	流下水位余裕高不足 断面不足B	積み土のう 土のう羽口
		堤防高	A		6.0 上 475 6.0 上 450	25	流下水位以下	積み土のう
		堤防高 法崩れ・すべり	B B		6.0 上 400 6.0 上 375	25	流下水位余裕高不足 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	積み土のう シート張り工
		堤防高	B		6.0 上 200 6.0 上 175	25	流下水位余裕高不足	積み土のう
		法崩れ・すべり	B	柏市大青田	5.5 上 450 5.5 上 275	175	法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	シート張り工
		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B		5.5 上 275 5.5 上 150	125	流下水位余裕高不足 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
		堤防高 堤防断面	B B		5.5 上 150 5.0 上 475	175	流下水位余裕高不足 断面不足B	積み土のう 土のう羽口
		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B		5.0 上 475 5.0 上 450	25	流下水位余裕高不足 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A B B		5.0 上 450 5.0 上 400	50	流下水位以下 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B		5.0 上 400 5.0 上 325	75	流下水位余裕高不足 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A B B		5.0 上 325 5.0 上 275	50	流下水位以下 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工

事務所名	河川名	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
		種別	階級	地先名	杆杭位置 (K, m)			
江戸川 河川事務所	利根運河	堤防高	A	柏市大青田	5.0 上 325	50	流下水位以下 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所 で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
		堤防断面 法崩れ・すべり	B B		5.0 上 275			
		堤防高	B		5.0 上 275	75	流下水位余裕高不足 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所 で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
		堤防断面 法崩れ・すべり	B B		5.0 上 200			
		堤防高	A		5.0 上 150 5.0 上 75	75	流下水位以下	積み土のう
		堤防高 堤防断面	B B		5.0 上 50 4.5 上 450			
		法崩れ・すべり	B		4.5 上 300 4.5 上 275	25	法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所 で対策が未施工	シート張り工
堤防断面 法崩れ・すべり	B B	4.5 上 275 4.5 上 250	25	断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所 で対策が未施工	土のう羽口 シート張り工			
堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	4.5 上 250 4.0 上 375				375	流下水位余裕高不足 断面不足B 法崩れ・すべりが発生するおそれのある箇所 で対策が未施工	積み土のう 土のう羽口 シート張り工

資料 10-8 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川）

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造3年以上の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			陸閘が設置されている箇所

資料 10-9 過去の災害事例

昭和 54 年以降の水害（旧沼南町については未計上）

年・月・日	昭和 54・ 10. 19	昭和 55・ 11. 25	昭和 56・ 8. 23	昭和 56・ 10. 22	昭和 57・ 4. 15	昭和 57・ 6. 19	昭和 57・ 6. 20	昭和 57・ 8. 1	昭和 57・ 9. 12	昭和 57・ 9. 25	昭和 57・ 11. 30	昭和 58・ 6. 9
原因	台風 20号	雷雨	台風 15号	台風 24号	低気圧	雷雨	雷雨	台風 10号	台風 18号	秋雨 前線	低気圧	雷雨
床上浸水	—	3	—	273	—	1	—	—	23	—	97	—
床下浸水	13	7	—	432	8	20	39	—	50	6	446	1
降雨量	92.6mm	24.5mm	48.0mm	188.0mm	43.0mm	33.5mm	17.5mm	37.5mm	166.0mm	46.5mm	57.5mm	15.0mm
主な被害地域	花野井, 増尾, 根戸, 柏七丁目	東台本町		増尾,加 賀,酒井 根,東中 新宿,つ くしが丘, 逆井, 高田, 松ヶ崎,豊 四季,豊上 町,永楽 台,名戸ヶ 谷一丁目, 根戸	逆井, 加賀	高田, 十余二, 東中新宿	豊四季, 十余二		高田, 篠籠田, 松ヶ崎, 逆井, 酒井根, つくしが 丘, 東中新宿	逆井	増尾, 加賀, 東中新宿, つくしが 丘,逆井, 永楽台, 名戸ヶ谷 一丁目, 東台本町, 根戸	あけぼの 二丁目
その他	風による 屋根破損 (高田・ 酒井根)		田中調節 池冠水	※災害救 助法適用				田中調節 池冠水	田中調節 池冠水			

年・月・日	昭和 58・ 6. 26	昭和 58・ 7. 27	昭和 58・ 7. 28	昭和 58・ 8. 15～17	昭和 58・ 8. 22	昭和 58・ 9. 1	昭和 59・ 7. 11	昭和 59・ 7. 15	昭和 60・ 4. 23	昭和 60・ 6. 20	昭和 60・ 6. 30	昭和 60・ 8. 10
原因	集中 豪雨	雷雨	集中 豪雨	台風 5・6号	集中 豪雨	雷雨	雷雨	低気圧	低気圧	低気圧	台風 6号	雷雨
床上浸水	—	1	1	1	—	4	79	—	—	2	2	—
床下浸水	4	25	9	34	3	53	298	5	4	2	38	3
降雨量	3.0mm	68.0mm	17.5mm	132.0mm	17.0mm	15.0mm	50.0mm	14.0mm	51.0mm	105.0mm	145.5mm	52.0mm
主な被害地域	逆井	逆井, 増尾, 根戸,布施	逆井, 東中新宿	逆井, 東中新宿, つくしが 丘,加賀	東中新宿, 加賀	逆井, 増尾, 加賀, 酒井根, 東中新宿, つくしが丘	豊四季, 豊町, 増尾,つ くしが 丘,逆井, 名戸ヶ 谷,加賀, 逆井,東 中新宿, 酒井根	逆井	逆井, 篠籠田	逆井, 篠籠田	篠籠田, 十余二, 高田, 豊四季, 逆井	根戸
その他										道路冠水 3 道路陥没 1		道路冠水 1

年・月・日	昭和 62・ 8. 18	昭和 63・ 6. 18	昭和 63・ 8. 11	昭和 63・ 9. 25	平成元・ 8. 6	平成元・ 9. 20	平成 2・ 5. 8	平成 3・ 8. 1	平成 3・ 8. 12	平成 3・ 8. 21	平成 3・ 8. 30	平成 3・ 9. 8
原因	雷雨	雷雨	長雨	集中豪雨	台風 13号	台風 22号	集中豪雨	雷雨	雷雨	利根川増水	台風 14号	台風 15号
床上浸水	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
床下浸水	2	14	-	4	17	11	-	4	1	-	-	15
降雨量	88.5mm	23.5mm	-	116.5mm	68.0mm	59.0mm	21.0mm	8.5mm	12.5mm	15.0mm	26.5mm	115.0mm
主な被害地域	布施, 永楽台	高田, 篠籠田, 十余二, 根戸, 布施, 逆井	-	篠籠田	高田, 松ヶ崎, 布施, 正連寺	高田, 篠籠田, 布施				越流堤を越える	被害なし	名戸ヶ谷, 十余二, 逆井, 布施, 根戸, 豊町, 南増尾, 酒井根, 高田, 松ヶ崎, 北柏, 逆井, 今谷上町, 弥生町, 増尾, 加賀, 増尾台, 永楽台, 中新宿, 木崎橋, 高田橋, 昭和橋
その他	道路冠水 4	道路冠水 3	道路冠水 2		道路冠水 7 学校流水 1	道路冠水 3	道路冠水 3					店舗内浸水 6 道路冠水等 25 道路交通止 3

年・月・日	平成 3・ 9. 9	平成 3・ 9. 14	平成 3・ 9. 19	平成 3・ 9. 27	平成 3・ 10. 1	平成 3・ 10. 11	平成 4・ 4. 22	平成 4・ 6. 5	平成 4・ 10. 8	平成 4・ 10. 20	平成 4・ 12. 8
原因	大雨	台風17号	台風18号	台風19号	秋雨全線	台風21号	集中豪雨	雷雨	低気圧	低気圧	集中豪雨
床上浸水	-	-	40	-	-	1	-	-	1	-	-
床下浸水	-	-	180	-	-	10	-	-	-	-	15
降雨量	55.0mm	31.0mm	219.5mm	1.0mm	68.5mm	120.0mm	22.0mm	8.0mm	113.0mm	47.5mm	51.0mm
主な被害地域	被害なし	つくしが丘, 豊住, 加賀, 東柏, 永楽台, 八幡町	酒井根, 若柴, 豊四季, 豊町, 篠籠田, 南増尾, 増尾, 高田, 松ヶ崎, 松ヶ崎新田, 逆井, あげぼの, 豊上町, 花野井, 豊住, 今谷上町, 大室, 永楽台, 十余二, 旭町, 加賀, 根戸, 八幡町, 増尾台, 布施, 西原, 正連寺, 中原, 藤心, 新富町, 大塚町, 宿連寺, 東柏, 中新宿, 木崎橋, 昭和橋, 勝橋, 高田橋, 新橋, 豊上町交差点, ふるさと公園, 今谷上町長峰産婦人科前, 酒井根小金原ゴルフ場下	中原, 南増尾, 十余二, 緑ヶ丘, 大室, 西原, 船戸, 根戸	被害なし				篠籠田		永楽台, 旭町, 篠籠田, 豊四季, 根戸, 豊町
その他		道路冠水4 庭浸水6	店舗内浸水41 崖崩れ11 交通止め9	屋根破損6 倒木5		道路陥没2 交通止め3	道路冠水1	道路冠水1 店舗内浸水1	道路冠水5 交通止め4 店舗内浸水6	店舗内浸水3	道路冠水5 交通止め2 店舗内浸水5

年・月・日	平成 8・ 7. 3	平成 8・ 7. 8～10	平成 8・ 7. 15	平成 8・ 9. 22	平成 9・ 6. 20	平成 9・ 6. 28	平成 10・ 1. 8	平成 10・ 1. 12	平成 10・ 1. 15
原因	梅雨前線	台風 5 号	大 雨	台風 17 号	台風 7 号	台風 8 号	積 雪	積 雪	積 雪
床上浸水	-	-	-	-	-	-	積雪量	積雪量	
床下浸水	3	-	2	10	-	-	20cm	3cm	
降 雨 量	22. 0mm	163. 0mm	24. 0mm	223. 0mm	75. 0mm	3. 5mm	(我孫子)	(我孫子)	
主 な 被 害 地 域	亀甲台一丁目, あかね町, 宿連寺, 柏, 大塚町, 十余二, 豊住四丁目, 中新宿二丁目, 豊上町, 名戸ヶ谷一丁目, 篠籠田	被害なし	八幡町, 常盤台, 亀甲台一丁目	逆井, 豊四季, 豊住一丁目, 高田, 篠籠田, 明原三丁目, 青葉台一丁目, 東柏二丁目, 柏, 旭町六丁目, 南逆井四丁目, 常盤台, 東上町, 布施, 戸張	松ヶ崎, 千代田二丁目	柏七丁目			
そ の 他	道路冠水 8		道路冠水 2	住家半壊 2 住家一部破損 19 道路崩壊 2	住家一部破損 2	住家一部破損 1	軽傷者 6	軽傷者 5	軽傷者 8 市立柏高校被災

年・月・日	平成 10 8. 28-31	平成 10 9. 16	平成 10 9. 22	平成 10 10. 19	平成 11 3. 22	平成 11 4. 2	平成 11 5. 27	平成 11 7. 12-14	平成 11 7. 21	平成 11 8. 14
原因	大雨	台風 5 号	台風 7 号	台風 10 号	暴風	暴風	暴風	大雨	大雨	大雨
床上浸水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床下浸水	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—
降 雨 量	126. 5mm	79. 0mm	86. 0mm (我孫子)	不明	—	—	—	133. 0mm	31. 0mm	75. 0mm
主 な 被 害 地 域	南逆井, 豊四季, 北柏, みどり台	柏, 西原, 若葉町, 豊四季, 十余二, 花野井, 船戸	東中新宿	なし		新柏	逆井	北柏	花野井 7, 豊四季 2, 若柴, 十余二, みどり台, 北柏	なし
そ の 他	道路冠水 4	道路冠水 2 倒木 3 建物破損 4	倒木 1		建物破損 3	軽症者 1	建物破損 1	道路冠水 1	道路冠水 6	

年・月・日	平成 11 10. 27	平成 12 5. 24	平成 12 7. 2	平成 12 7. 7-8	平成 12 8. 9	平成 12 9. 12	平成 12 11. 20	平成 13 1. 27	平成 13 6. 7
原因	大雨	大雨降雹	大雨	台風 3 号	大雨	大雨	大雨	大雪	大雨
床上浸水	—	—	1	—	—	—	—	—	—
床下浸水	—	—	26	2	—	4	—	—	1
降雨量	54. 0mm	26. 0mm (手賀沼)	43. 0mm	158. 0mm	16. 5mm	不明	50. 0mm	—	14. 5mm
主な被害地域	なし	松葉町, 根戸, 大室, 布施, 布施新町, 正連寺, 北柏, 宿連寺, 花野井, 松ヶ崎, 柏	永楽台, 花野井, 中原, 逆井, 東上町, 東中新宿, 篠籠田, 根戸, 増尾, 豊住, 十余二, 明原, 豊四季	大室, 豊四季, 布施, 藤心, 松ヶ崎	なし	根戸	なし		豊住, 今谷上町, 酒井根, 豊四季, 南逆井, 青葉台, 新富, 永楽台, 中原
その他		建物破損 83 道路冠水 8 倒木 7 軽症者 61	道路冠水 7 がけ崩れ 1	道路冠水 4				軽症者 2 中等症者 3	道路冠水 14

年・月・日	平成 13 7. 25	平成 13 8. 11	平成 13 8. 21-22	平成 13 8. 27	平成 13 10. 10	平成 14 6. 15	平成 14 7. 11	平成 14 7. 16	平成 14 8. 2	平成 14 9. 7
原因	大雨	大雨	台風 11 号	大雨	大雨	大雨	台風 6 号	台風 7 号	大雨	大雨
床上浸水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床下浸水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
降雨量	不明	1. 0mm	44. 5mm	不明	136. 0mm	不明	50. 0mm	27. 5mm	11. 5mm	26. 0mm
主な被害地域	なし	なし	高田, 柏, 豊上町, 十余二, 今谷上町, 南柏, 増尾, 東台本町, 戸張, 宿連寺	高田, 永楽台, 十余二, 若柴	なし	なし		なし	なし	なし
その他			道路冠水 10	道路冠水 3 非住家浸水 1			倒木 5 住家一部損 壊 1 非住家一部 損壊 2			

年・月・日	平成 14 9. 12	平成 14 10. 1	平成 15 5. 20	平成 15 5. 31	平成 15 8. 5	平成 15 10. 13
原因	大雨	台風 21 号	大雨	台風 4 号	大雨	大雨
床上浸水	13(9)	—	—	—	2	10
床下浸水	60(42)	—	—	—	5	125
降雨量	34.0mm (市役所) 42.0mm (酒井根小)	52.0mm	32.5mm	52.0mm	72.5mm	64.0mm (市役所) 73.5mm (酒井根小)
主な被害地域	あかね町, 永楽台, 常盤台, 東山, 酒井根, 豊四季, つくしが丘, 豊住, 南柏, 豊町, 増尾台, 今谷上町, 加賀, 弥生町, 東中新宿, 青葉台, 南増尾, 増尾, 中原, 光ヶ丘, 西原, 中新宿	末広町, 戸張, 吉野沢, 南増尾, 柏, 豊四季, 十余二, 増尾台, 酒井根	若柴	なし	八幡町, 増尾台, 東逆井, 宿連寺	旭町, 光ヶ丘, 増尾, 酒井根, 青葉台, 八幡町, 中原, 逆井, 東逆井, 南逆井, 柏, 南増尾, 増尾台, 加賀, 豊町, 中央, 常盤台, 今谷上町, 豊住, つくしが丘, 豊四季, 永楽台, あかね町, 花野井, 若柴, 松ヶ崎, 高田, 東山, 大室, みどり台, 東中新宿, 青葉台, 戸張, 根戸新田
その他	道路冠水 4 擁壁崩れ 1	住家一部損壊 4 非住家一部損壊 6	道路冠水 1			道路冠水 40

年・月・日	平成 15 11. 25	平成 16 9. 26	平成 16 9. 30	平成 16 10. 9	平成 16 10. 20	平成 16 12. 4	平成 17 5. 24	平成 18 7. 14
原因	大雨	大雨	台風 21 号	台風 22 号	台風 23 号	暴風	大雨	大雨
半壊	—	—	—	2	—	1	—	—
一部破損	—	—	—	7	—	1	—	—
床上浸水	—	—	—	31	2	—	1	1
床下浸水	—	1	1	98	8	—	1	2
降雨量	不明	42	50.5	249.5	146.5	48	44	34.5
主な被害地域	東山	豊四季, 青葉台, 柏	逆井	青葉台, 旭町, 伊勢原, 今谷上町, 永楽台, 加賀, 柏, 酒井根, 逆井, 東逆井, 南逆井, 篠籠田, 関場町, 弥生町, 豊四季, 豊住, 中原, 光ヶ丘, つくしが丘, 増尾, 増尾台, 南増尾, 松ヶ崎, 緑ヶ丘	明原, 豊四季, 旭町, 青葉台, 花野井, 豊住	豊四季, 若柴, 根戸, 豊住, 十余二	逆井, 増尾台	明原, 東上町, 旭町, 永楽台, 十余二, 関場町, 松ヶ崎, 大津ヶ丘, 北柏
その他	道路冠水 1	非住家浸水 1 土砂崩れ 1	道路冠水 1	道路冠水 32, 非住家浸水 40	非住家浸水 2	倒木 5 道路冠水 1 瞬間最大風速 28.8m/s	—	道路冠水 8

年・月・日	平成 19 6. 10	平成 19 9. 6	平成 20 2. 3	平成 20 2. 23	平成 20 7. 7
原 因	大雨	台風 9 号	降雪	暴風	大雨
半壊	—	1	積雪量		—
一部破損	—	6	6. 7 c m		—
床上浸水	8	—			—
床下浸水	78	—			7
降 雨 量	97	124			65
主な被害地域	あかね町, 今谷上町, 高田, 永楽台, 篠籠田, 豊四季, 豊住, 豊町, 八幡町, 花野井, 十余二, 根戸, 松ヶ崎, 柏, 北柏, 宿連寺, 新柏, 加賀, 増尾, 増尾台, 酒井根, 中新宿, 東山, 光ヶ丘, 南増尾, 逆井, 東逆井, 高柳, 大井, 大津ヶ丘, 塚崎, 若白毛	若柴, 南逆井, 藤心, 高柳, 増尾台, 大津ヶ丘, 鷺野谷, 船戸山, 高野, 布施, 篠籠田, 明原, 十余二, 柏下, 宿連寺, 緑ヶ丘, 常盤台, 大山台, 大室, 西山, 呼塚新田, 増尾, 豊四季台, 逆井, 大島田, しいのき台, 大青田, 花野井	吉野沢, 西原, 東, 箕輪新田, 大井, 豊町, 根戸, 泉村新田, 今谷上町, 松ヶ崎, 大津ヶ丘, 酒井根	柏, 増尾	加賀, 増尾台, 酒井根, 中原
その他	非住家浸水 44 道路冠水 23	負傷者 1, 倒木 25 住家被害 7	重傷者 2 軽傷者 12	軽傷者 1 倒木 1	非住家浸水 3 道路冠水 3

年・月・日	平成 20 8. 5	平成 20 8. 28	平成 20 8. 30	平成 21 3. 21	平成 21 10. 8
原 因	大雨	大雨	大雨	強風・波浪	台風 18 号
半壊	—	—	—		
一部破損	—	—	—		
床上浸水	—	—	104		
床下浸水	1	17	315		
降 雨 量	19. 5	65	128		94
主な被害地域	豊四季	今谷上町, 大室, 篠籠田, 正連寺, 高田, 富里, 豊上町, 豊四季, 十余二, 西町, 花野井, 光ヶ丘, 船戸, 増尾, 南逆井, 豊町, 若柴	今谷上町, 永楽台, 亀甲台町, 篠籠田, 新富町, 高田, 常盤台, 富里, 豊上町, 豊四季, 豊住, 南柏中央, 南柏, 豊町, 吉野沢, 旭町, 布施新町, 加賀, 増尾, 増尾台, 今谷南町, 酒井根, つくしが丘, 中新宿, 中原, 東中新宿, 東山, 光ヶ丘, 青葉台, 南逆井, 南増尾, 逆井, 高柳, 千代田, 布施, 新柏, 光ヶ丘団地, 東逆井	明原, 柏, 鷺野谷	豊四季, 新柏, 正連寺, 根戸新田, 増尾台, 南増尾, 今谷上町, 塚崎, 新十余二, 旭町, 柏, 花野井, 千代田, 南増尾, 布施, 布施新町, 藤心, 中新宿, 藤ヶ谷新田, 加賀, 塚崎, 旭町, 松ヶ崎
その他		非住家浸水 12 道路冠水 30	非住家浸水 97 道路冠水 40	軽症者 1 住家被害 2	非住家浸水 3 道路冠水 12 負傷者 3 住家被害 10 倒木 6

年・月・日	平成 22 7. 4	平成 22 9. 8	平成 22 9. 13	平成 22 9. 16	平成 22 9. 28	平成 22 12. 3	平成 22 12. 23	平成 23 2. 18
原 因	大雨	台風 9 号	大雨	大雨	大雨	暴風	強風	強風
半壊	—	—	—	—	—	—	—	—
一部破損	—	2	—	—	—	13	1	—
床上浸水	—	—	—	—	—	—	—	—
床下浸水	—	1	—	—	—	—	—	—
降 雨 量	32	106	23	82.5	73.5	73		
主 な 被 害 地 域	豊四季, 根戸	今谷上町, 加賀, 高柳, 青葉台, 東山, 増尾台, 西原, 豊住	豊住, 西原, 豊町	酒井根	逆井	高田, 若柴, 南増尾, 光ヶ丘, 豊住	柏	柏, 大津ヶ丘
その他	道路冠水 2	非住家浸水 2 道路冠水 6 住家被害 2	非住家浸水 2 道路冠水 1	道路冠水 1	道路冠水 1	非住家浸水 1 道路冠水 2 住家被害 13	住家被害 1	負傷者 1 倒木 1

年・月・日	平成 23 4. 25	平成 23 6. 21	平成 23 7. 1	平成 23 8. 19	平成 23 8. 26	平成 23 9. 2	平成 23 9. 21
原 因	突風	大雨	大雨	大雨	大雨	台風 12 号	台風 15 号
半壊	—	—	—	—	—	—	—
一部破損	30	—	2	—	—	2	51
床上浸水	—	1	—	—	1	—	—
床下浸水	—	—	2	1	6	—	—
降 雨 量		43.5	31	88	65	49	122.5
主 な 被 害 地 域	大津ヶ丘, 名戸ヶ谷, 永楽台, 新柏, 増尾, 光ヶ丘, 大井, 泉, 豊住, 大島田, ひばりが丘, しいの木台, 柏	根戸, 布施, 花野井, 新柏	篠籠田, 高田, 花野井, 今谷上町, 豊四季	豊住, 今谷上町, 豊四季, 篠籠田, 旭町	加賀, 増尾台, 豊住, 酒井根, 中原, 東山, 篠籠田, 光ヶ丘, 逆井, 増尾, 豊四季, 根戸, 松葉町	豊四季, 西山	豊四季, 花野井, 中新宿, 増尾, 旭町, 柏, 松ヶ崎, 南逆井, 大津ヶ丘, 逆井, 高柳, 塚崎, 西山, ひばりが丘, 藤ヶ谷, 布施新町, 増尾台, 南増尾, 明原, あけぼの, 泉町, 大島田, 大室, 加賀, 亀甲台町, 高南台, 五條谷, 酒井根, 宿連寺, 新柏, 新富町, 新十余二, 高田, 千代田, つくしが丘, 手賀, 常盤台, 豊上町, 豊住, 十余二, 名戸ヶ谷, 根戸, 布施, 布施下, 船戸, 船戸山高野, みどり台
その他	住家被害 30 非住家被害 5 車両損害 13	道路冠水 5	道路冠水 2 雹被害 4 (うち一部破損 2)	道路冠水 5	非住家浸水 18 道路冠水 15 車両水没 1	倒木 2	負傷者 2 住家被害 51 非住家被害 1 倒木 28

資料 10-10 浸水想定区域内にある特に防災上配慮を要する者が利用する施設

利根川沿い・・・利 利根運河沿い・・・運 大堀川沿い・・・堀 大津川沿い・・・津
手賀川・手賀沼沿い・・・手

※大堀川沿い及び大津川沿いは手賀沼からの浸水にも注意する

高齢者施設（保健福祉部福祉第2班）

利	運	堀	津	手	施設名	住所	連絡先
○					グループホーム さんぼみち柏	布施新町3-28-20	7135-3031
		○			特養 四季の里	松ヶ崎899-1	7135-2255
		○			ケアハウス 四季の里	松ヶ崎899-1	7135-3355
		○			グループホーム オアシス	柏下218	7165-1212
		○			葵の園 柏	松ヶ崎897-1	7135-0031
		○			北柏ナーシングケアセンター	柏下265	7169-8001
				○	葵の園 沼南	箕輪532-1	7160-8888

障害者施設（保健福祉部福祉第2班）

利	運	堀	津	手	施設名	住所	連絡先
		○			地域生活支援センターたんぼぼ	柏下135-1	7160-1239

乳幼児施設（児童家庭部福祉第3班）

利	運	堀	津	手	施設名	住所	連絡先
○					花の井保育園	大室1285-12	7135-7010
		○			しこだ児童センター	篠籠田609-5	7145-2522
		○			しこだ保育園	篠籠田1275-2	7143-8882
		○			柏市立かしわ幼稚園	篠籠田119	7143-1523

病院等（保健福祉部福祉第1班）

利	運	堀	津	手	施設名	住所	連絡先
○					柏ビレジクリニック	花野井1814-12	7133-1090
○					三富医院	布施新町4-1-9	7131-2350
		○			東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏下163-1	7164-1111
		○			北柏リハビリ総合病院	柏下265	7169-8000
		○			北柏胃腸科外科	北柏3-2-6	7160-2100
		○			北柏ファミリークリニック	北柏1-7-13	7160-3773
		○			玉川医院	北柏3-15-17	7163-4321
		○			町クリニック	柏下306-1	7166-3338
		○			宮尾クリニック	松ヶ崎726-6	7146-8238
		○			佐藤クリニック	高田139	7144-0076
		○			少名子耳鼻咽喉科	北柏1-2-7	7163-3387
		○			柏愛耳鼻咽喉科	松ヶ崎726-10	7143-3878
		○			柏厚生総合病院	篠籠田617	7145-1111
			○		吉沢医院	大井934-2-3-103	7192-0137
				○	千葉・柏リハビリテーション病院	大井2651	7160-8300

11. 土砂災害危険箇所

資料 11-1 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

箇所番号	箇所名	所在地
II-1008	花野井2	花野井古谷前
II-1011	花野井4	花野井三畝割
II-1007	花野井1	花野井台ノ山
II-1009	花野井3	花野井葉能田
II-7028	逆井2	逆井小山
II-7029	逆井3	逆井小山
II-1019	逆井藤ノ台1	逆井藤ノ台北ノ台
II-1014	根戸1	根戸花戸原
II-1018	酒井根1	酒井根根崎
II-7026	宿連寺1	宿連寺前原
I-0240	松ヶ崎1	松ヶ崎腰巻
II-1012	松ヶ崎2	松ヶ崎須賀
II-1013	松ヶ崎3	松ヶ崎須賀
I-2018	逆井	新逆井1丁目
III-1064	中原1	中原
II-1016	中新宿1	中新宿1丁目
II-1017	東山1	東山2丁目
I-0239	戸張	東柏2丁目
II-7027	柏1	柏大穴
II-1010	布瀬1	布施東
II-1015	豊四季1	豊四季笹原
II-1071	金山1	金山北谷津口
II-1072	金山2	金山北谷津口
II-1052	御条谷1	御条谷
II-1078	高柳2	高柳
I-0256	品川根	高柳品川根
II-1063	手賀1	手賀
II-1064	手賀2	手賀
II-1068	手賀6	手賀船戸
II-1065	手賀3	手賀太田
II-1066	手賀4	手賀太田
II-1067	手賀5	手賀太田
II-1056	泉1	泉高畑
II-1057	泉2	泉山中
II-1058	泉3	泉山中
II-1059	泉4	泉山中
III-1066	大井1	大井
II-1048	大井1	大井大納屋
II-1049	大井2	大井大六元
II-1050	大井3	大井中ノ橋
II-1070	塚崎1	塚崎

II-1075	藤ヶ谷1	藤ヶ谷大作
II-1076	藤ヶ谷2	藤ヶ谷大作
II-1077	藤ヶ谷3	藤ヶ谷馬場
II-1079	藤ヶ谷4	藤ヶ谷白砂
II-1069	布施4	布施宮前
II-1073	布施5	布施腰巻
II-1074	布施6	布施木崎
I-1279	腰巻	布瀬腰巻
I-0254	納屋	布瀬納屋
I-0257	木崎	布瀬木崎
III-1068	片山1	片山
II-1062	片山3	片山述内
II-1060	片山1	片山北ノ作
II-1061	片山2	片山北ノ作
III-1067	箕輪1	箕輪
II-1051	箕輪1	箕輪坊ノ口
III-1069	柳戸1	柳戸
I-0255	上柳戸	柳戸上柳戸
II-1053	鷺野谷1	鷺野谷
II-1054	鷺野谷2	鷺野谷
II-1055	鷺野谷3	鷺野谷

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ

傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼすおそれのある箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数が

・ 5 戸以上等 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

・ 1 ～ 4 戸 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

・ 被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ